

第2次高梁市環境基本計画

いつまでも暮らしたい 自然 歴史 風情のあるまち高梁
～地域資源を守り育てる持続可能なまちづくり～



令和4年3月
高梁市

はじめに

本市では、良好な環境の保全及び創造について基本理念を定めた「高梁市環境基本条例」に基づき、長期的な目標及び施策の大綱を定めた「高梁市環境基本計画」を平成24年度に策定し、これまで環境に関する施策を推進してまいりました。



10年間の計画期間中に、地球温暖化、海ごみ、食品ロス、外来生物等、様々な問題が顕在化し、ごみの減量化や空き家・耕作放棄地の増加などの身近な課題をはじめ、地球温暖化対策や海ごみ問題など、新たな課題に直面しています。

こうした中、高梁市総合計画に定めた「健幸都市たかはし」を環境面から実現する計画として、本市が目指すべき望ましい環境像を『いつまでも暮らしたい 自然歴史 風情のあるまち高梁 ～地域資源を守り育てる持続可能なまちづくり～』とし、今後10年間で進めるべき環境分野の施策を定めた「第2次高梁市環境基本計画」を策定しました。

本計画に掲げる環境に関する施策の取組みにより、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すとともに、本市の豊かな自然、風情のある町並みなどの良好な環境を守り、これらを次世代に引き継いでいかなければならないと考えています。市民・事業者・行政が協働し、より良い環境の創出、持続可能なまちづくりを進めていくためにも、皆さま方には一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりお力添えを賜りました、高梁市環境政策審議会の皆さまをはじめ、ご協力をいただきました皆さまに対し心からお礼申し上げます。

令和4年3月

高梁市長 近藤隆則

目次

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景・目的	1
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画の対象範囲	5
4. 計画の期間	5

第2章 高梁市の姿

1. 地域の概況	6
2. 環境の現状と課題	11

第3章 望ましい環境像と基本目標

1. 望ましい環境像	42
2. 基本目標	42
3. 計画の体系	44

第4章 環境施策

基本目標 1【脱炭素】	46
基本目標 2【自然共生】	52
基本目標 3【資源循環】	56
基本目標 4【安心・安全・快適】	60
基本目標 5【市民協働】	66

第5章 計画の推進体制と進行管理

1. 計画の推進体制	69
2. 計画の進行管理	70

資料編

資料 1. 用語説明	71
資料 2. 市民アンケート調査結果	81
資料 3. 事業者アンケート調査結果	93
資料 4. 高梁市環境基本条例	101

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景・目的

本市では、平成24年3月に制定した「高梁市環境基本条例」に基づき、平成24年7月に「高梁市環境基本計画」（以下、「第1次計画」という。）を策定し、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、第1次計画の計画期間の10年間では、地球温暖化に伴う記録的な猛暑や集中豪雨をはじめとする異常気象の頻発、外来生物の侵入や有害鳥獣被害の拡大、マイクロプラスチックなどの海ごみによる海洋汚染及び生態系や特に人体に与える影響、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品ロスの問題など、さらなる環境問題が顕在化してきています。特に、平成30年7月豪雨は、土地・建物の浸水や土石流の発生など、本市に甚大な被害をもたらし、改めて自然災害の脅威を認識させられました。

また、世界においては、平成27年に持続可能な開発目標（SDGs：エス・ディー・ジーズ）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や気候変動に関する国際的枠組みである「パリ協定」の採択など、世界を巻き込む国際的合意がなされ、環境を取り巻く社会情勢が大きく変化しています。

このような状況を踏まえて、国や岡山県においては、これら国際的な動向を取り入れた新たな環境基本計画が策定されています。

本市においても、第1次計画の計画期間が令和3年度末をもって終了することから、本市が抱える環境課題を見つめ直し、環境を取り巻く社会情勢の変化、国や岡山県の環境政策の動向を踏まえて、新たに10年間で推進すべき環境施策を掲げる「第2次高梁市環境基本計画」（以下、「第2次計画」という。）を策定します。

環境課題の解決のためには、市民一人ひとりが環境に配慮した取組を実践することが必要不可欠であることから、本市の環境施策の基本的な方向性を掲げる第2次計画を、市・市民・事業者・市民団体の連携・協働により推進することで、今後も「高梁市環境基本条例」の基本理念の実現を目指すとともに、持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも貢献していきます。

(1) 国際的な動向

平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成 28 年から令和 12 年までの国際目標で、17 の目標とそれらに付随する 169 のターゲットから構成されており、環境・社会・経済の 3 つの側面を統合的に解決する考え方が強調されています。

■持続可能な開発目標（SDGs）の 17 の目標



また、平成 27 年 11 月末から 12 月にかけてフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、令和 2 年以降の地球温暖化対策の新たな枠組みである「パリ協定」が採択されました。

さらに、令和 3 年 10 月末から 11 月にかけてイギリス・グラスゴーで開催された気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（COP26）において、令和 12 年までの温室効果ガス排出量の削減強化を各国に求める「グラスゴー気候合意」が採択されました。

(2) 国の動向

国の「第五次環境基本計画」が、平成30年4月に閣議決定されました。同計画では、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方も活用しながら、分野横断的な6つの重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現することで、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしています。また、その中で、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進していくこととしています。

■ 地域循環共生圏のイメージ



出典：第五次環境基本計画の概要（環境省）

(3) 岡山県の動向

岡山県の「岡山県環境基本計画（エコビジョン2040）」が、令和3年3月に策定されました。同計画では、岡山県が目指す将来の姿を「より良い環境に恵まれた持続可能な社会～山から海まで 豊かな岡山を 次世代へ～」とし、それを実現するため、4つの「基本目標」と2つの「横断的な視点」により、それぞれ「重点プログラム」と努力目標としての「指標」を位置づけています。

■ 基本目標

- 気候変動対策（緩和・適応）の推進
- 循環型社会の形成
- 安全・安心な生活環境の保全と創出
- 自然と共生した社会の形成

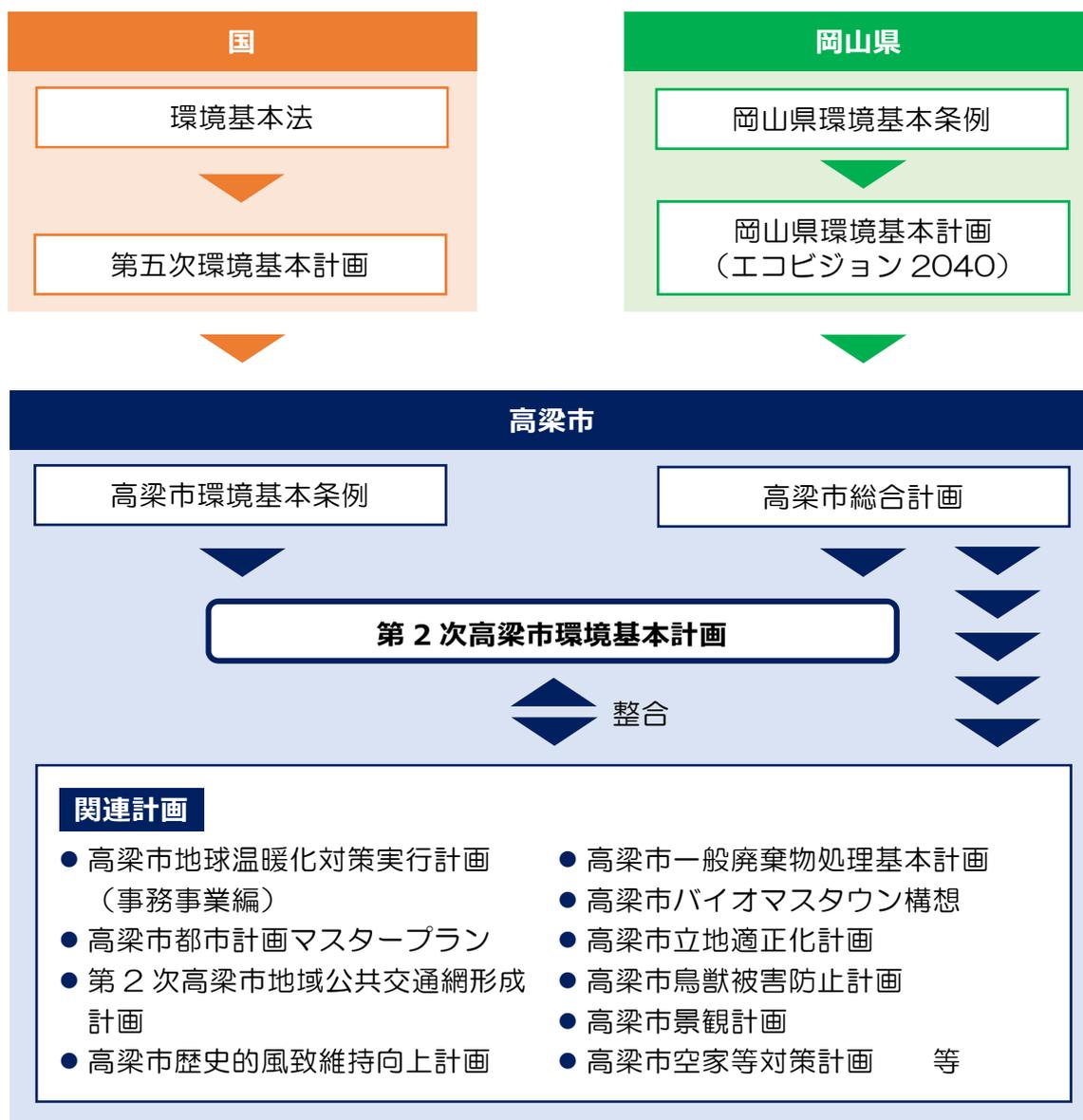
■ 横断的な視点

- 環境の未来を支える担い手づくり
- 環境の未来を創る経済振興

2. 計画の位置づけ

第2次計画は、「高梁市環境基本条例」に位置づけられた計画であり、本市の最上位計画である「高梁市総合計画」を、環境面から総合的かつ計画的に推進するための計画です。

また、上位計画となる国の第五次環境基本計画や岡山県環境基本計画（エコビジョン2040）の内容を踏まえるとともに、本市の関連計画との整合を図りつつ、本市が推進する環境施策や、市民・事業者・市民団体の環境に配慮した取組に対して基本的な方向性を示す計画です。



3. 計画の対象範囲

第2次計画で対象とする環境の範囲は、下表に示すとおりです。

区分	環境の範囲	
脱炭素	<ul style="list-style-type: none"> ● 省エネルギー ● 気候変動 等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生可能エネルギー
自然共生	<ul style="list-style-type: none"> ● 動植物 ● 山林・里山 ● 有害鳥獣 ● 自然とのふれあい 等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 外来生物 ● 農地 ● 水辺
資源循環	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみの3R 	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみの適正処理 等
安心・安全・快適	<ul style="list-style-type: none"> ● 大気汚染 ● 騒音・振動・悪臭 ● 有害化学物質汚染 ● 歴史・文化財 ● 公共交通 	<ul style="list-style-type: none"> ● 水質汚濁 ● 土壌・地下水汚染 ● 景観 ● 公園・緑地 ● 空き家 等
市民協働	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境学習・教育 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境保全活動 等

4. 計画の期間

第2次計画の計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とします。
 ただし、今後の環境問題や環境を取り巻く社会情勢の変化等に的確に対応していくため、中間年度の令和8年度に数値目標をはじめとした計画の見直しを行います。



第2章 高梁市の姿

1. 地域の概況

(1) 位置・歴史等

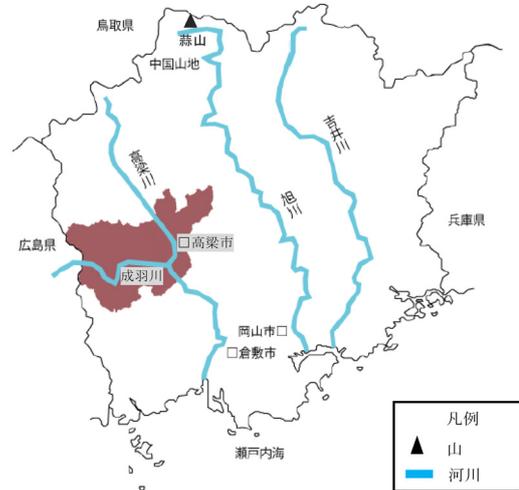
本市は、古来「備中の国」の中核として繁栄し、近世では幕藩体制のもとに備中松山藩を中心として、また、近代以降においても政治、経済、教育の中心地として栄えてきました。そして、平成16年10月1日に、旧高梁市、旧有漢町、旧成羽町、旧川上町及び旧備中町の1市4町が新設合併して、現在の本市が誕生しました。

本市は、岡山県中西部に広がる吉備高原に位置しており、東は吉備中央町、西は広島県神石高原町、北は新見市、真庭市、南は総社市、井原市に隣接しています。市域は東西35km、南北30kmとやや東西方向に長く、面積は546.99km²で、県土の7.7%を占め、県内の市町村では4番目に広い面積を有しています。本市の東部を県下三大河川の1つである高梁川が貫流し、高梁川、成羽川及び有漢川の流域の平地に市街地が広がり、その他は、急峻な傾斜部及び起伏が激しい高原部に集落が点在しています。

本市は瀬戸内海式気候とよばれる気候区分に含まれ、年間を通じて天気や湿度が安定しています。また本市は1年を通じて霧が多い地域でもあります。

こうした自然的特色を持つ本市は、河川の流れや水辺の風景と高原部の耕地や豊かな森林環境など、古きよき町並みを残す都市空間とのどかな農村風景とがあいまって、美しい生活空間を形成しています。また、備中松山城、武家屋敷や寺院、銅山とベンガラ製造で発展した吹屋の町並み、備中たかはし松山踊り、備中神楽、渡り拍子など多くの有形・無形の文化財が保存・継承されています。

本市と他地域を結ぶ交通機能としては、一般国道180号、同313号、同484号、岡山自動車道、JR伯備線が整備され、空港へ向かう交通の便も良好です。これら利便性の高い交通網と豊かな自然環境や歴史文化に彩られた地域特性を背景に、大学等の高等教育機関が集積しており、地域や行政、民間企業等と連携した学園文化交流都市づくりが推進されています。

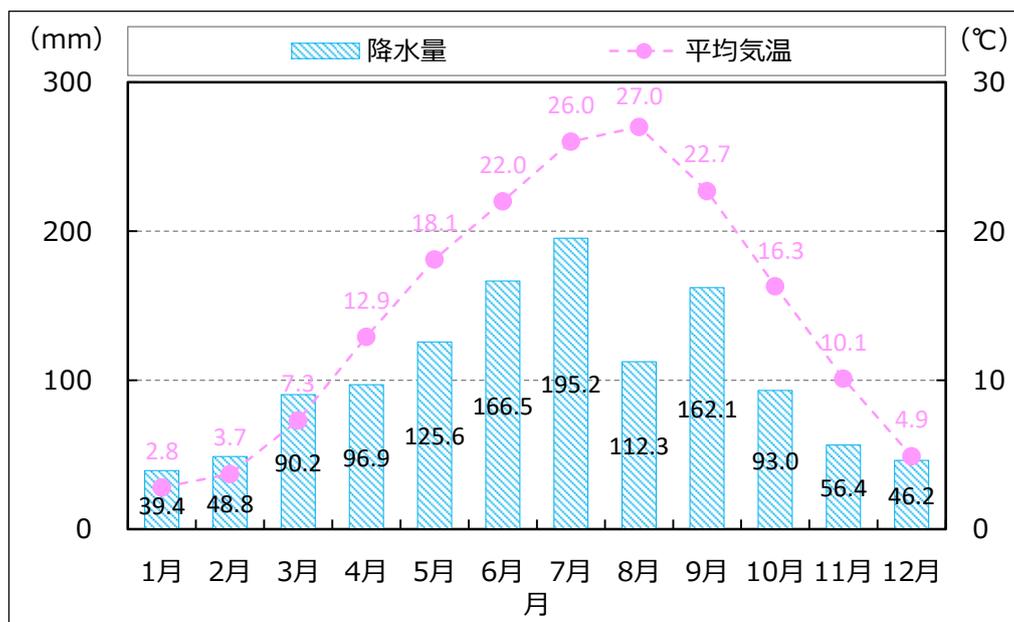


高梁市の位置

(2) 気象

本市の平成3（1991）年から令和2（2020）年の過去30年間における年平均気温は14.5℃、年間降水量は1,230.3mmとなっています。

月別の平均気温を見ると、8月が27.0℃と最も高く、1月が2.8℃と最も低くなっています。また、月別の降水量を見ると、7月が195.2mmと最も多く、1月が39.4mmと最も少なくなっています。



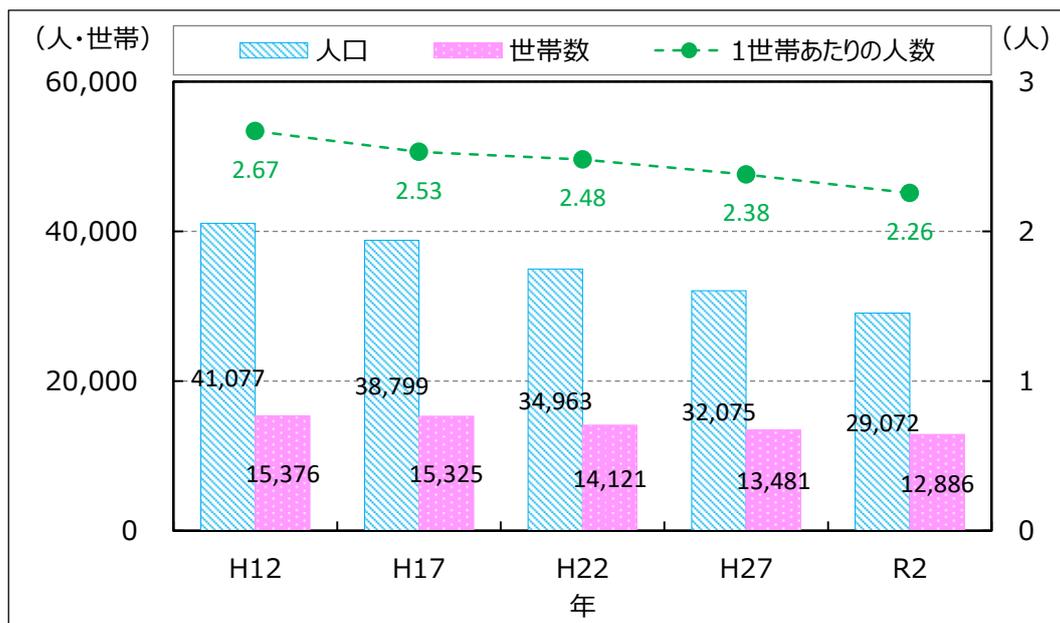
資料：気象庁統計資料

月別の降水量及び平均気温

(3) 人口及び世帯数

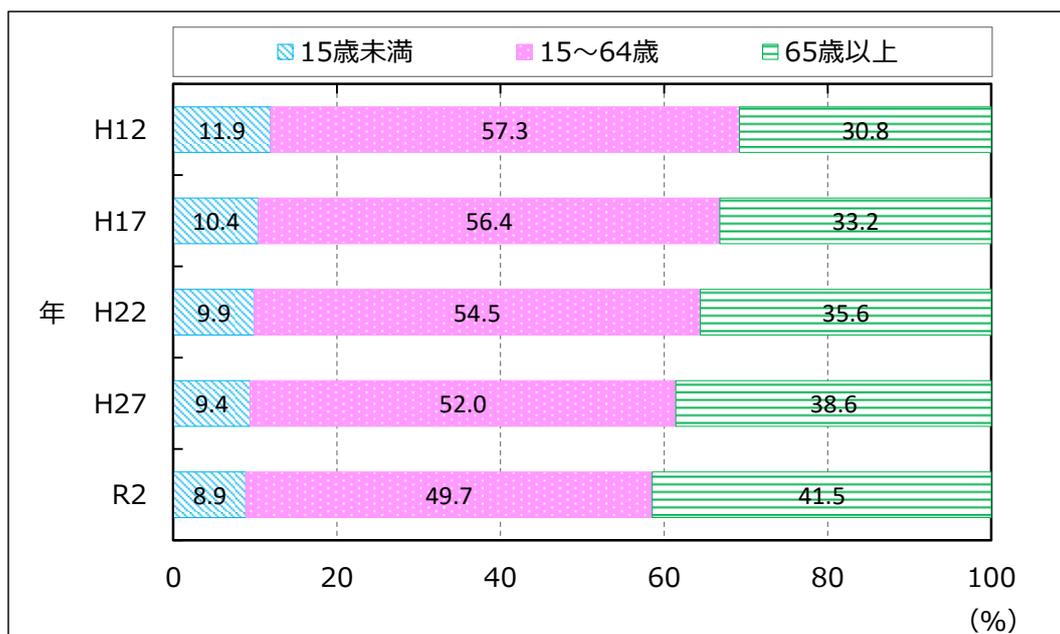
本市の人口及び世帯数は、令和2年でそれぞれ29,072人、12,886世帯となっており、人口は減少傾向、世帯数は増加傾向で推移していましたが、平成17年から減少傾向に転じています。

1世帯あたりの人数は、令和2年で2.26人となっており、減少傾向で推移していることから、核家族化や単身世帯化が進行しています。また、年齢階級別構成比は、15歳未満及び15～64歳が減少傾向、65歳以上が増加傾向にあることから、少子高齢化もあわせて進行しています。



資料：国勢調査

人口及び世帯数の推移



資料：国勢調査

年齢階級別構成比の推移

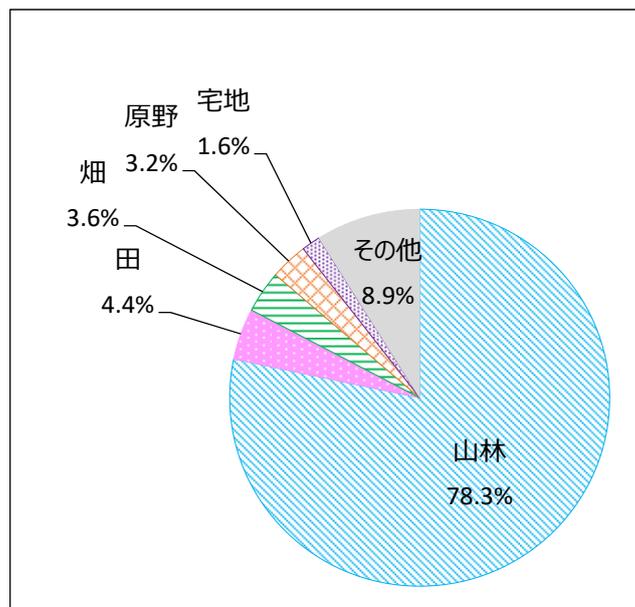
(4) 土地利用

本市の地目別面積の構成比は、山林が 78.3%と最も高く、次いで田が 4.4%、畑が 3.6%などとなっています。

地目別面積（令和 2 年度現在）

区分	面積 (km ²)
山林	428.39
田	24.31
畑	19.47
原野	17.29
宅地	9.00
その他	48.53
合計	546.99

資料：高梁市資料

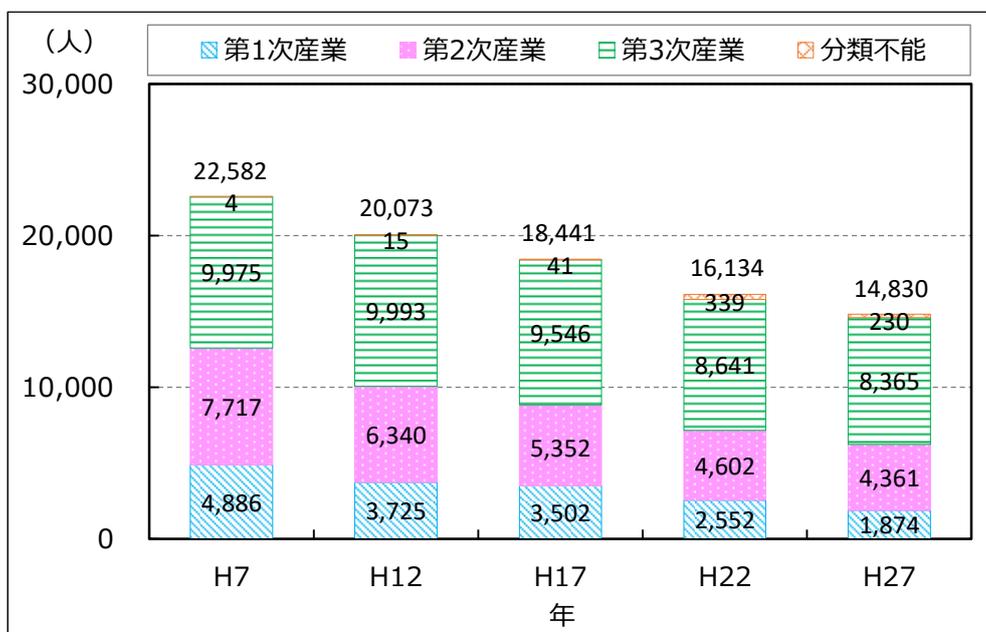


資料：高梁市資料

地目別面積の構成比（令和 2 年度現在）

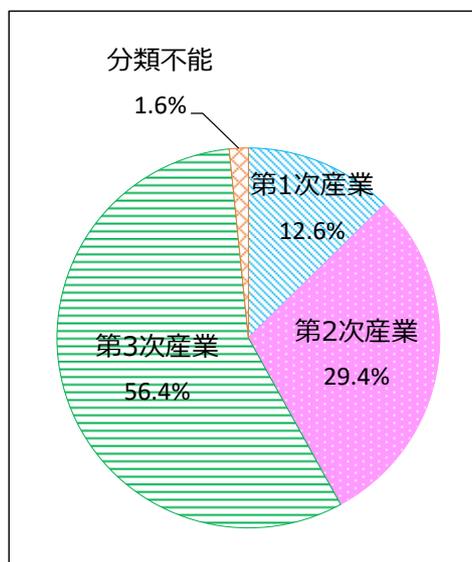
(5) 産業

本市の産業大分類別就業者数は、平成 27 年で 14,830 人となっており、減少傾向で推移しています。平成 27 年における産業大分類別就業者数の構成比は、第 3 次産業が 56.4%と最も多く、次いで第 2 次産業が 29.4%、第 1 次産業が 12.6%などとなっています。



資料：国勢調査

産業大分類別就業者数の推移



資料：国勢調査

産業大分類別就業者数の構成比（平成 27 年）

2. 環境の現状と課題

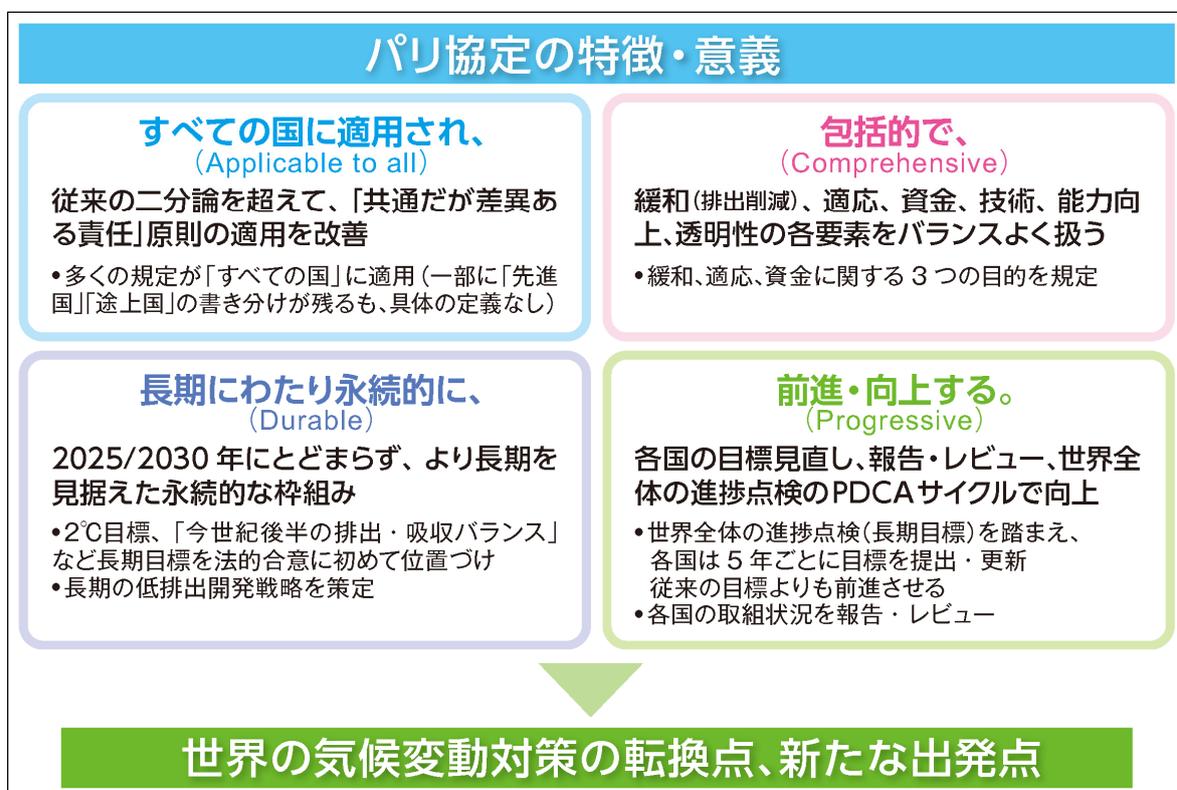
(1) 脱炭素

①現状

1) 地球温暖化問題の動向

■国際的な動向

平成 27 年 11 月末から 12 月にかけてフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定」では、温室効果ガス排出削減（緩和）の長期目標として、気温上昇を 2℃より十分下方に抑える（2℃目標）とともに 1.5℃に抑える努力を継続すること、そのために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロ（排出量と吸収量を均衡されること）、すなわちカーボンニュートラルを達成することが掲げられました。



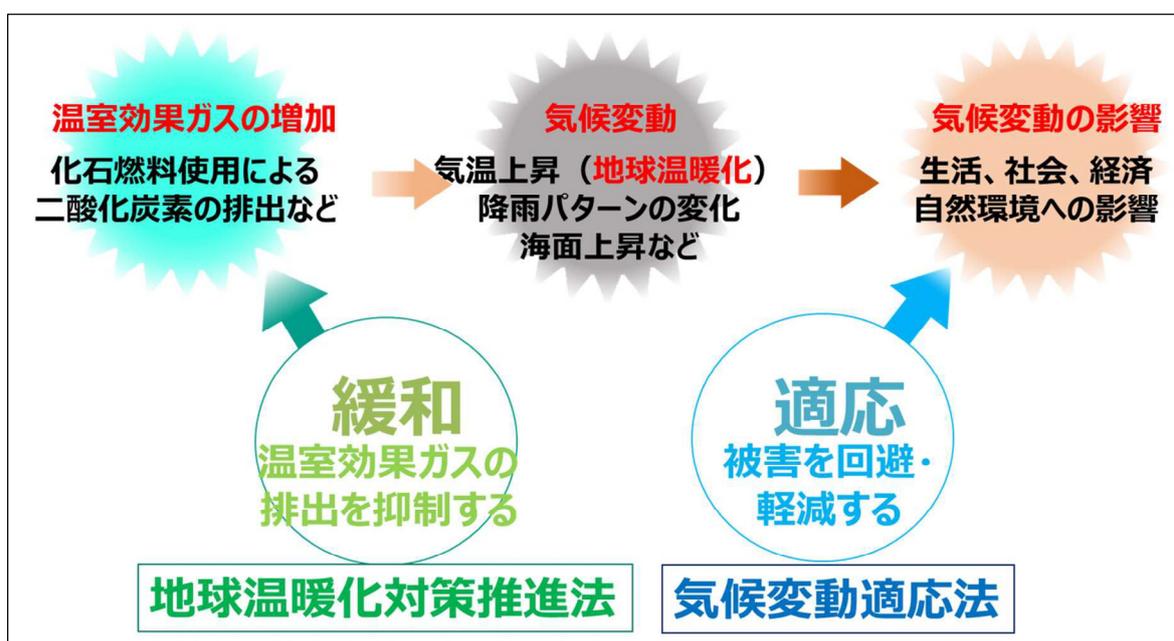
資料：STOP THE 温暖化 2017（環境省）
パリ協定の特徴・意義

また、令和 3 年 10 月末から 11 月にかけてイギリス・グラスゴーで開催された気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（COP26）で採択された「グラスゴー気候合意」では、「パリ協定」の 1.5℃努力目標達成に向け、今世紀半ばのカーボンニュートラルの達成及びその経過点である令和 12（2030）年に向けて野心的な気候変動対策に取り組んでいくことが合意されました。

■ 国内の動向

国の「地球温暖化対策計画」が、平成 28 年 5 月に閣議決定されました。同計画では、温室効果ガス排出量を「平成 25（2013）年度比で令和 12（2030）年度に 26%削減する」という中期目標や、地球温暖化対策（緩和策）と経済成長を両立させながら「令和 32（2050）年度までに 80%削減を目指す」という長期目標が掲げられました。

また、「気候変動適応法」が平成 30 年 6 月に制定、「気候変動適応計画」が同年 11 月に閣議決定されました。同計画では、気候変動適応に関する施策（適応策）を総合的かつ計画的に推進することで、気候変動の影響による被害の防止・軽減、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び国土の強靱化を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指すことが示されました。



資料：環境省資料

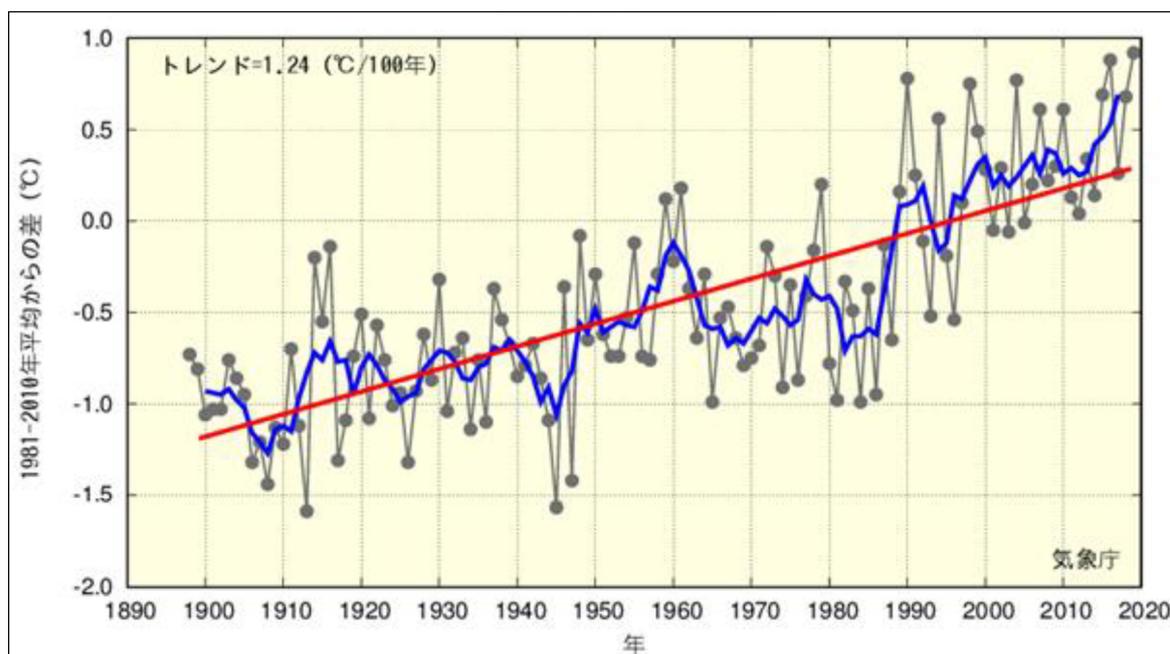
緩和策と適応策の関係

さらに、令和 2 年 10 月に、令和 32（2050）年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが表明されました。その後、令和 3 年 4 月に、温室効果ガス排出量の新たな中期目標として、「平成 25（2013）年度比で令和 12（2030）年度に 46%削減を目指し、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続ける」ことが表明されました。この野心的な目標の達成に向けた緩和策のさらなる推進を図るため、令和 3 年 10 月に「地球温暖化対策計画」の改訂が行われるとともに、気候変動対策の両輪である適応策についてもさらなる推進を図るため、「気候変動適応計画」の改訂が行われました。

2) 地球温暖化の影響

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が平成30年に公表した「1.5℃特別報告書」によれば、「工業化以降、人間活動は約1.0℃の地球温暖化をもたらしている」とされています。

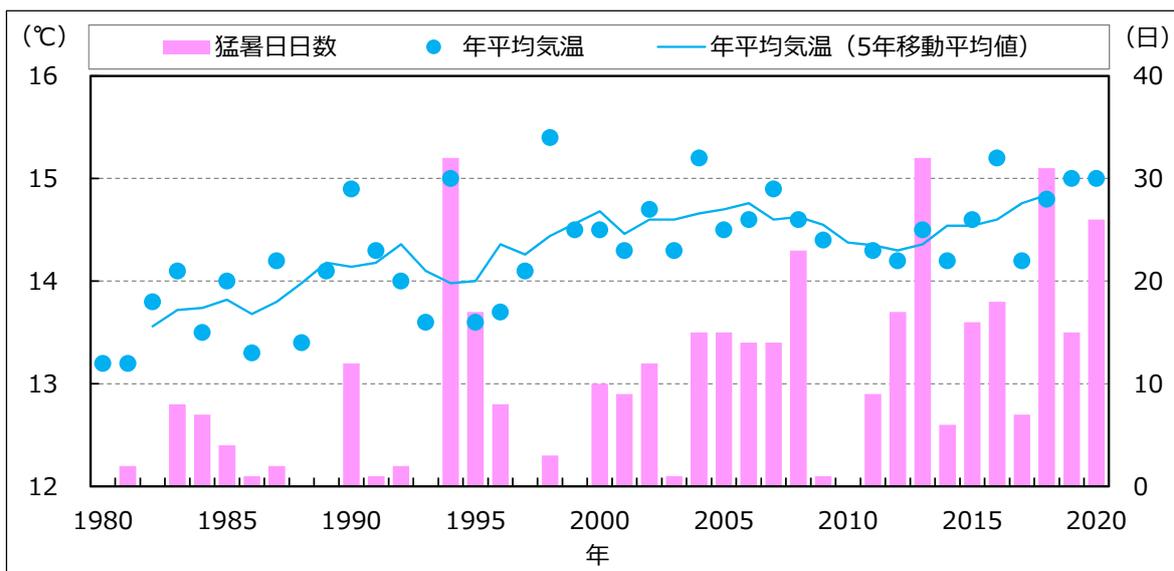
日本の年平均気温の長期的な推移を見ると、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、上昇率は100年当たり1.24℃となっています。気象庁の解析によれば、世界全体の年平均気温の上昇率は0.74℃とされていることから、日本の年平均気温の上昇は世界全体よりも早く進行しています。



資料：日本の気候変動 2020 (文部科学省・気象庁)
日本の年平均気温偏差の推移

本市の昭和55(1980)年以降の年平均気温の長期的な推移を見ると、上昇傾向で推移しており、5年移動平均値は、昭和55(1980)～昭和59(1984)年で13.6℃、平成28(2016)～令和2(2020)年で14.8℃と1.2℃上昇しています。また、年平均気温の上昇に伴い、猛暑日(日最高気温が35℃以上の日)の日数も増加傾向にあり、令和2(2020)年で26日となっています。

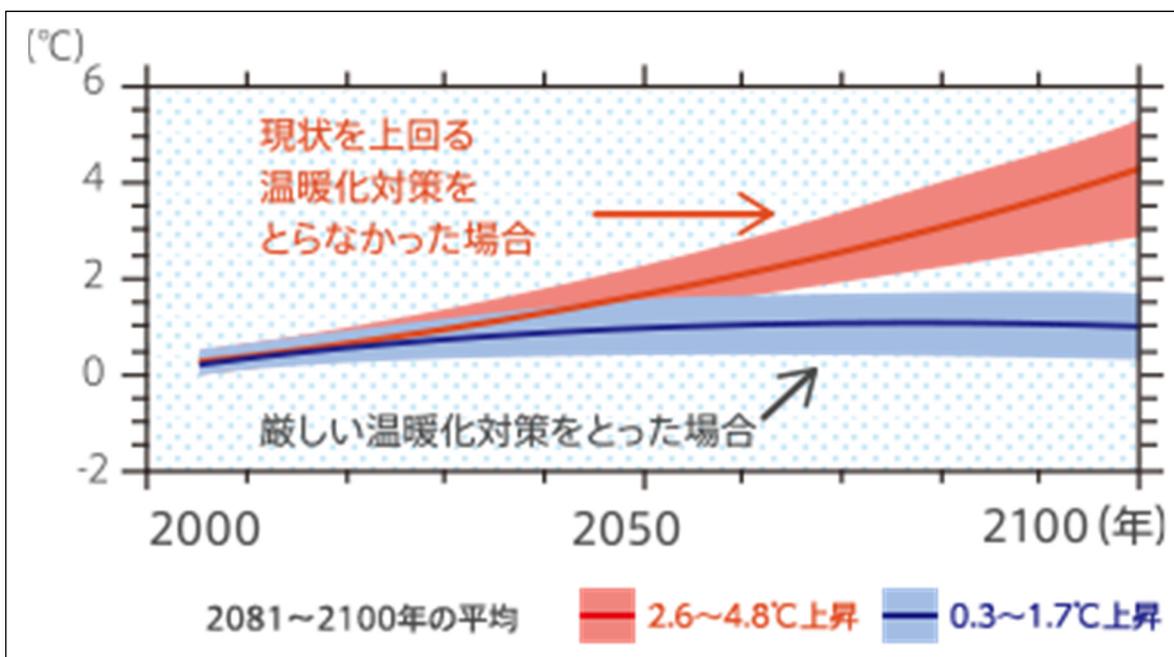
近年では、気温上昇によって、大雨や短時間強雨の強度・頻度の増加、熱中症リスクの増加、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化など、様々な影響が顕在化しています。気象庁の実験によれば、市内各地に甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨についても、気温上昇による水蒸気量の増加が積算降水量を底上げしたものとされています。



資料：気象庁統計資料

高梁市の年平均気温及び猛暑日日数の推移

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が平成 25 年から平成 26 年にかけて公表した「第 5 次評価報告書」によれば、21 世紀末（2081～2100 年平均）の世界の年平均気温は、20 世紀末頃（1986～2005 年平均）と比べて、現状を上回る温暖化対策をとらなかった場合は 2.6～4.8℃上昇、厳しい温暖化対策をとった場合でも 0.3～1.7℃上昇する可能性が高いとされています。



資料：環境省資料

1986～2005 年平均に対する世界の年平均気温の将来変化

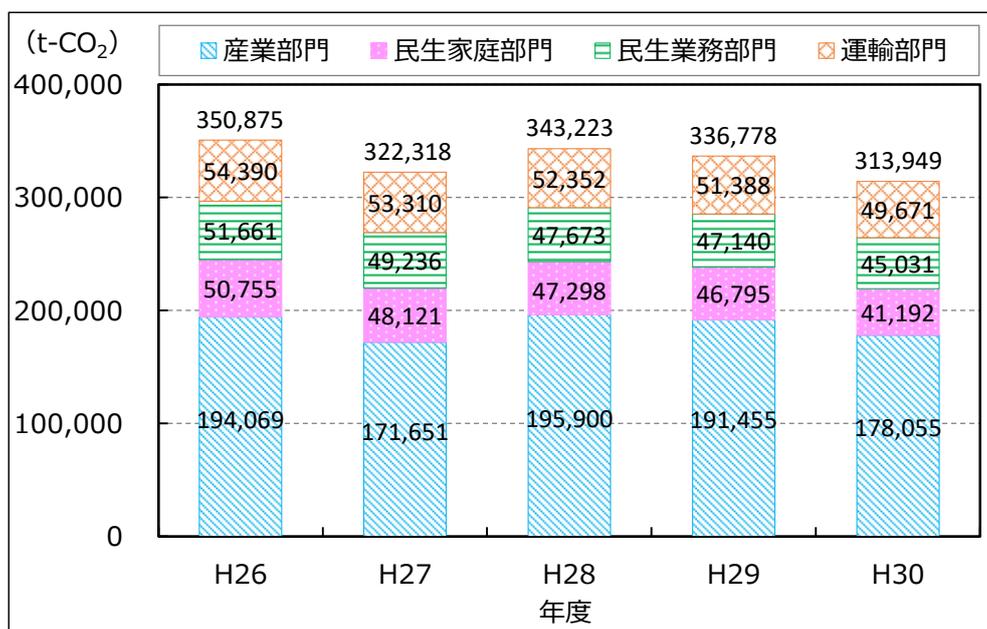
気象庁の解析によれば、21 世紀末（2076～2095 年平均）の日本の年平均気温は、20 世紀末（1980～1999 年平均）と比べて、現状を上回る温暖化対策をとらなかった場合は 4.5℃上昇、厳しい温暖化対策をとった場合でも 1.4℃上昇する可能性が高いとされています。

また、21 世紀末（2081～2100 年平均）の本市の年平均気温は、20 世紀末（1981～2000 年平均）と比べて、現状を上回る温暖化対策をとらなかった場合は 4℃前後、厳しい温暖化対策をとった場合でも 1℃前後上昇する可能性が高いとされています。

3) 市域における温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量

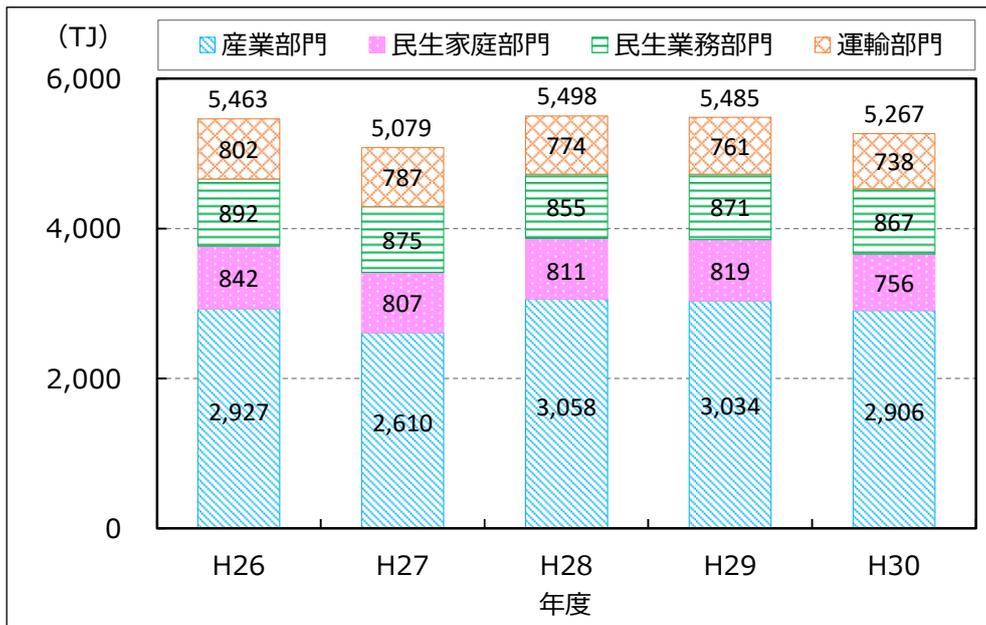
市域における温室効果ガス（CO₂）排出量は、平成 30 年度で 313,949t-CO₂ となっており、ここ 5 年間は多少の増減は見られるものの減少傾向で推移し、平成 26 年度と比較すると 10.5%減となっています。部門別に見ると、産業部門が 8.3%減、民生家庭部門が 18.8%減、民生業務部門が 12.8%減、運輸部門が 8.7%減と、全ての部門で減少しています。

また、市域におけるエネルギー消費量は、平成 30 年度で 5,267TJ となっており、温室効果ガス（CO₂）排出量と同様に、ここ 5 年間は多少の増減は見られるものの減少傾向で推移しています。



資料：高梁市資料

市域における温室効果ガス（CO₂）排出量の推移

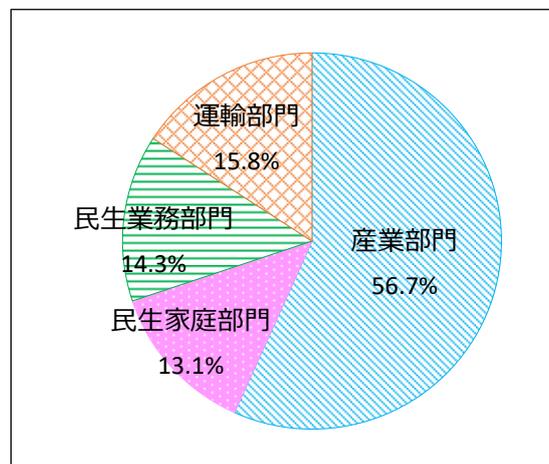


資料：高梁市資料

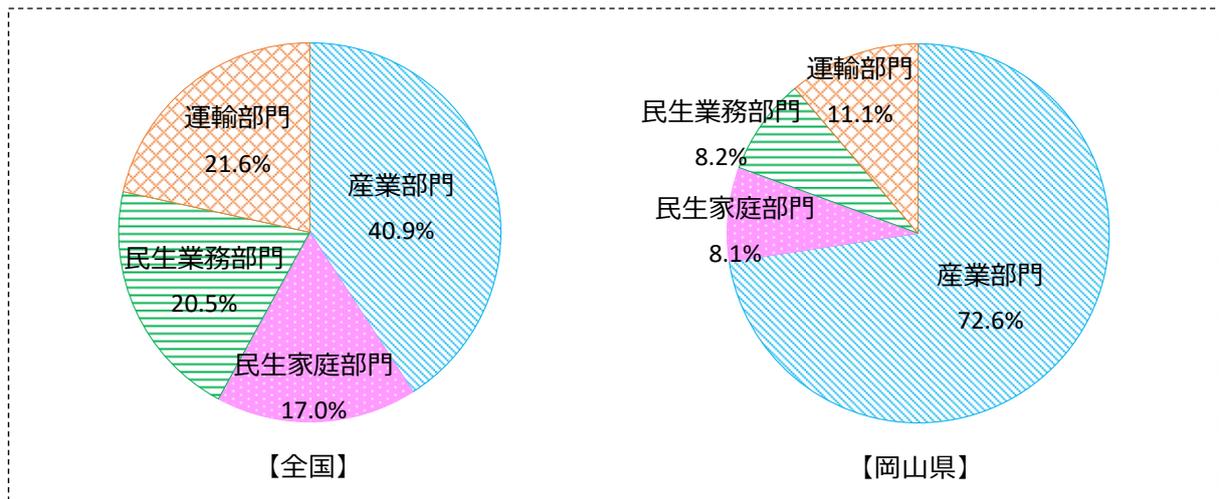
市域におけるエネルギー消費量の推移

市域における温室効果ガス（CO₂）排出量の部門別構成比を見ると、産業部門が56.7%と最も高く、次いで運輸部門が15.8%、民生業務部門が14.3%、民生家庭部門が13.1%となっています。

また、全国・岡山県における温室効果ガス（CO₂）排出量の部門別構成比と比較すると、産業部門が全国より15.8%高く、岡山県より15.9%低くなっています。



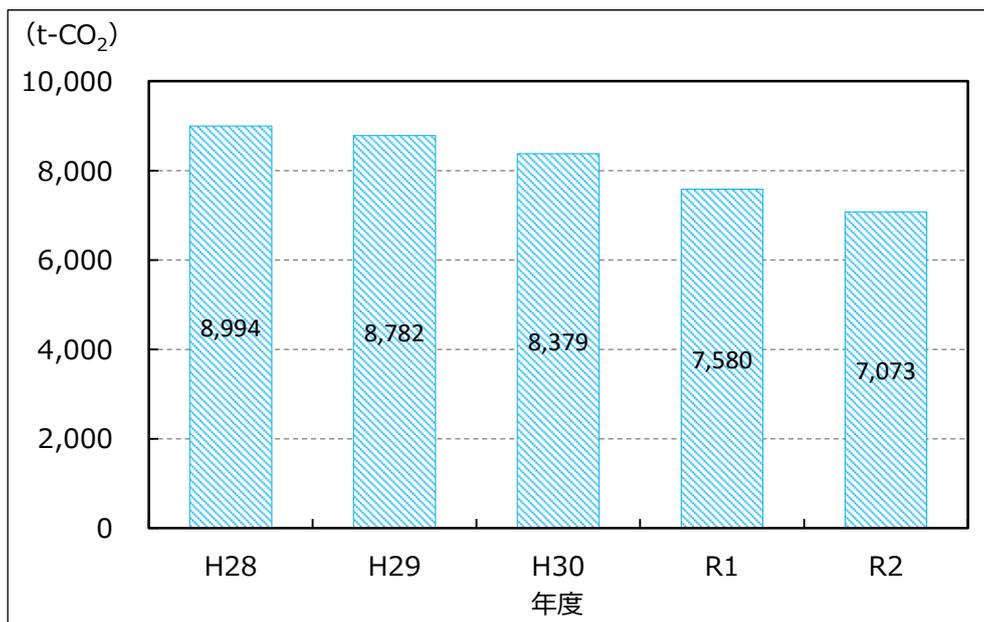
市域における温室効果ガス（CO₂）排出量の部門別構成比（平成30年度）



資料：日本の温室効果ガス排出量データ（1990～2019年度）確報値（環境省）、岡山県地球温暖化防止行動計画の進捗状況について（岡山県）
 全国・岡山県における温室効果ガス（CO₂）排出量の部門別構成比（平成 30 年度）

4) 市の事務事業に係る温室効果ガス排出量

本市の事務事業に係る温室効果ガス排出量は、令和 2 年度で 7,073t-CO₂ となっており、減少傾向で推移しています。



資料：高梁市資料
 市の事務事業に係る温室効果ガス排出量の推移

5) 再生可能エネルギー

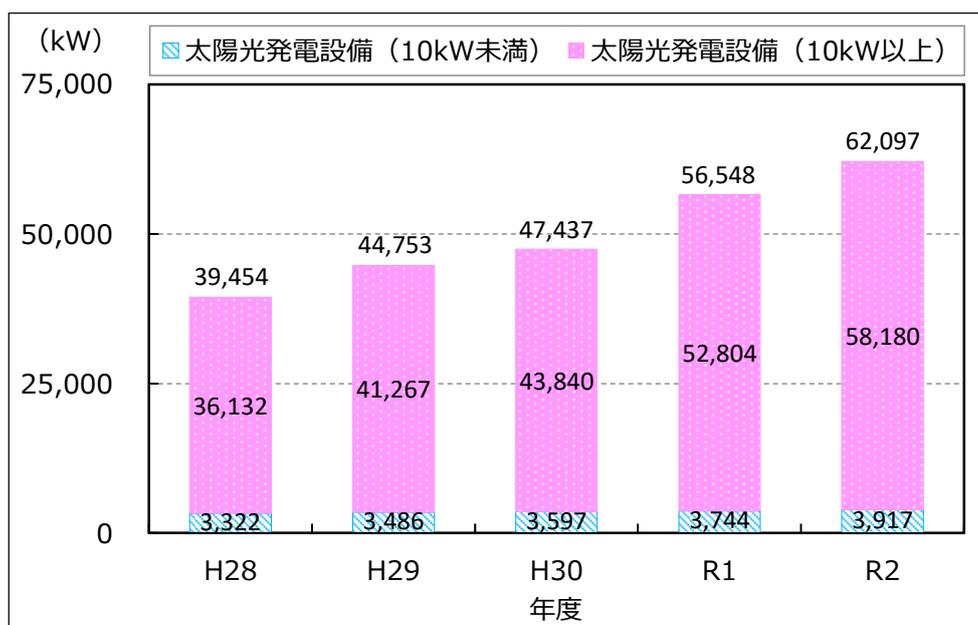
本市では、市有施設への太陽光発電設備の導入を推進しています。現在、12 施設に導入しており、累計導入量は 277.4kW となっています。

また、市内の固定価格買取制度による太陽光発電設備の累積導入容量は、令和 2 年度で 62,097kW となっています。

市有施設への太陽光発電設備の導入容量（令和 3 年 12 月調査）

施設	導入容量 (kW)
高梁総合文化会館	50.0
有漢給食調理場	20.0
高梁小学校	30.0
落合小学校	30.0
川面小学校	19.0
川上小学校	20.0
高梁中学校	30.0
成羽中学校	30.0
市営木野山駅前住宅	7.2
高梁市本庁舎	10.0
高梁市消防署西分駐所	15.0
成羽長寿園	16.2
合計	277.4

資料：高梁市資料



資料：固定価格買取制度情報公表用ウェブサイト（資源エネルギー庁）
固定価格買取制度による太陽光発電設備の累積導入容量の推移

②課題

- 本市の事務事業に係る温室効果ガス排出量は減少傾向で推移していますが、市有施設におけるエネルギー消費量のさらなる削減に向けて、再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備等の導入・更新を率先的に推進していくとともに、市職員全員が日常的に省エネ行動に取り組んでいく必要があります。
- アンケート調査結果によれば、家庭や事業所への再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の導入率は、「LED 照明」以外については半数以下となっていますが、今後の導入意向を持っている設備も多く見られることから、導入効果や活用できる助成制度等について情報発信を行うことで導入を促していく必要があります。特に、「電気自動車やプラグインハイブリッド自動車」については、今後の導入意向を持っている市民・事業者の割合が最も高くなっていることから、充電設備等のインフラ整備を推進していく必要があります。
- アンケート調査結果によれば、本市に今後期待する支援等として「環境保全のための助成制度の充実」を挙げる事業者の割合は最も高く（8 項目中 1 位）なっていることから、助成制度の創設や活用できる助成制度等についての情報発信など、支援体制の強化を図っていく必要があります。
- アンケート調査結果によれば、関心がある環境問題として「地球温暖化」を挙げる市民の割合は最も高く（22 項目中 1 位）なっています。また、本市が重点的に今後進めるべき取組として「地球温暖化に伴う気候変動への適応策の検討（熱中症対策や災害対策など）」を挙げる市民の割合は高く（28 項目中 4 位）なっていることから、温室効果ガスの排出を抑制する緩和策に加えて、気温上昇による大雨や短時間強雨の強度・頻度の増加、熱中症リスクの増加など、地球温暖化の進行がもたらす気候変動の影響に備える適応策を検討していく必要があります。
- 市域における温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量は減少傾向で推移していますが、「COOL CHOICE（賢い選択）」の普及促進等によって、脱炭素社会の実現に向けた市民・事業者のライフスタイル・ビジネススタイルの転換を図っていく必要があります。

(2) 自然共生

①現状

1) 希少野生動植物

岡山県では、県内における絶滅のおそれのある野生動植物の現状を把握し、地域における野生動植物の保護や自然環境保全施策の推進を図ることを目的として、平成15年に「岡山県版レッドデータブック」を作成、平成22年に改訂した後、令和2年に新たに「岡山県版レッドデータブック2020」を作成しています。

同レッドデータブックでは、鳥類、昆虫類、維管束植物及びコケ植物についてのみ、掲載種の生息・生育地域が公表されています。市内では、鳥類が32種、昆虫類が59種、維管束植物が183種、コケ植物が14種と多くの希少野生動植物の生息・生育が確認されています。

2) 外来生物

市内では、オオキンケイギク、ヌートリア、アライグマなど、特定外来生物の生息・生育が確認されています。

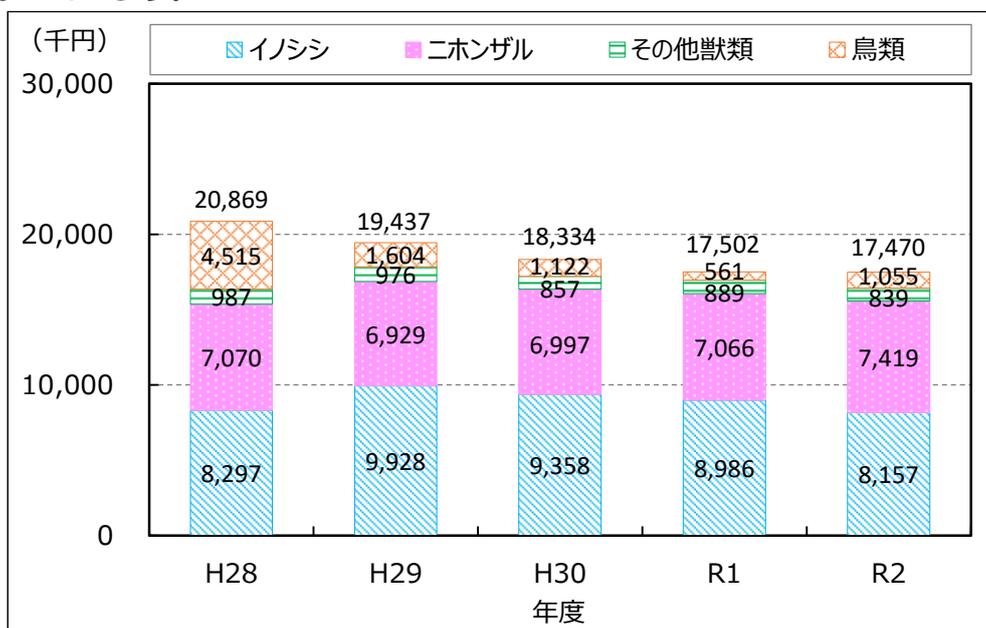


オオキンケイギク

3) 有害鳥獣

市内では、イノシシ、ニホンザル、その他獣類、鳥類など、有害鳥獣による農林水産業等への被害が発生しています。

被害総額は、令和2年度で17,470千円となっており、減少傾向で推移しています。その内訳を見ると、イノシシが8,157千円と最も多く、次いでニホンザルが7,419千円などとなっています。



資料：高梁市資料

有害鳥獣による農林水産業等への被害金額の推移

4) 森林

本市の森林面積は428.39km²で、市域の78.3%を占めています。また、森林計画対象森林（国有林・民有林）の面積は428.12km²で、そのうち人工林が占める割合は23.2%となっています。

森林面積（令和2年3月31日現在）

区分	森林面積（km ² ）			構成比（%）
	国有林	民有林	合計	
人工林	6.37	92.88	99.24	23.2%
天然林	3.77	314.49	318.26	74.3%
その他	0.53	10.09	10.62	2.5%
合計	10.67	417.45	428.12	100%

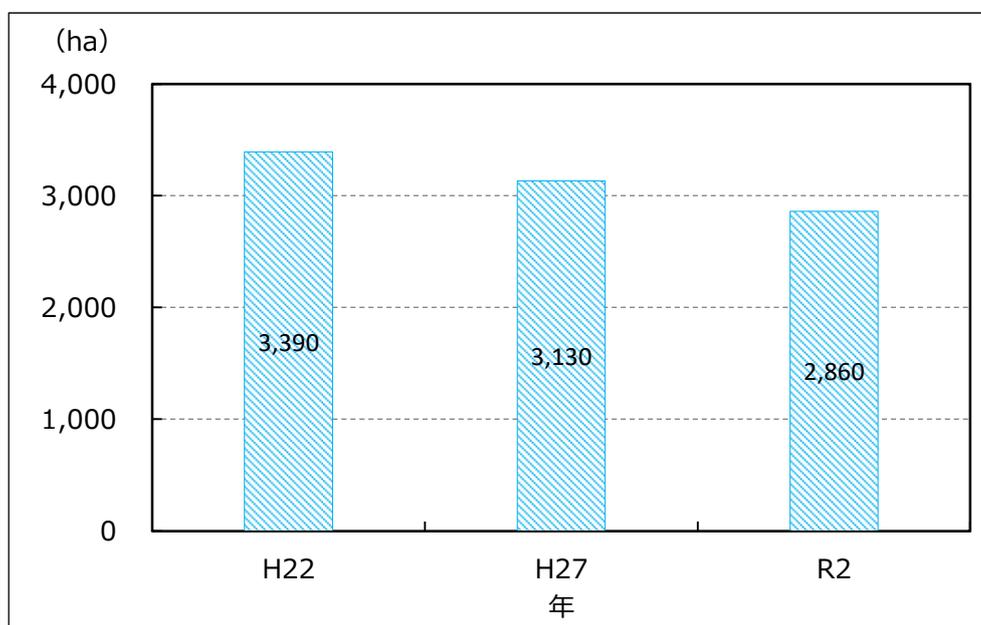
注1) 国有林については国有林の地域別の森林計画対象森林のみ、民有林については地域森林計画対象森林のみを示しています。

注2) 四捨五入のため合計が合わない場合があります。

資料：岡山県の森林資源

5) 農地

本市の耕地面積は、平成22年に3,390haであったものが令和2年には2,860haとなっており、耕作放棄地の増加等により減少傾向で推移しています。



資料：作物統計、荒廃農地調査

耕地面積の推移

②課題

- 市内には多くの希少野生動植物が生息・生育していますが、アンケート調査結果によれば、関心がある環境問題として「野生生物の種の減少」を挙げる市民の割合は低く（22 項目中 19 位）なっていることから、希少野生動植物の保護を推進するとともに、市民への意識啓発や情報発信を行うことで、生物多様性保全に関する関心と意識の向上に努めていく必要があります。
- 市内ではオオキンケイギクやヌートリア等の特定外来生物の生息・生育が確認されていることから、市民への特定外来生物の特徴や駆除方法等について情報発信を行うことで、被害の拡大防止に努めていく必要があります。また、岡山県や周辺自治体と連携して、ヒアリ等の新たな特定外来生物の侵入防止に向けた対策を推進していく必要があります。
- イノシシやニホンザル等による農林水産業等への被害総額は減少傾向で推移していますが、現在でも多くの被害が発生しています。また、アンケート調査結果によれば、本市が重点的に今後進めるべき取組として「有害鳥獣による農作物被害や人的被害の防止対策」を挙げる市民の割合は最も高く（28 項目中 1 位）なっていることから、防護柵・捕獲檻の設置や駆除活動の実施に対する支援を行うことで、被害の拡大防止に努めていく必要があります。
- アンケート調査結果によれば、「緑の豊かさ」に対する市民の満足度は最も高く（17 項目中 1 位）なっています。市内の豊かな森林を市民共有の財産として次世代に継承するため、適正な管理を推進し、水源かん養機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能、土砂災害防止機能等の森林が有する多面的機能の維持・発揮を図っていく必要があります。
- 耕作放棄地の荒廃が進み、非農地化していることから、優良農地を確保するため、担い手の利用権設定のさらなる推進を図っていく必要があります。

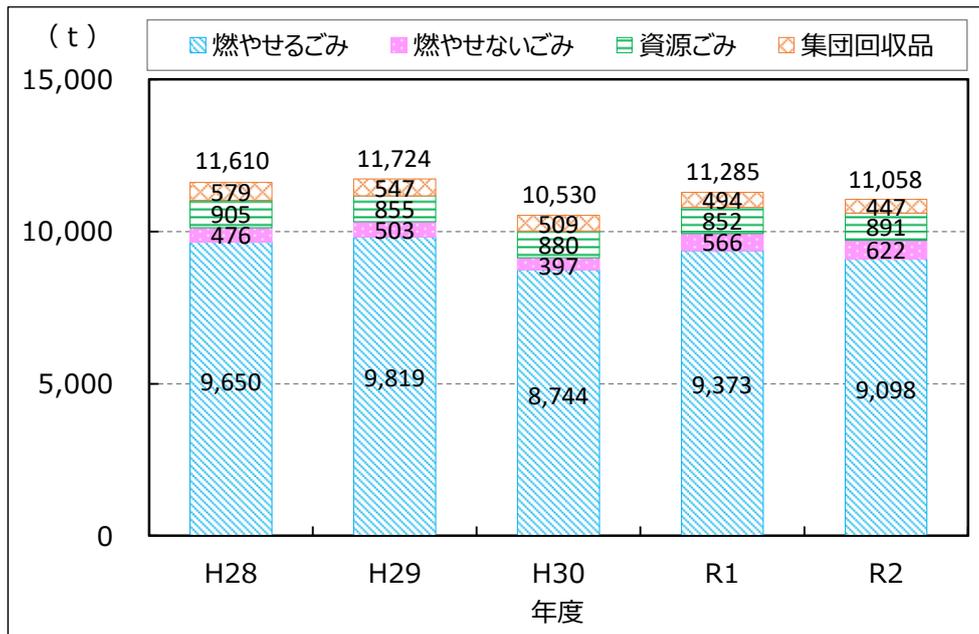
(3) 資源循環

①現状

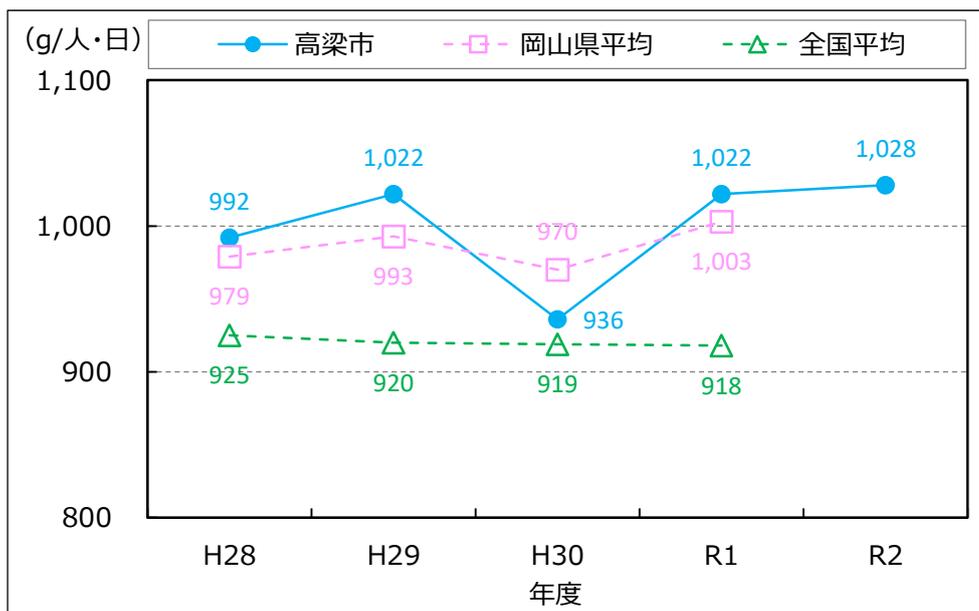
1) ごみ排出量

本市のごみ排出量は、令和2年度で11,058tとなっており、ここ5年間は多少の増減は見られるものの減少傾向で推移しています。

また、1人1日当たりのごみ排出量は、令和2年度で1,028g/人・日となっており、ここ5年間で最も多くなっています。全国平均よりも多い水準で推移しており、平成30年度以外は岡山県平均よりも多くなっています。



資料：高梁市一般廃棄物処理基本計画
ごみ排出量の推移



資料：高梁市一般廃棄物処理基本計画
1人1日当たりのごみ排出量の推移

2) リサイクル率

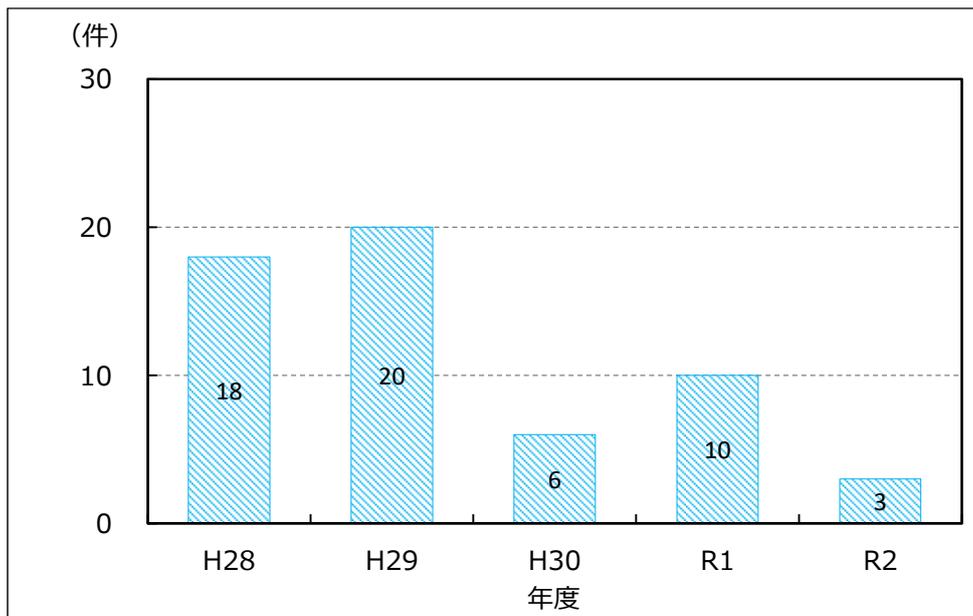
本市のリサイクル率は、令和2年度で13.7%となっており、ここ5年間は概ね横ばいで、岡山県平均及び全国平均よりも低い水準で推移しています。



資料：高梁市一般廃棄物処理基本計画
リサイクル率の推移

3) 不法投棄

本市の不法投棄件数は、令和2年度で3件となっており、ここ5年間は多少の増減は見られるものの減少傾向で推移しています。



資料：高梁市資料
不法投棄件数の推移

②課題

- ごみ排出量及びリサイクル率は概ね横ばいで推移していることから、ごみの発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）に重点的に取り組むとともに、資源を有効に利用するため、リサイクルの取組の充実を図っていく必要があります。
- アンケート調査結果によれば、市民の「ごみの分別」の実行度は9割程度と高くなっていますが、ごみの分別方法やごみ出しルール等について市民にわかりやすい情報発信を行うことで、分別のさらなる徹底を促していく必要があります。
- アンケート調査結果によれば、市民の「生ごみの水切り」及び「食品ロスの削減行動」の実行度は7～8割となっていますが、両者の徹底を促すことによって、生ごみのさらなる減量化を図っていく必要があります。
- アンケート調査結果によれば、市民の「買い物時のマイバッグ持参」の実行度は、前回調査時（平成22年度）に比べて大きく増加して9割程度と高くなっていますが、レジ袋の有料化を契機として、マイバッグやマイボトルのさらなる使用を促していくことで、使い捨てプラスチック製品を使用しないライフスタイルへの転換を図っていく必要があります。
- アンケート調査結果によれば、「生ごみ処理機（コンポスト容器や電気式生ごみ処理機など）」をすでに導入している市民の割合は1割程度と低くなっていますが、今後の導入意向を持っている市民の割合は3割程度となっていることから、導入促進に向けた情報発信を行っていく必要があります。
- 不法投棄件数は減少傾向で推移していますが、アンケート調査結果によれば、本市が重点的に今後進めるべき取組として「ごみのポイ捨てや不法投棄の防止対策」を挙げる市民の割合は高く（28項目中5位）なっていることから、監視体制の強化や防止看板の設置等によって、ごみのポイ捨てや不法投棄されにくい環境づくりを推進していく必要があります。また、ごみのポイ捨てや不法投棄の禁止に関する意識啓発に努め、市民のマナーやモラルの向上を図っていく必要があります。

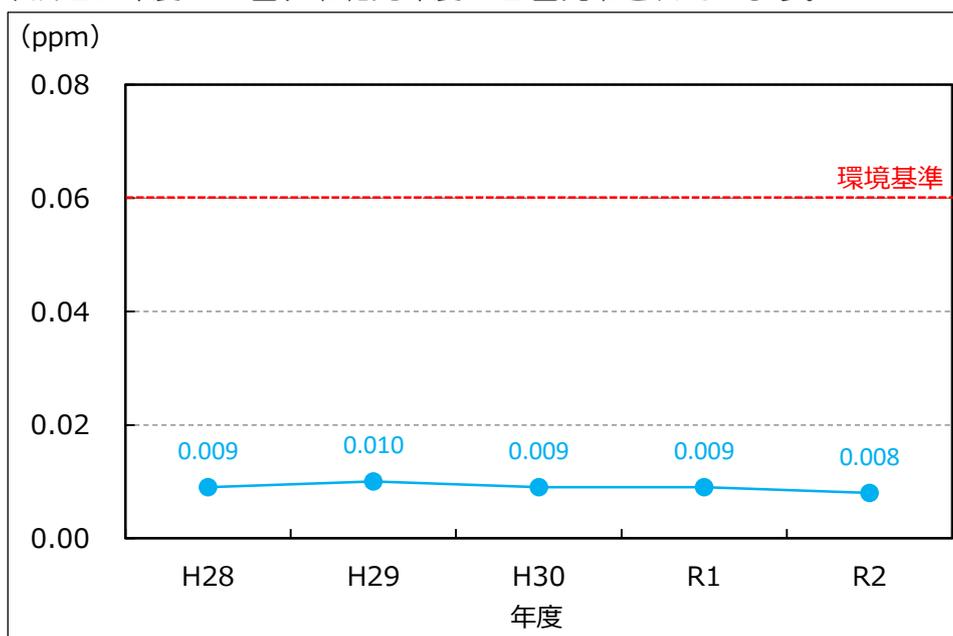
(4) 安心・安全・快適

①現状

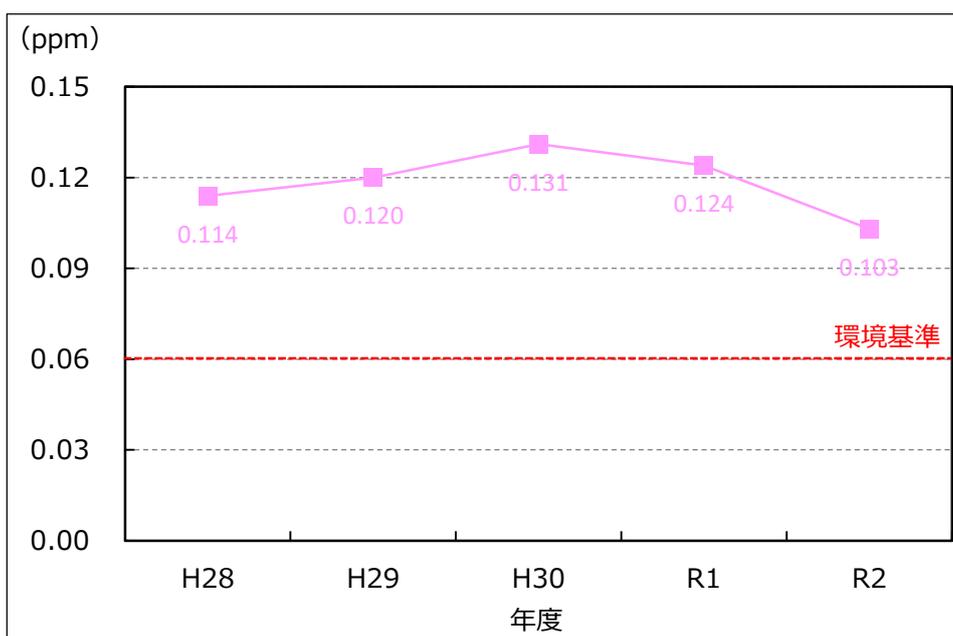
1) 大気質

市内の一般環境大気測定局（高梁局）において、二酸化窒素、光化学オキシダント及び平成 30 年度途中から微小粒子状物質（PM2.5）の常時監視が行われています。

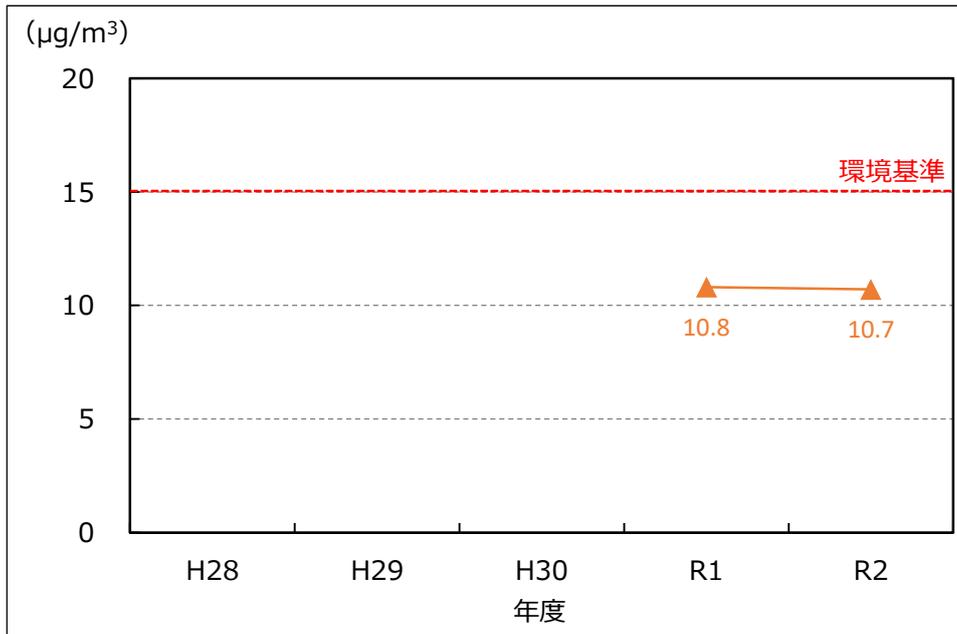
二酸化窒素及び微小粒子状物質（PM2.5）については環境基準を達成していますが、光化学オキシダントについては県内の他局と同様に環境基準を超過しています。また、市内では、光化学オキシダント濃度が高くなった際に発令される注意報が、ここ 5 年間で、平成 29 年度に 1 回、令和元年度に 2 回発令されています。



資料：岡山県の環境大気概況、岡山県環境白書
二酸化窒素濃度（日平均値の年間 98%値）の推移

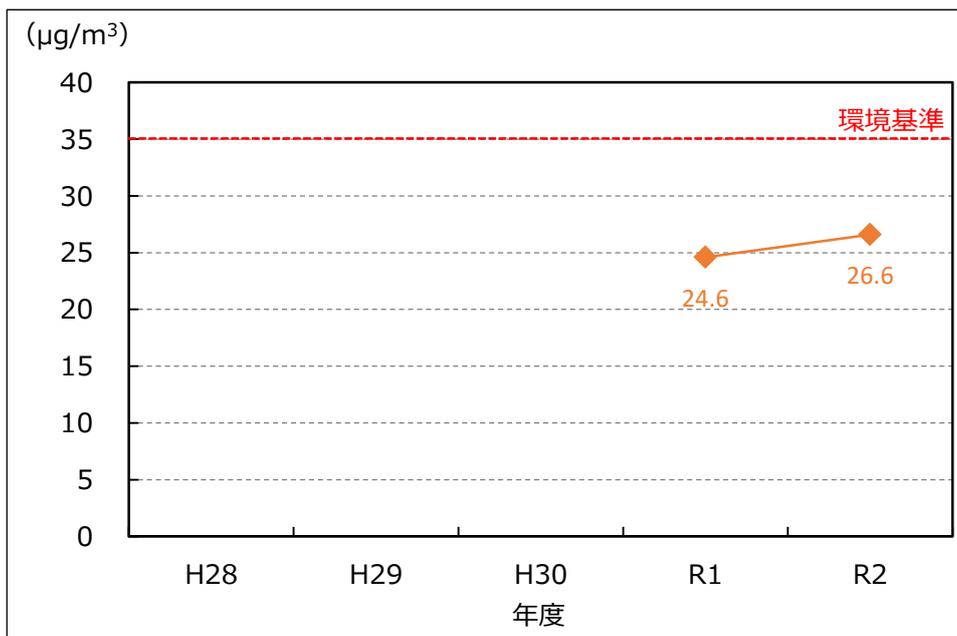


資料：岡山県の環境大気概況、岡山県環境白書
光化学オキシダント濃度（昼間の 1 時間値の最高値）の推移



資料：岡山県環境白書

微小粒子状物質濃度（年平均値）の推移

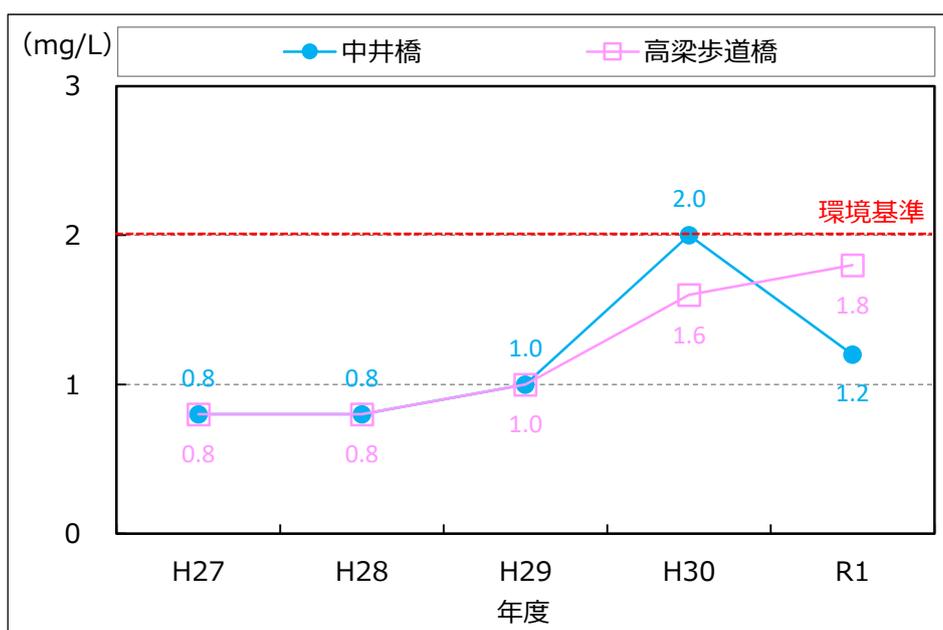


資料：岡山県環境白書

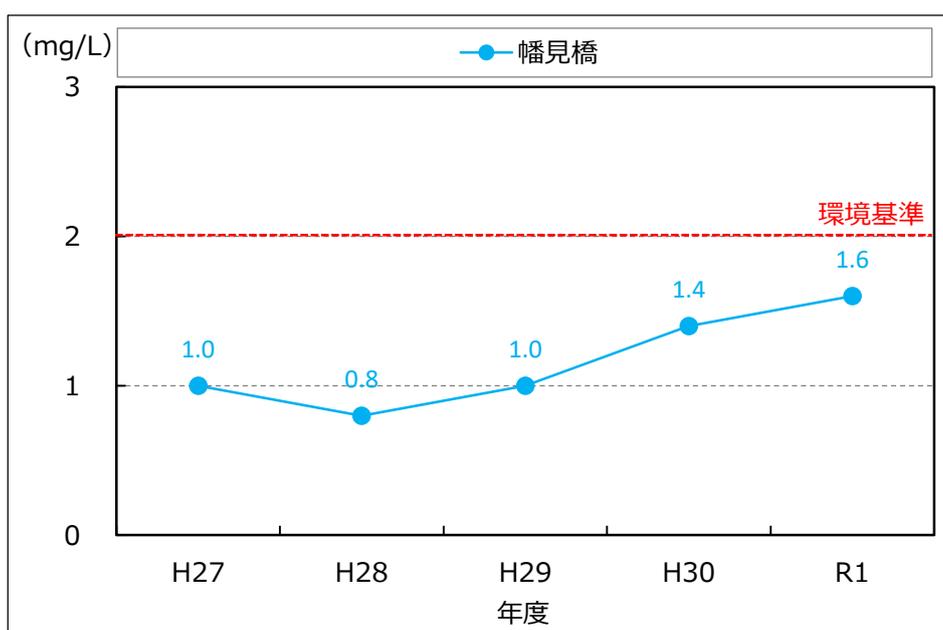
微小粒子状物質濃度（日平均値の年間98%値）の推移

2) 水質

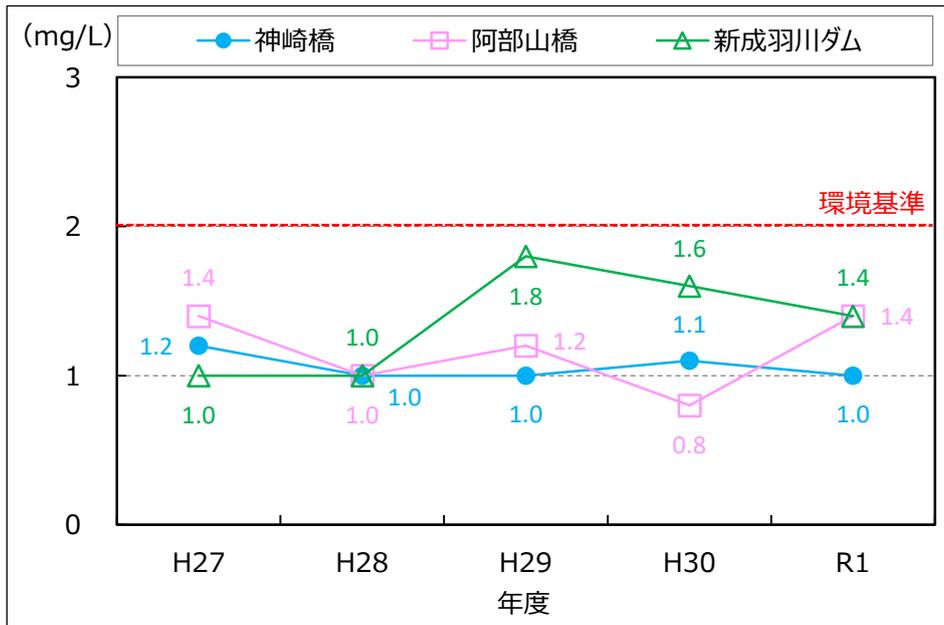
市内を流れる4河川を対象に、計7地点において、岡山県による水質の測定が毎年度行われています。水質汚濁の代表的な指標である生物化学的酸素要求量（BOD）で見ると、環境基準の類型が指定されている高梁川、有漢川及び成羽川については、全地点で環境基準を達成しています。環境基準の類型が指定されていない佐伏川についても、ほぼ同水準で推移しています。また、計2地点において、岡山県による地下水の水質の測定が毎年度行われていますが、ここ5年間では、全地点で環境基準を達成しています。本市も、市内を流れる河川の22地点で、水質の測定を毎年度行っています。



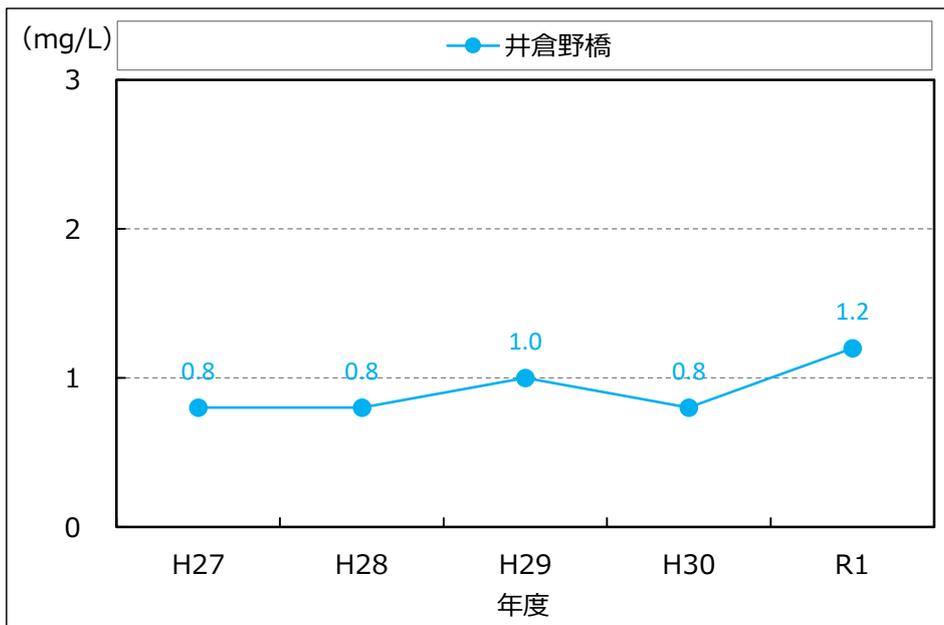
資料：公共用水域水質測定結果（岡山県）
生物化学的酸素要求量（75%値）の推移《高梁川》



資料：公共用水域水質測定結果（岡山県）
生物化学的酸素要求量（75%値）の推移《有漢川》



資料：公共用水域水質測定結果（岡山県）
 生物化学的酸素要求量（75%値）の推移《成羽川》



資料：公共用水域水質測定結果（岡山県）
 生物化学的酸素要求量（75%値）の推移《佐伏川》

3) 騒音

市内の主要道路を対象に、自動車騒音の測定を毎年度行っています。ここ5年間では、平成29年度及び令和2年度に一般国道180号で環境基準を超過していますが、その他の年度については全ての地点で環境基準を達成しています。

自動車騒音の測定結果

測定年度	道路	測定地点	時間区分	環境基準 (dB)	測定結果 (dB)
H28	岡山自動車道	有漢町有漢	昼間	70	49
			夜間	65	44
	一般県道高梁旭線	有漢町有漢	昼間	70	63
			夜間	65	56
H29	一般国道180号	横町	昼間	70	71
			夜間	65	67
H30	一般国道313号	成羽町下原	昼間	70	70
			夜間	65	64
R1	一般国道313号	津川町今津	昼間	70	70
			夜間	65	64
R2	一般国道180号	高倉町田井	昼間	70	70
			夜間	65	66

注) 表中の黄色着色箇所は、環境基準を超過していることを示します。

資料：岡山県環境白書

4) ダイオキシン類

市内では、大気・水質・底質・土壌のダイオキシン類の測定が毎年度行われていますが、ここ5年間では、全ての地点で環境基準を達成しています。

ダイオキシン類濃度（大気）の測定結果

測定地点	環境基準	測定結果 (pg-TEQ/m ³)				
		H28	H29	H30	R1	R2
高梁大気測定局	0.6	0.0071	0.0079	0.0069	0.0085	0.0056

資料：ダイオキシン類環境調査結果（岡山県）

ダイオキシン類濃度（水質）の測定結果

測定地点	環境基準	測定結果（pg-TEQ/L）				
		H28	H29	H30	R1	R2
高梁川中流 （中井橋）	1	0.039	0.017	0.023	0.051	0.017
有漢川 （幡見橋）	1	0.034	0.019	0.028	0.060	0.024
成羽川 （神崎橋）	1	0.055	0.028	0.031	0.051	0.022

資料：ダイオキシン類環境調査結果（岡山県）

ダイオキシン類濃度（底質）の測定結果

測定地点	環境基準	測定結果（pg-TEQ/g）				
		H28	H29	H30	R1	R2
高梁川中流 （中井橋）	150	0.32	0.25	0.29	0.17	0.24
成羽川 （神崎橋）	150	0.50	0.17	0.10	0.78	0.20

資料：ダイオキシン類環境調査結果（岡山県）

ダイオキシン類濃度（地下水質）の測定結果

測定地点	環境基準	測定結果（pg-TEQ/L）				
		H28	H29	H30	R1	R2
成羽町下原	1	—	—	0.014	—	—
高倉町飯部	1	0.018	—	—	—	—
川上町高山市	1	—	—	—	—	0.046

資料：ダイオキシン類環境調査結果（岡山県）

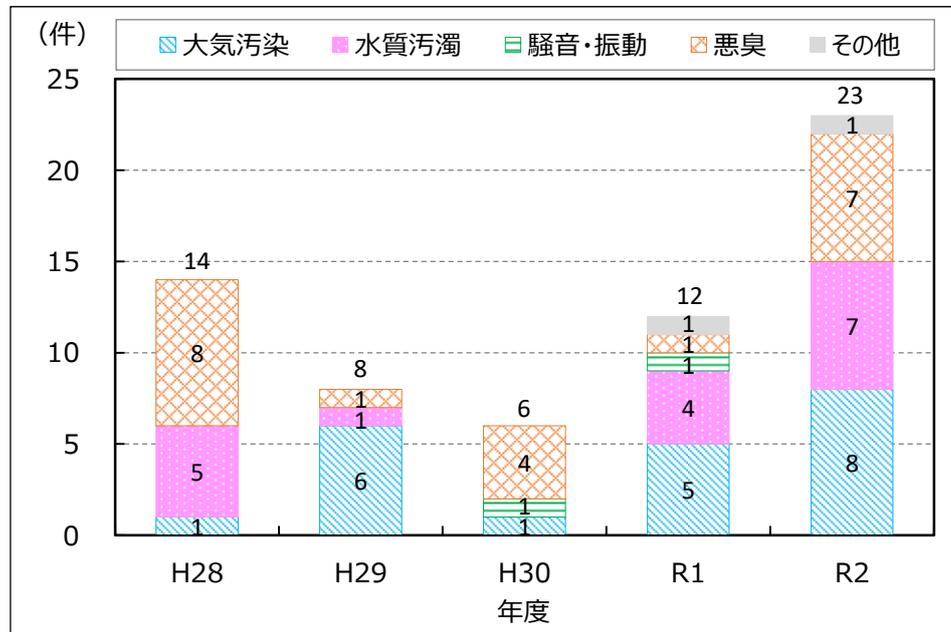
ダイオキシン類濃度（土壌）の測定結果

測定地点	環境基準	測定結果（pg-TEQ/g）				
		H28	H29	H30	R1	R2
高梁運動公園	1,000	—	—	0.00045	—	—
遠原農村生活 改善センター	1,000	0.41	—	—	—	—
旧高梁市立 湯野小学校	1,000	—	—	—	—	0.22

資料：ダイオキシン類環境調査結果（岡山県）

5) 公害苦情

本市の公害苦情件数は、令和2年度で23件となっており、減少傾向で推移していましたが、令和元年度から増加傾向に転じています。その内訳を見ると、大気汚染が8件と最も多く、次いで水質汚濁及び悪臭が各7件などとなっています。

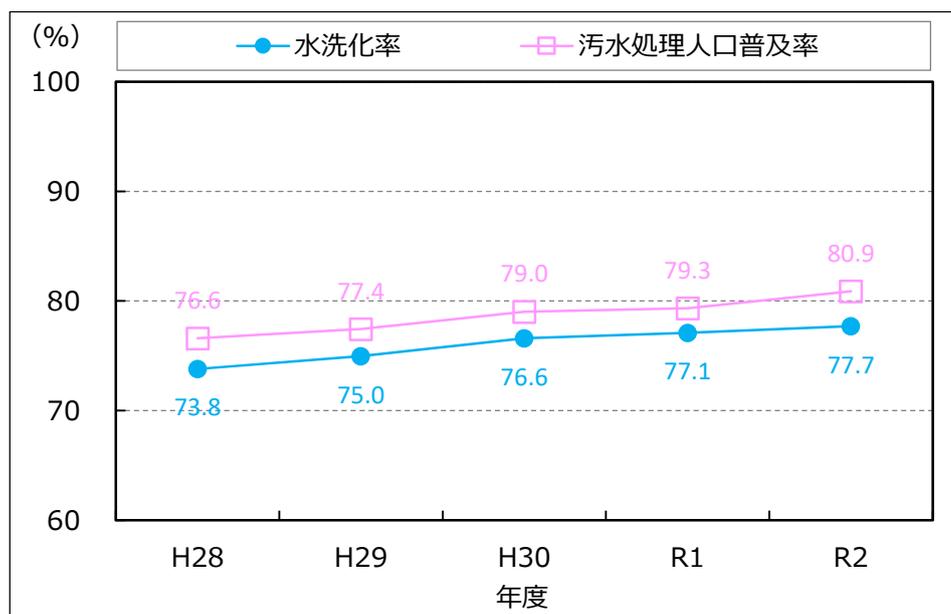


資料：公害苦情調査

公害苦情件数の推移

6) 生活排水処理

本市の水洗化率及び汚水処理人口普及率は、令和2年度でそれぞれ77.7%、80.9%となっており、ここ5年間では、それぞれ3.9%、4.3%増加しています。



資料：高梁市資料

水洗化率及び汚水処理人口普及率の推移

7) 文化財

市内には、現在、国指定文化財が 12 件、県指定文化財が 34 件、市指定文化財が 156 件、国登録有形文化財が 2 件あり、適正な保護・管理が行われています。

文化財の指定件数（令和 3 年 12 月調査）

区分		件数
国指定 文化財	建造物	3
	絵画	1
	史跡	2
	名勝	2
	天然記念物	2
	無形民俗文化財	1
	重要伝統的建造物群保存地区	1
	合計	12
県指定 文化財	建造物	9
	絵画	2
	彫刻	5
	工芸品	5
	歴史資料	1
	史跡	5
	天然記念物	5
	無形民俗文化財	2
	合計	34
市指定 文化財	建造物	38
	絵画	8
	彫刻	25
	工芸品	11
	考古資料	3
	古文書	9
	歴史資料	5
	有形民俗	7
	無形民俗	1
	史跡	34
	名勝	1
	天然記念物	14
	合計	156
	国登録有形文化財	2



備中松山城
(国指定文化財：建造物)



笠神の文字岩
(国指定文化財：史跡)



頼久寺庭園
(国指定文化財：名勝)

資料：高梁市資料

8) 景観

岡山県では、県民の景観に対する意識を高めるとともに、良好な景観の形成を推進するため、県内 100 箇所の景観を「晴れの国おかやま景観百選」として選定しています。

市内では 6 箇所が選定され、さらに「吹屋地区」は令和 2 年 6 月に日本遺産に認定されています。また、「高梁市景観計画」では、今後も良好な景観の形成を図る必要がある「高梁城下町地区」、「吹屋周辺地区」を重点地区として、歴史・文化を守り育て、次世代へ継承する景観まちづくりを推進していくこととしています。

「晴れの国おかやま景観百選」に選定された景観の概要

名称	概要	
紺屋川 美観地区	紺屋川に沿って桜と柳の並木が美しく、日本の道 100 選にも選ばれており、桜の季節には花見客でにぎわいます。県下最古の教会、高梁キリスト教会堂や藩校有終館跡など情緒豊かな町並みを散策できます。	
石火矢町 武家屋敷 通り	石火矢町は武家の町として営まれ、今も格式のある門構えの武家屋敷や連続した土塀が残され、昭和 49 年に岡山県のふるさと村の指定を受けています。	
吹屋地区	銅とベンガラで栄えた吹屋には、赤褐色の石州瓦やベンガラ格子などの特色ある美しい町並みが保存されています。昭和 49 年に岡山県のふるさと村に指定され、昭和 52 年には国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。	
備中松山城	備中松山城は、日本の 100 名城の一つに選ばれ、天守などが国の重要文化財に指定されています。天守は標高 430m の臥牛山の頂上付近に建ち、天守の残る山城としては、国内唯一のものであります。	
磐窟溪	成羽川の支流布瀬川が石灰岩と角岩からなる標高 400~500m の台地を侵食してつくった溪谷です。両岸には継子岳・白岳・神楽岳などの断崖絶壁がそびえたっています。	
高梁自然 公園	八丈岩・三枚岩などと呼ばれる多くの奇岩と緑豊かな自然がある公園で、園内には 13.5km にわたる遊歩道がありゆっくりと自然を楽しみながら歩くことができます。	

資料：おかやまの景観ポータルサイト

9) 自然公園・自然環境保全地域等

市内には、「高梁川上流県立自然公園」の一部が含まれています。また、自然環境保全地域、郷土自然保護地域、郷土記念物にそれぞれ 1 箇所が指定されています。さらに、中国 5 県を一周する長距離自然歩道である「中国自然歩道」が東西に横断しています。

自然公園・自然環境保全地域等の概要

区分	名称	概要
県立 自然公園	高梁川上流 県立自然公園	高梁川上流部の阿哲台地一帯と、高梁川支流の成羽川流域に広がるカルスト地形を中心とする地域及び学術参考保護林に指定されている臥牛山等からなっています。この公園の主要な地点としては、井倉溪、井倉洞、満奇洞、羅生門、備中松山城と臥牛山、羽山溪、磐窟溪と磐窟洞、大賀デッキン、神野台、弥高山などがあります。 
自然環境 保全地域	大平山権現山 地域	吉備高原のほぼ中央部、標高 697m の大平山と標高 599m の権現山を中心とする地域で吉備高原特有の地形を示しています。花崗岩を母岩とする土壤が全域を覆い準平原を示していますが、一部に花崗岩が露出しているところがみられます。 
郷土自然 保護地域	祇園山地域	祇園山（標高 550m）は吉備高原上にあって、周囲の山並みより一段高くなった流紋岩の残丘で、ここから南東に伸びるゆるやかな起伏の丘陵地には美しいアカマツ林が広がっています。 
郷土 記念物	津川の タブノキ	津川のタブノキは、推定樹齢 160 年、目通り周囲 2.7m、樹高 12m で、国道 313 号線道路沿いに立っています。地元では、目印として、一本木とも呼ばれています。 

資料：おかやまの自然公園サイト

10) 公園・緑地

市内には、現在、都市公園が 5 箇所、緑地が 1 箇所整備されており、総供用面積は 31.92ha となっています。

都市公園・緑地の供用面積（令和 3 年 12 月調査）

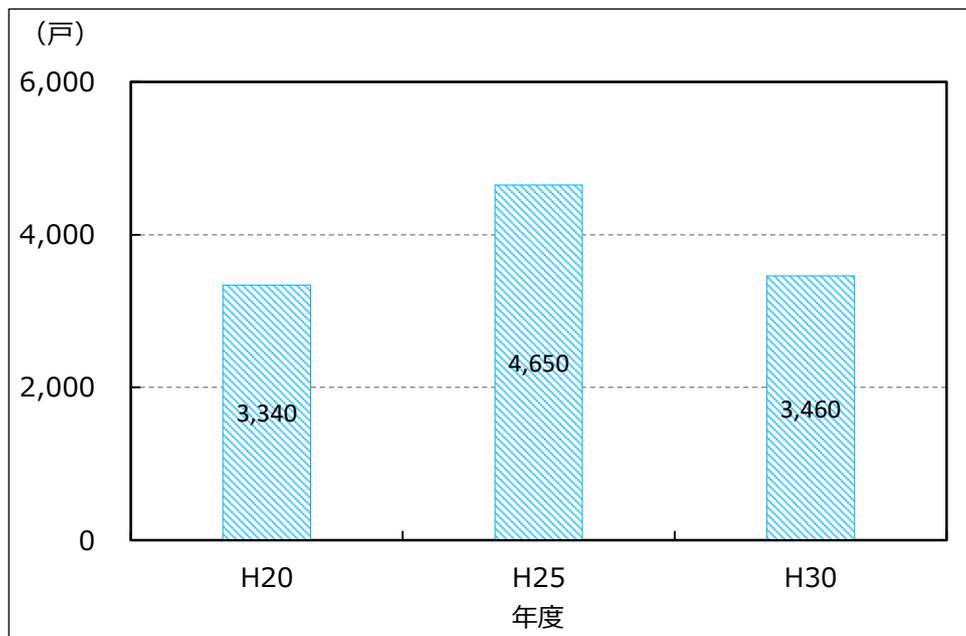
区分	名称	位置	供用面積 (ha)	
都市公園	街区公園	高梁中央公園	柿木町	0.12
		正宗公園	正宗町	0.12
	総合公園	なりわ運動公園	成羽町成羽	11.40
	運動公園	高梁運動公園	小高下町	16.22
	近隣公園	落合公園	落合町阿部	0.66
緑地	ききょう緑地	落合町近似	3.40	
合計			31.92	

資料：高梁市資料

11) 空き家

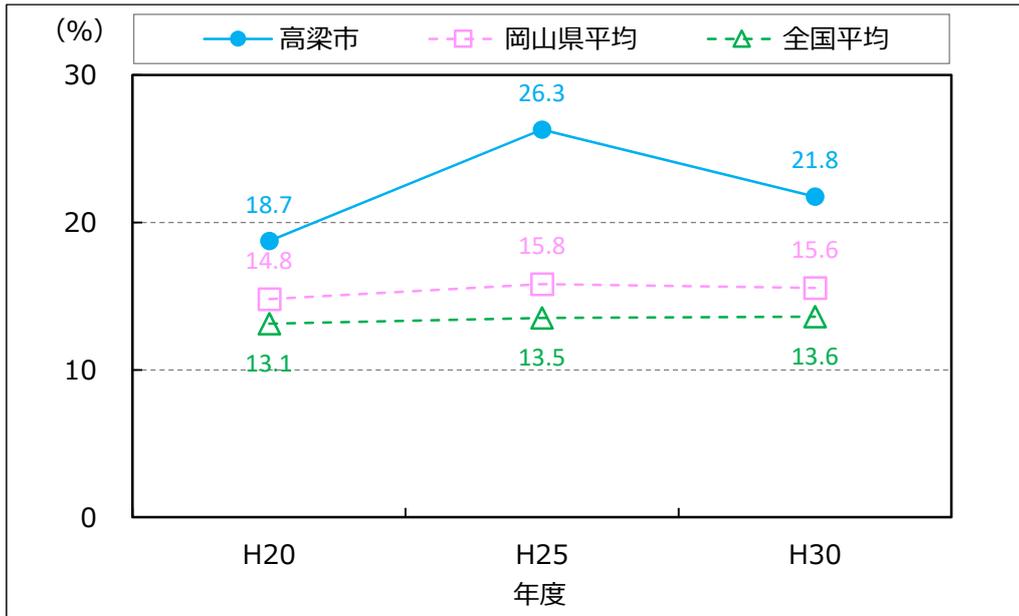
本市の空き家数及び空き家率は、平成 30 年度でそれぞれ 3,460 戸、21.8% となっており、概ね横ばいで推移しています。空き家率については、岡山県平均及び全国平均よりも高い水準で推移しています。

また、本市では、老朽化した危険な空き家で、近隣民家や道路に被害を与えるおそれがある老朽危険建物の除却工事費用に対して補助金を交付しています。その補助金の交付額及び交付件数は、令和 2 年度でそれぞれ 2,100 千円、7 件となっています。



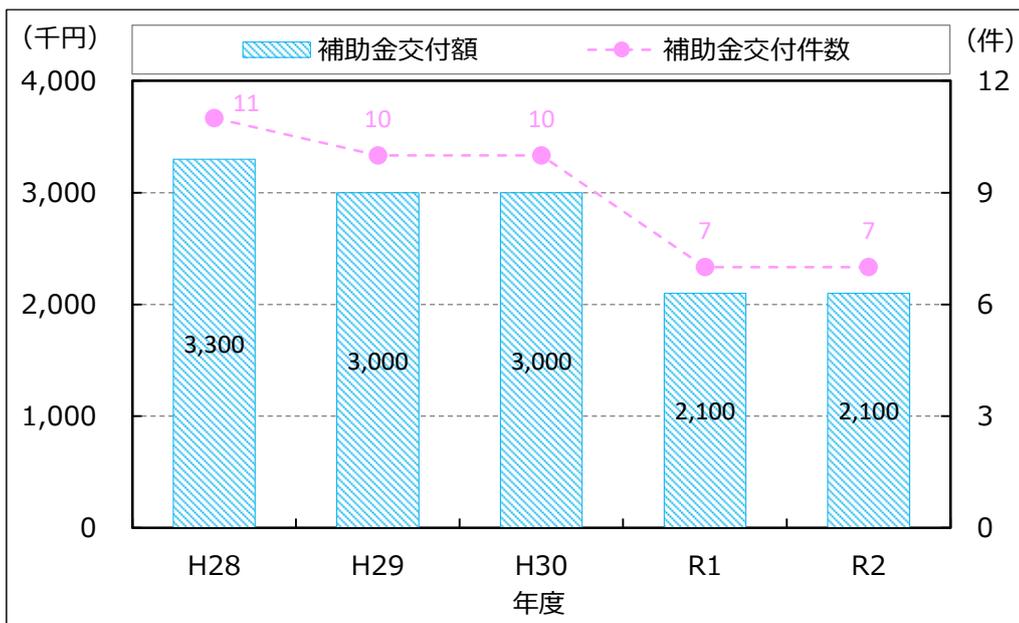
資料：住宅・土地統計調査

空き家数の推移



資料：住宅・土地統計調査

空き家率の推移



資料：高梁市資料

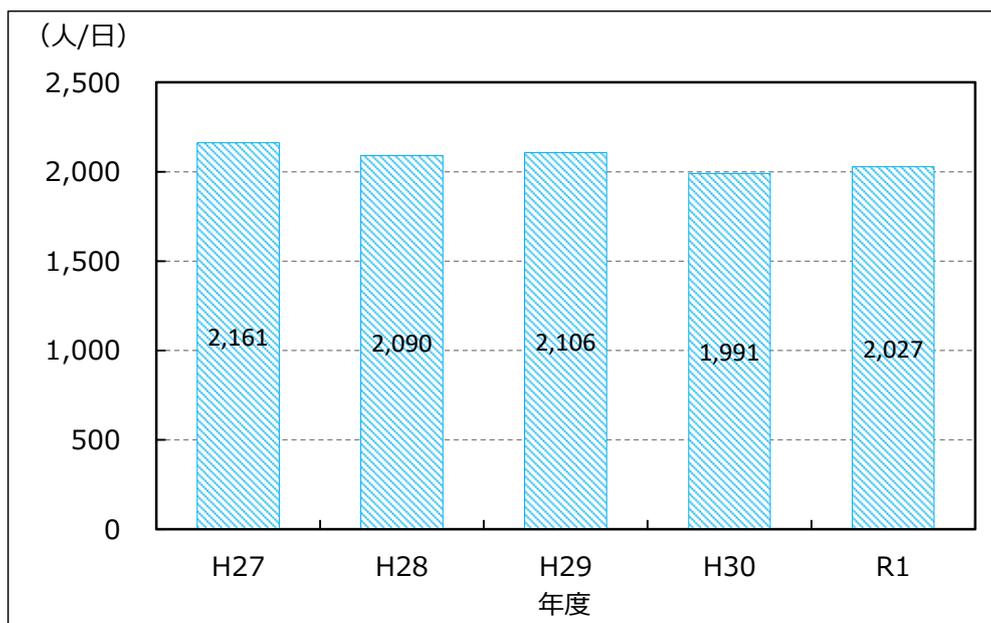
老朽危険建物の除却工事費用に対する補助金の交付額及び交付件数の推移

12) 公共交通

JRの市内駅1日平均乗車人数は、令和元年度で2,027人/日となっており、概ね横ばいで推移しています。

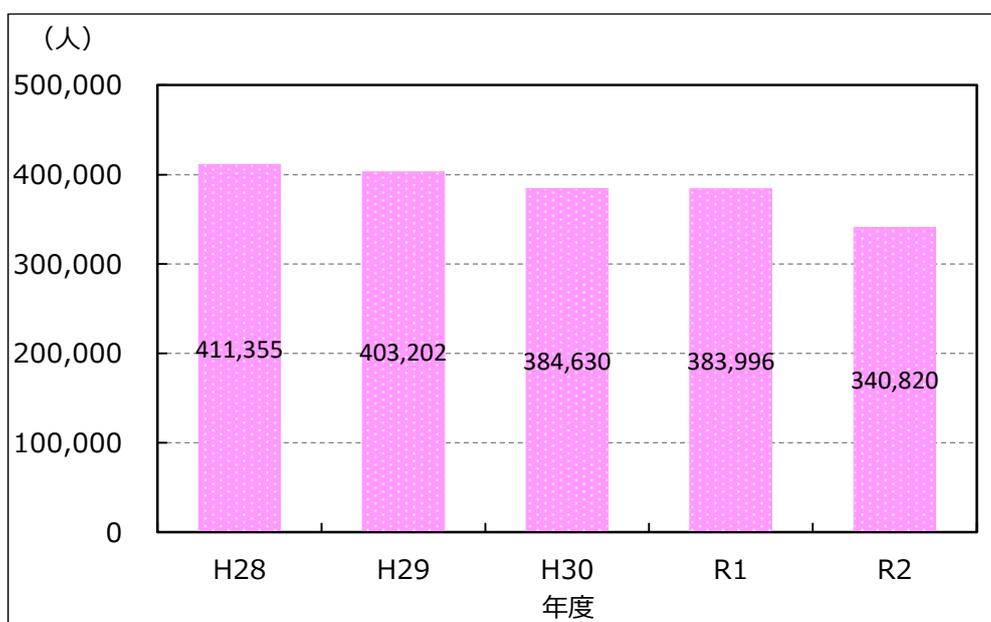
また、民間バスの年間利用者数は、令和2年度で340,820人となっており、減少傾向で推移しています。

さらに、生活福祉バス及びふれあいタクシーの年間利用者数は、令和2年度でそれぞれ4,739人、5,746人となっており、両者とも減少傾向で推移しています。



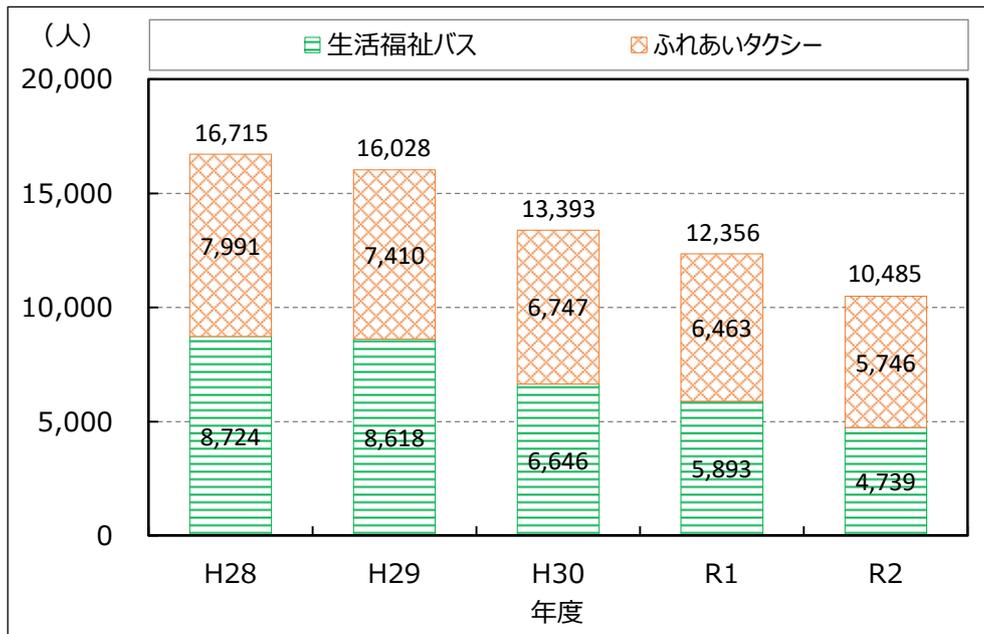
資料：岡山県統計年報

JRの市内駅1日平均乗車人数の推移



資料：高梁市資料

民間バスの年間利用者数の推移



資料：高梁市資料

生活福祉バス・ふれあいタクシーの年間利用者数の推移

②課題

- 光化学オキシダントは県内の他局と同様に環境基準を超過していることから、岡山県と連携してモニタリングを継続するとともに、注意報等の発令時には市民への迅速な情報発信を行うことで、健康被害の発生防止に努めていく必要があります。
- 水質は環境基準を達成する良好な状態が維持されていますが、アンケート調査結果によれば、「川や池などの水のきれいさ」に対する市民の満足度は、前回調査時（平成 22 年度）に比べて減少していることから、岡山県と連携してモニタリングを継続するとともに、生活排水処理対策を推進していく必要があります。
- 自動車騒音は環境基準を概ね達成する良好な状態が維持されていますが、モニタリングを継続するとともに、環境基準の超過が見られた一般国道 180 号については継続監視し、必要に応じて対策を検討していく必要があります。
- 市内には多くの重要な文化財や優れた景観資源等が存在することから、適正な保全・管理及びその活用を推進するとともに、市内外にその価値や魅力について情報発信を行っていく必要があります。
- アンケート調査結果によれば、「公園の数や広さ」に対する市民の満足度は低く（17 項目中 14 位）なっていることから、公園の計画的な整備・維持管理を推進し、うるおいと安らぎの空間としての機能や防災力の向上を図っていく必要があります。
- JR の乗車人数は概ね横ばい、民間バス、生活福祉バス及びふれあいタクシーの利用者数は減少傾向で推移しています。また、アンケート調査結果によれば、「公共交通の便利さ」に対する市民の満足度は低く（17 項目中 16 位）なっているとともに、本市が重点的に今後進めるべき取組として「公共交通機関の利便性向上・利用促進」を挙げる市民の割合は高く（28 項目中 3 位）なっていることから、利便性の向上に努めるとともに、持続可能な公共交通体系を構築していくことで、利用者の増加を図っていく必要があります。

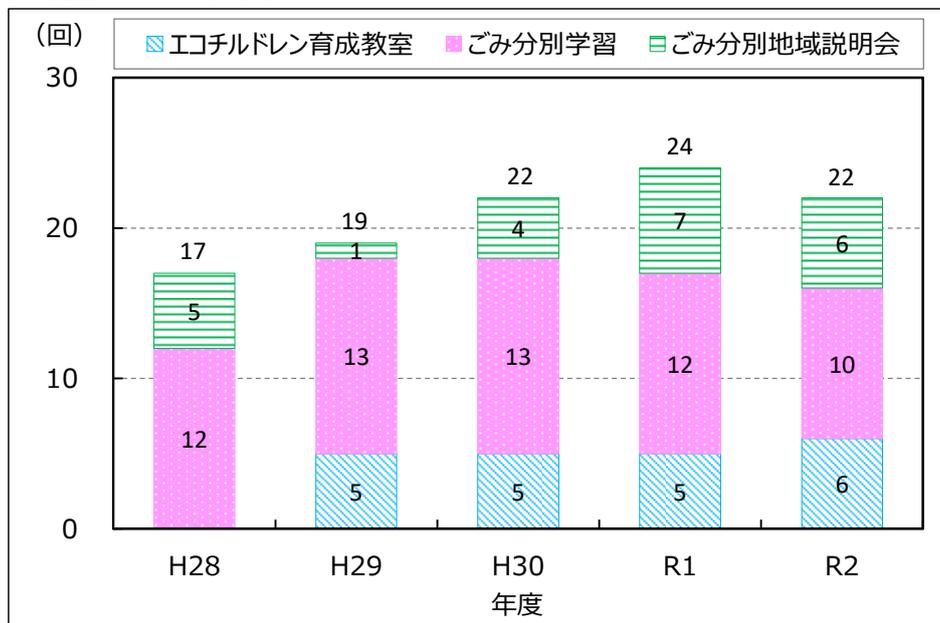
- 空き家率は岡山県平均及び全国平均よりも高い水準で概ね横ばいで推移しているとともに、アンケート調査結果によれば、本市が重点的に今後進めるべき取組として「空き家や空き地の適正管理」を挙げる市民の割合は高く（28項目中2位）なっていることから、周辺環境に悪影響を及ぼすおそれがある空き家や空き地の発生抑制や適正管理、有効活用に向けた取組を推進していく必要があります。

（5）市民協働

①現状

1）環境学習会

本市では、エコチルドレン育成教室（平成29年度から開催）、小学校を対象としたごみ分別学習、ごみ分別地域説明会など、環境学習会を開催しています。それらの総開催回数は、令和2年度で22回となっており、ここ5年間は多少の増減は見られるものの増加傾向で推移しています。



資料：高梁市資料

環境学習会の開催回数の推移

2）環境学習施設

市内には、市民の自然環境の保全やその重要性への理解に向けて、自然とふれあい、野外活動等を体験できる場である環境学習施設が5施設整備されています。

環境学習施設（令和3年12月調査）

名称	地区
高梁美しい森	高梁
うかん常山公園	有漢
吹屋ふれあいの森	成羽
弥高山公園	川上
西山高原レジャー施設	備中

資料：高梁市資料

3) 環境保全活動

本市では、各地域でまちづくり協議会や町内会、事業者等のボランティアによる清掃活動が行われています。

また、高梁川流域の美しい自然を後世に残していくことを目的に、流域住民の理解と協力のもと、市や民間団体等が一体となって高梁川の一斉清掃を行う「高梁川流域クリーン作戦」を毎年度開催しています。令和2年度は、194名(26団体)が参加し、可燃ごみ240kg、不燃ごみ220kgを回収しました。



「高梁川流域クリーン作戦」の開催状況

②課題

- 環境学習会の開催回数は増加傾向で推移していますが、アンケート調査結果によれば、「環境に関する学習の機会や情報の多さ」に対する市民の満足度は最も低く(17項目中17位)なっていることから、次世代を担う子どもたちをはじめとする幅広い世代を対象とした環境学習の機会の充実を図るとともに、地域の環境学習を推進する人材育成と活躍の場の提供を行っていく必要があります。
- アンケート調査結果によれば、地域の環境保全活動や環境学習などに参加経験のある市民の割合は「道路や河川、公園などの清掃活動」以外については半数以下となっていますが、今後の参加意向を持っている活動等も多く見られることから、参加する契機となる機会の創出や情報発信を行っていく必要があります。
- アンケート調査結果によれば、「高梁市環境基本計画」の認知度は、市民で2割以下、事業者で3割以下とともに低くなっていることから、次期計画の策定を契機として、幅広い世代により分かりやすく情報発信を行い、環境保全に関する理解促進や環境意識の向上を図っていく必要があります。
- アンケート調査結果によれば、「SDGs(持続可能な開発目標)」の認知度は、市民で3割以下、事業者で5割以下とともに低くなっていることから、次期計画にSDGsの解説を含めるとともに、本市の環境施策とSDGsとの関連性を整理することによって、内容の理解促進を図っていく必要があります。

第3章 望ましい環境像と基本目標

1. 望ましい環境像

望ましい環境像とは、本市がこれからどのような環境を目指して環境施策を推進していくかを示す長期的な目標です。第1次計画では、望ましい環境像として、「いつまでも暮らしたい 自然 歴史 風情のあるまち高梁～自然と共生するまちづくり～」を設定し、環境施策を推進してきました。

これは、本市が引き続き実現を目指していくべき長期的な目標であることから、第2次計画においても継承しつつ、さらに発展させた望ましい環境像を以下のとおり設定します。

**いつまでも暮らしたい 自然 歴史 風情のあるまち高梁
～地域資源を守り育てる持続可能なまちづくり～**

この望ましい環境像には、「先人たちにより守り育まれてきた豊かな自然、悠久の歴史、風情のある町並みなど、本市の良好な環境を大切に守るとともに、より良い環境を積極的に創り出していくことにより、将来の世代に引き継いでいく」という想いが込められています。

誰もが地域の山や川などの自然を知り、歴史や文化を学び、それらかけがえのない環境を守る意識を高め、環境にやさしい生活を心がけることにより、すべての市民が「いつまでも暮らしたい」と思える環境づくりを地域一体となって推進します。

また、これまで市民が守り育ててきた地域の様々な地域資源を持続可能な形で最大限に活用することによって、魅力あるまちづくりを推進します。



備中松山城と雲海

2. 基本目標

望ましい環境像を実現するため、「脱炭素」、「自然共生」、「資源循環」、「安心・安全・快適」、「市民協働」の環境分野ごとに基本目標を設定し、環境施策を展開していくことによって、持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも貢献していきます。

基本目標 1【脱炭素】 地球にやさしい脱炭素のまちを創ります

地球温暖化の原因となっている温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「脱炭素社会」の実現を目指し、徹底した省エネルギーの推進、地域特性を活かした再生可能エネルギーの最大限の導入、ライフスタイルの転換などに取り組むとともに、気候変動の影響による被害を回避・軽減していくことで、地球にやさしい脱炭素のまちを創ります。

【主に関連する SDGs の目標】



基本目標 2【自然共生】 豊かな自然を継承し、 人と自然が共生するまちを創ります

多様な動植物、森林、河川、農地や、そこで育まれてきた生物多様性を地域一体となって保全していくことによって、次世代に市民共通のかけがえのない財産である豊かな自然を継承し、人と自然が共生するまちを創ります。

【主に関連する SDGs の目標】



基本目標 3【資源循環】 ごみの少ない資源が循環する まちを創ります

これまで推進してきたごみの 3R や適正処理のさらなる加速化を図るとともに、食品ロス問題やプラスチックごみによる海洋汚染の問題など、社会的に関心が高まっている問題にも対応していくことで、ごみの少ない資源が循環するまちを創ります。

【主に関連する SDGs の目標】



基本目標 4【安心・安全・快適】 安心・安全で快適な生活が営める住みよいまちを創ります

大気汚染や水質汚濁などの公害の未然防止、地域特性を活かした美しい景観の形成、地域に根ざした伝統ある歴史・文化の継承などを推進することによって、市民誰もが安心・安全で快適な生活が営める住みよいまちを創ります。

【主に関連する SDGs の目標】



基本目標 5【市民協働】 みんなが参画・協働し、持続可能なまちを創ります

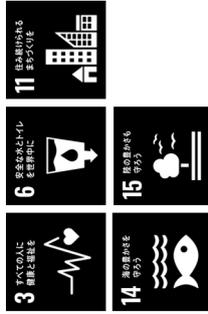
本市の良好な環境を次世代に継承していくために、環境学習・教育を通じて市民一人ひとりの環境意識の醸成や環境保全活動のさらなる活性化を図っていくことによって、市・市民・事業者・市民団体など、みんなが参画・協働し、持続可能なまちを創ります。

【主に関連する SDGs の目標】



3. 計画の体系

5つの基本目標に基づく第2次計画の体系を、次頁に示します。

望ましい環境像	基本目標	基本施策	個別施策	主に関連するSDGsの目標
<p>いつまでも暮らしたい 自然 歴史 風情のあるまち高梁 ～ 地域資源を守り育てる持続可能なまちづくり ～</p>	<p>【脱炭素】 地球にやさしい脱炭素のまちを創ります</p>	<p>省エネルギーの推進 再生可能エネルギーの導入推進 気候変動への適応</p>	<p>①公共施設の省エネルギー化の推進 ②家庭・事業所の省エネルギー化の推進 ③脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルの定着促進 ④次世代自動車の導入促進</p> <p>①地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入推進</p> <p>①気候変動適応策の推進 ②気候変動の影響に関する情報提供・注意喚起</p>	
<p>【自然共生】 豊かな自然を継承し、人と自然が共生するまちを創ります</p>	<p>生物多様性の保全 豊かな自然環境の保全 自然とのふれあいの推進</p>	<p>①希少野生動物植物の保護 ②外来生物対策</p> <p>①山林・里山の適正管理 ②農地の適正管理・利活用 ③有害鳥獣被害の防止 ④水辺の適正管理</p> <p>①自然とふれあえる場と機会の充実</p>		
<p>【資源循環】 ごみの少ない資源が循環するまちを創ります</p>	<p>3Rの推進 ごみの適正処理の推進</p>	<p>①ごみの排出抑制（リデュース）の推進 ②再使用（リユース）・再資源化（リサイクル）の推進</p> <p>①適正なごみ処理体制の確保 ②ごみの不法投棄の防止 ③環境美化の推進 ④災害廃棄物処理体制の構築</p>		
<p>【安心・安全・快適】 安心・安全で快適な生活が営める住みよいまちを創ります</p>	<p>安心・安全な生活環境の保全 快適な生活環境の形成</p>	<p>①大気汚染の防止 ②水質汚濁の防止</p> <p>③騒音・振動・悪臭の防止 ④土壌・地下水汚染の防止</p> <p>⑤有害化学物質汚染の防止</p> <p>①地域特性を活かした景観形成 ②歴史・文化財の保護・継承 ③公園・緑地の整備・維持管理 ④人と環境にやさしい交通体系の構築 ⑤空き家等の適正管理・利活用</p>		
<p>【市民協働】 みんなが参画・協働し、持続可能なまちを創ります</p>	<p>環境学習・教育の推進 環境保全活動の推進</p>	<p>①地域特性を活かした環境学習・教育の推進 ②学校における環境学習・教育の推進</p> <p>③地域における環境学習・教育の推進 ④環境情報の発信</p> <p>①地域が連携した環境保全活動の推進</p>		

第4章 環境施策

基本目標 1【脱炭素】 地球にやさしい脱炭素のまちを創ります

(1) 省エネルギーの推進

■市の取組

①公共施設の省エネルギー化の推進

- 「高梁市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、公共施設から排出される温室効果ガスの削減に向けた取組を推進します。
- 公共施設の新築・増改築や施設内の設備更新の際には、省エネルギー設備を率先的に導入し、その導入効果を情報提供することによって、市民・事業者への普及促進を図ります。
- 公用車の更新時期に合わせて、環境負荷の小さいプラグインハイブリッド自動車、電気自動車をはじめとする次世代自動車等の低公害車の導入を推進します。
- 公共施設における率先的な取組を地域に波及させるとともに、地域全体からの温室効果ガスの削減を目指した「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定します。



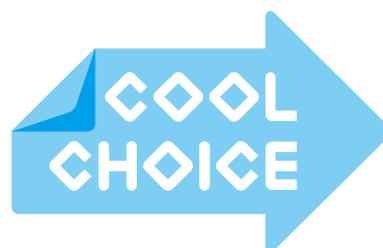
電気自動車（公用車）

②家庭・事業所の省エネルギー化の推進

- 節電等によるエネルギー使用量の抑制や省エネルギー設備の導入など、家庭や事業所で実行可能な省エネルギー対策の内容やその効果について情報提供を行います。
- 家庭用エネルギー監視システム（HEMS）やビル用エネルギー監視システム（BEMS）等を活用したエネルギー使用量の「見える化」や、エネルギー収支がゼロになるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）やネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の普及促進に向けて、情報提供を行います。
- ISO14001 やエコアクション 21 など、環境マネジメントシステムの導入効果等を情報提供し、事業者への普及促進を図ります。

③脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルの定着促進

- 地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE（賢い選択）」に賛同し、クールビズ・ウォームビズや、アイドリングストップをはじめとする環境に配慮した運転方法であるエコドライブなど、市職員が率先して脱炭素社会の実現に向けた行動を実践します。



未来のために、いま選ぼう。
「COOL CHOICE」ロゴマーク

- 「COOL CHOICE（賢い選択）」の普及啓発を図り、市民・事業者が省エネルギーを意識し、自ら積極的に行動できるよう促すことで、脱炭素社会の実現に向けた行動の環を市内に広げます。
- 公共施設における物品購入の際には、可能な限りグリーン購入に努めるとともに、市民・事業者への普及促進を図ります。
- 「フロン排出抑制法」に基づき、機器の点検やフロン類の漏えい防止、廃棄時におけるフロン類の適切な回収など、管理者の義務について周知徹底を図ります。

④次世代自動車の導入促進

- 環境負荷の小さいプラグインハイブリッド自動車、電気自動車を対象とした導入補助を継続するとともに、補助制度についてホームページや広報紙等で情報提供を行い、利用促進を図ります。
- プラグインハイブリッド自動車や電気自動車の普及促進に向けて、充電インフラ等の整備を推進します。



急速充電器（本庁舎）

■市民・事業者の取組

	市民	事業者
「COOL CHOICE（賢い選択）」への理解を深め、地球温暖化対策に自主的に取り組みましょう。	●	●
冷暖房温度の適正管理やこまめな消灯など、省エネルギー行動を実践しましょう。	●	●
電気やガス等の使用量をチェックし、無駄なエネルギーを使わないようにしましょう。	●	●
クールビズやウォームビズを実践しましょう。	●	●
自動車を運転する際は、エコドライブを実践しましょう。	●	●
家電や設備機器を更新する際は、省エネ性能の高い製品を選択しましょう。	●	●
自動車を購入する際は、環境負荷の少ない次世代自動車を選択しましょう。	●	●
住宅や事業所を新築・改築する際は、ZEHやZEBを選択するなど、省エネルギー化の推進に努めましょう。	●	●
ISO14001やエコアクション21など、環境マネジメントシステムの導入により、環境負荷の低減に努めましょう。		●



■ 数値目標

指標	基準値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)	役割分担		
			市	市民	事業者
市民・事業者に対する 電気自動車等の購入 助成（累計）	0 台	24 台	●	●	●
おかやま COOL CHOICE! 宣言をした市内の企業・ 団体数（累計） [岡山県が募集]	7 団体	15 団体	●		●
市域における温室効果 ガス（CO ₂ ）排出量	313,949 t-CO ₂ (平成 30 年度)	今後策定する「地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)」で削減量等を設定			

(2) 再生可能エネルギーの導入推進

■ 市の取組

① 地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入推進

- 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備を公共施設に率先的に導入し、その導入効果を情報提供することによって、市民や事業者への普及促進を図ります。
- 再生可能エネルギーの導入に活用できる補助制度等の情報収集を行い、市民・事業者へ情報提供するとともに、市独自の補助制度を創設します。
- 「岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例」に基づき、太陽光発電施設等の適正な設置を図ります。
- 未利用の木材を利用した木質バイオマス発電事業など、市内で再生可能エネルギー事業に取り組む事業者への支援策の検討や情報共有を図り、先行事例として市民・事業者へ情報提供を行います。
- 未利用の刈草や廃おむつなどのバイオマス利用について、調査・研究を推進します。
- 公共施設における再生可能エネルギーの比率の高い電力の調達を検討するとともに、市民・事業者への普及啓発を図ります。
- 家庭用燃料電池の普及促進をはじめ、次世代エネルギーとして注目されている水素エネルギーに関する情報収集や導入に向け、積極的に検討を行います。



太陽光発電設備（本庁舎）

■ 市民・事業者の取組

	市民	事業者
住宅や事業所に太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の導入を検討しましょう。	●	●
太陽光発電設備等を設置する際には、地域環境との調和に十分配慮しましょう。		●
再生可能エネルギーの比率の高い電力の選択を検討しましょう。	●	●

■ 数値目標

指標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)	役割分担		
			市	市民	事業者
市内の固定価格買取制度による太陽光発電の累積導入容量	62,097kW	77,000kW	●	●	●

(3) 気候変動への適応

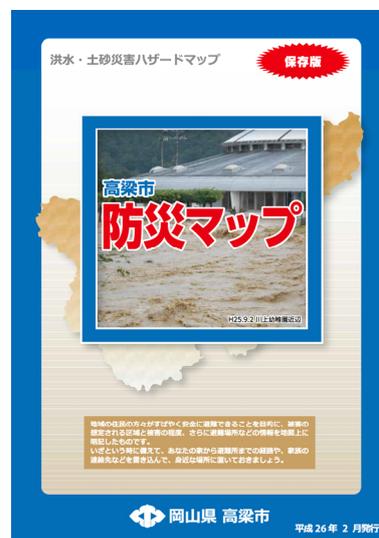
■ 市の取組

① 気候変動適応策の推進

- 気温上昇や大雨の頻度の増加など、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して、本市の実情や特性等に応じた気候変動適応策を検討します。
- 災害に強いまちづくりに向けて、公共施設に太陽光発電設備や蓄電設備等による自立・分散型電源の導入を推進し、災害発生時の非常用電源として利用できる体制を構築します。
- 豪雨等による浸水被害回避のため、排水ポンプや雨水排水路の改修・更新を推進します。
- 近隣市町村及び関係機関と連携した防災体制の整備や、地域自主防災組織の結成の促進を図ります。
- 災害発生時の避難路や救援物資の輸送路となる道路の確保・機能強化を図ります。

② 気候変動の影響に関する情報提供・注意喚起

- 地球温暖化や気候変動の影響に関する最新の知見を収集し、ホームページや広報紙等を通じて市民にわかりやすく提供します。
- 気候変動の影響によって発生リスクの増大が懸念されている熱中症や感染症、局地的な短時間豪雨等の危険性について周知に努めます。
- ハザードマップの全戸配布や防災訓練の実施等を通じて、平時から自然災害や防災・減災に関する意識を高めます。
- 気温上昇に伴う農作物への影響について情報収集を行うとともに、高温に強い品種や栽培方法等について情報発信を行います。



高梁市防災マップ

■ 市民・事業者の取組

	市民	事業者
住宅や事業所に蓄電池を導入し、電気を効率的に利用するとともに、災害に備えましょう。	●	●
猛暑日や熱帯夜は熱中症の予防に努めましょう。	●	●
災害に備え、食料や飲料水の備蓄、ハザードマップによる避難経路及び避難場所の確認など、防災対策に取り組みましょう。	●	●
気候変動に関する情報を入手し、気候変動の進行状況や想定される影響への適応について理解を深めましょう。	●	●



■ 数値目標

指標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)	役割分担		
			市	市民	事業者
地域自主防災組織の カバー率	22%	100%	●	●	●
マイ・タイムライン 講習会開催数	2回	12回	●		

基本目標 2【自然共生】 豊かな自然を継承し、 人と自然が共生するまちを創ります

(1) 生物多様性の保全

■ 市の取組

① 希少野生動植物の保護

- 岡山県や市民団体等との連携によって、希少野生動植物の生息・生育状況の把握に努めるとともに、生息地及び生育地の保護活動に取り組みます。
- 市民の野生動植物への関心を高めるため、「岡山県版レッドデータブック 2020」に掲載されている希少野生動植物が多く生息・生育するなど、関連情報をホームページや広報紙等で分かりやすく発信します。

② 外来生物対策

- 市内で生息・生育が確認されているオオキンケイギク、ヌートリア、アライグマなど、外来生物による在来生物や生態系への影響を防止・軽減するため、生態系への影響や適切な対応方法等について情報提供を行います。
- 岡山県や市民団体等との連携によって、外来生物の生息・生育状況の把握に努めるほか、必要に応じて防除を行うことで、被害拡大の防止を図ります。
- 国や岡山県、近隣市町村、市民団体等との連携によって、ヒアリやスクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）などの新たな外来生物の侵入防止及び早期防除に向けた対策を推進します。

■ 市民・事業者の取組

	市民	事業者
野生動植物や生息地及び生育地の保護活動に積極的に参加・協力しましょう。	●	●
飼育できなくなった外来生物を山林や河川等に放すことは絶対にやめましょう。	●	
開発事業の際は、適切な環境アセスメントを実施し、野生動植物の生息・生育環境の保全に努めましょう。		●

(2) 豊かな自然環境の保全

■市の取組

①山林・里山の適正管理

- 森林環境譲与税等を活用した森林の適正な管理やその促進につながる取組を推進し、水源かん養機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能、土砂災害防止機能など、森林が有する多面的機能の維持・発展を図ります。
- 事業者や市民団体との協働による森づくりへの参加を支援します。
- 市有林を活用した市民参加による山とのふれあいを深める事業を推進し、山林の保全・再生に対する意識啓発を行います。
- 里山林の保全・再生活動に助成を行うなど、美しい山づくり・災害に強い山づくりを推進します。
- 天然林の整備を推進することによって、自然環境保全に対する市民意識の高揚を図ります。
- 森林整備に伴って発生する間伐材等を原材料とする木材製品の加工、薪などの燃料としての利用を促進します。
- 森林体験を学校等と連携し実施することによって、森林への関心を高め後継者・担い手の確保・育成を図ります。

②農地の適正管理・利活用

- 農業後継者の育成や新規就農者の就農を促進するための総合的な対策を推進します。
- 農地の集積を図り、農地の荒廃を防止します。
- 有機・無農薬栽培等の環境対策上の価値に着目し、地産地消の取組や食育と連携した特色ある農業を推進します。
- 中山間地域等直接支払交付金などの国の制度を活用し、農地の保全を支援します。

③有害鳥獣被害の防止

- 「高梁市鳥獣被害防止計画」に基づき、イノシシ、ニホンザル等の野生鳥獣による農産物等被害の軽減に向けた防護柵及び捕獲檻の設置支援など、各種対策を推進します。
- 防護と捕獲の一体的な対策に加えて、生ごみや農作物の収穫残渣を放置しないよう、農業関係者等に周知を行っていくなど、地域での取組を徹底することによって、有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりを推進します。

④水辺の適正管理

- 河川、ため池、水路等の整備・改修にあたっては、自然環境に配慮した多自然型の水辺空間の整備を推進します。
- 高梁川の一斉清掃を行う「高梁川流域クリーン作戦」を継続するとともに、活動内容について普及啓発を図り、流域の自治体や住民と連携した水辺空間の保全を推進します。
- 親水空間の確保や緑道の整備を行い、水と緑のネットワークの整備を推進します。

■市民・事業者の取組

	市民	事業者
多くの恵みをもたらしてくれている森林の大切さを理解しましょう。	●	●
身近な森林、里地里山に関心を持ちそれらの保全・再生活動に参加・協力しましょう。	●	●
適正な間伐・枝打ちと間伐材などの有効利用に努めましょう。		●
農業後継者の育成や新規就農者の就農に協力しましょう。	●	●
耕作放棄地等の新たな活用に積極的に参加・協力し、農地の保全を図りましょう。	●	●
有機・無農薬栽培等の環境保全型農業により、地域の特色を活かした農業に取り組みましょう。	●	●
有害鳥獣による農林業被害の現状把握に協力しましょう。	●	●
河川の一斉清掃に積極的に参加・協力しましょう。	●	●
身近な河川やため池などの環境美化に努めましょう。	●	●

■数値目標

指標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)	役割分担		
			市	市民	事業者
高梁川流域クリーン作戦参加者	194名	250名	●	●	●
有害鳥獣による被害金額	17,470千円	13,419千円	●	●	●

(3) 自然とのふれあいの推進

■ 市の取組

① 自然とふれあえる場と機会の充実

- 自然公園等の自然とふれあう場の整備・管理を推進するとともに、その魅力の情報提供に努めることで、自然とふれあう機会の充実を図ります。
- 自然観察会やエコツアーリズム等の体験イベントを企画・開催し、自然とふれあう機会の充実を図ります。

■ 市民・事業者の取組

	市民	事業者
自然とふれあうイベントや教室などに積極的に参加しましょう。	●	
身近な野生動植物に興味を持ち、自然とふれあう機会を持つよう心がけましょう。	●	
自然とふれあうイベントや教室などの創出に協力しましょう。		●

■ 数値目標

指標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)	役割分担		
			市	市民	事業者
高梁自然公園キャンプ場利用者数	383人	574人	●	●	●

基本目標 3【資源循環】 ごみの少ない資源が循環する

まちを創ります

(1) 3Rの推進

■市の取組

①ごみの排出抑制（リデュース）の推進

- 本市のごみ処理量や処理経費など、ごみ処理の現状をホームページや広報紙等に掲載し、ごみの発生抑制の重要性について意識啓発を図り、詰め替え製品の利用や製品の簡易包装など、ごみをできるだけ出さないライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を促進します。
- ごみの減量化やごみ焼却施設の燃焼効率向上につながるなど、水分を多く含む生ごみの水切りの重要性に関する情報発信や水切りネットの配布、生ごみ処理機等を用いた生ごみの堆肥化に関する情報提供や啓発活動を行うことによって実践を促します。
- 手付かずの食品や食べ残しといった食品ロスの削減に向けて、食材の使い切り、食べ残しをしない食べきりなどの実践を促すとともに、飲食店等と連携した「3010（さんまるいちまる）運動」やフードドライブの活動等の普及促進を図ります。
- レジ袋の有料化を契機として、マイバック運動のさらなる推進を図るとともに、マイボトル等の使用を促すことで、使い捨てプラスチック製品の利用削減や再生可能な有機性資源の利用促進を図ります。
- 事業者に対して、事業活動に伴って発生したごみの適正処理や、減量化・資源化計画の策定を指導します。
- ごみの排出抑制のさらなる推進を図るため、家庭系ごみの有料化や事業系ごみ処理手数料の見直しに向けた検討を行います。

②再使用（リユース）・再資源化（リサイクル）の推進

- リサイクルプラザの再生品展示室やリサイクル工房を充実させることによって、リユースの重要性について意識啓発を図ります。
- ごみの分別ガイドブック等の作成や、ホームページや広報紙、地域ケーブルテレビのほか、SNS 等も活用した情報発信により、燃やせるごみに相当量含まれている資源化物の分別排出の徹底を図ります。
- 公共施設やスーパーなどで実施している資源化物の店頭回収について、回収場所や回収品目等の情報提供を行います。
- 有漢地域をモデル地区とした生ごみのリサイクル事業（生ごみを堆肥化して地域へ還元する事業）を行い、その効果を検証することによって、新たな施策に反映します。
- 資源ごみの集団回収を実施する町内会等の各種団体への報奨金の交付を継続するとともに、ホームページや広報紙等を活用した情報発信により、実施団体数や回収量

の増加を図ります。

- 国や岡山県の動向を見据えつつ、現在のプラスチック製容器包装に加えて、家庭から排出される様々なプラスチックごみの回収・リサイクルの実施に向けた新たな収集体制の検討を行います。

■ 市民・事業者の取組

	市民	事業者
本市が発信するごみ処理に関する情報に関心を持ち、ごみ減量化・資源化の必要性について理解を深めましょう。	●	●
水切りの徹底や生ごみ処理機等の使用によって、生ごみを減量しましょう。	●	●
食材の使い切りや食べきりによって、食品ロスをなくしましょう。	●	
小盛りメニュー等の導入による食べ残しの削減や、賞味期限切れ等の商品の削減やリサイクルなどを心がけ、食品ロスをなくしましょう。		●
買い物の際には、マイバッグを持参してレジ袋の削減に協力するとともに、必要以上の包装を求めないよう心がけましょう。	●	
使い捨てプラスチック製品の使用を減らしましょう。	●	●
リユースショップやフリーマーケットを活用して、使えるものは長く使いましょう。	●	
ごみは決められた排出ルールに従って分別を徹底するとともに、付着した汚れを取り除き、資源化できるように心がけましょう。	●	
店頭への資源物の回収ボックスの設置等によって、自らが販売した商品の容器包装の回収に努めましょう。		●
ごみ減量計画を作成し、ごみの減量化・資源化に努めましょう。		●

■ 数値目標

指標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)	役割分担		
			市	市民	事業者
ごみ排出量(家庭系・事業系)の削減	10,611t	9,138t	●	●	●

(2) ごみの適正処理の推進

■市の取組

①適正なごみ処理体制の確保

- ごみの長期的な適正処理を確保するため、高梁地域事務組合の焼却施設や最終処分場等のごみの処理施設の適正な維持管理を行い、長寿命化を図ります。
- 適正処理困難物の適正な処理ルートの確保と、ホームページや広報紙等で情報提供を行い、適正な処理が行われるよう努めます。
- 水銀を使用している体温計や蛍光灯、乾電池など、有害廃棄物の適正な分別を啓発するとともに、適正処理を推進します。
- ごみステーションの設置（新規及び修繕）に助成を行います。
- 産業廃棄物を事業系一般廃棄物として排出しないよう、市内事業者への指導を行います。
- 廃棄物処理施設の設置は、岡山県や近隣市町村との連携によって、環境への負荷に配慮して適正に行われるよう努めます。
- 農業者に対して、農業用廃プラスチックの適正処理に向けた指導を行います。

②ごみの不法投棄の防止

- 不法投棄防止を呼びかける看板の設置や、ホームページや広報紙等を通じた啓発活動を推進することによって、市民・事業者のモラル向上を図ります。
- 周辺市町村や警察等の関係機関と連携した不法投棄監視パトロールを強化し、未然防止と早期発見に努めるとともに、不法投棄されにくい環境づくりを推進します。
- これまでに不法投棄が行われた場所や状況についての情報を整理することにより、不法投棄が行われやすい場所の傾向等を把握し、対策の充実・未然防止に努めます。

③環境美化の推進

- 市民一人ひとりが主体的に環境美化に取り組めるよう、河川から海洋へのプラスチックごみ流出による汚染防止に向けた「高梁川流域クリーン作戦」など、地域の環境美化活動の普及啓発に努め、市民・事業者・市民団体の参加を促進します。
- 道路や河川等へのごみのポイ捨ての禁止や犬等のペットの排泄物の適正処理など、市民一人ひとりのルールやマナーの向上を図るための普及啓発を行います。



「高梁川流域クリーン作戦」
の実施状況

④災害廃棄物処理体制の構築

- 「高梁市災害廃棄物処理計画」に基づき、大規模災害によって発生する大量の災害廃棄物を迅速かつ適正に処理できるよう、岡山県や近隣市町村、防災関係機関等と連携した処理体制を構築します。

■ 市民・事業者の取組

	市民	事業者
3R に積極的に取り組み、ごみ処理施設の延命化に協力しましょう。	●	●
水銀等を使用している有害廃棄物は、ルールに沿って分別・廃棄しましょう。	●	●
事業系一般廃棄物や産業廃棄物は、許可業者に処理・リサイクルを委託するなど、適切に処理しましょう。		●
ごみの不法投棄やポイ捨ては絶対にやめましょう。	●	●
ごみの不法投棄を発見した際は、関係機関に通報しましょう。	●	●
所有する土地を適正に管理し、ごみの不法投棄の未然防止に努めましょう。	●	●
地域の環境美化活動等に積極的に参加しましょう。	●	●
ペットを飼育する際はマナーを守り、排泄物の放置等は絶対にやめましょう。	●	

■ 数値目標

指標	基準値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)	役割分担		
			市	市民	事業者
ごみの適正処理に関する企業等との協定 (累計)	1 件	3 件	●	●	●

基本目標 4【安心・安全・快適】 安心・安全で快適な生活が営める住みよいまちを創ります

(1) 安心・安全な生活環境の保全

■市の取組

①大気汚染の防止

- 岡山県と連携して、市内の大気汚染物質の常時監視を継続的に実施するとともに、測定データを公表することによって、大気汚染の防止に関する市民意識の高揚を図ります。
- 光化学オキシダント注意報等や微小粒子状物質（PM2.5）の注意喚起が発令された際には迅速に情報発信を行い、市民の健康被害の未然防止に努めます。
- 岡山県と連携して、工場・事業場に対する規制基準の遵守など、大気汚染の防止に向けた指導を行います。
- 野外焼却が一部の例外を除いて禁止されていることをホームページや広報紙等で周知を行うとともに、多発している地域については回覧物等で意識啓発を行います。
- 不法な野外焼却の防止に向けて、警察等の関係機関との連携を強化し、迅速な対応を図ります。

②水質汚濁の防止

- 市内河川を対象とした水質調査を継続的に実施するとともに、測定データを公表することによって、水質汚濁の防止に関する市民意識の高揚を図ります。
- 岡山県と連携して、工場・事業場に対する排水基準の遵守など、水質汚濁の防止に向けた指導を行います。
- 生活排水対策として、水切りネットを使用する、廃食用油を流さない、食べ残しを流さないなど、家庭でできる生活排水対策の普及を図ります。
- 既存の公共下水道を維持管理していくとともに、下水道整備区域内の未接続世帯への働きかけによる下水道接続率の向上を図ります。
- 下水道整備区域外の地域においては、合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えや浄化槽の適切な維持管理に努めるよう啓発を行います。
- 農業者に対する化学肥料や化学合成農薬の適正利用の徹底など、河川やため池の水質汚濁の防止に向けた指導を行います。



河川水質調査の実施状況

③騒音・振動・悪臭の防止

- 市内の主要道路を対象とした自動車騒音調査を継続的に実施するとともに、測定データを公表することによって、騒音の防止に関する市民意識の高揚を図ります。
- 工場・事業場に対する規制基準の遵守など、騒音・振動・悪臭の防止に向けた指導を行います。
- 自動車の走行に伴う騒音・振動を低減するため、道路管理者と連携して、道路構造対策や道路の適正な維持管理を検討します。
- 近隣に配慮した生活マナーの普及啓発を行い、苦情の未然防止を図ります。

④土壌・地下水汚染の防止

- 岡山県と連携して、有害化学物質を使用・貯蔵している工場・事業場に対する排出抑制・適正管理の遵守や、農業者に対する化学肥料や化学合成農薬の適正利用の徹底など、土壌・地下水汚染の防止に向けた指導を行います。

⑤有害化学物質汚染の防止

- 岡山県と連携して、市内のダイオキシン類調査を継続的に実施するとともに、測定データを公表することによって、有害化学物質汚染の防止に関する市民意識の高揚を図ります。
- アスベストの大気中への飛散による市民の健康被害の未然防止を図るため、建築物の解体工事等における飛散防止対策の指導を行うとともに、アスベスト等含有の有無に係る調査やアスベスト除去等に対する補助制度を継続します。

■市民・事業者の取組

	市民	事業者
光化学オキシダントの注意報等や微小粒子状物質（PM2.5）の注意喚起などの情報を入手し、発令時には外出を控える等の対応をとりましょう。	●	●
規制基準の遵守はもとより、工場・事業場から発生する環境負荷を可能な限り低減するよう努めましょう。		●
周辺住民等から苦情が発生した際は、迅速かつ適切に対応しましょう。		●
苦情の発生要因となる違法なごみの野外焼却は絶対にやめましょう。	●	●
水切りネットを使用する、廃食用油を流さない、食べ残しを流さないなど、なるべく水を汚さない生活を実践しましょう。	●	
家庭、職場、学校等での水の有効利用と節水による生活排水の削減に心がけましょう。	●	●
下水道の整備区域内の場合は、下水道に早期に接続しましょう。	●	●

下水道の整備区域外の場合は、合併処理浄化槽を設置しましょう。	●	●
合併処理浄化槽を適切に維持・管理しましょう。	●	●
有害化学物質を使用・貯蔵する際は、排出抑制や適正管理の遵守に努めましょう。		●
化学肥料や化学合成農薬の適正利用に努めましょう。	●	●
アスベストの含有が確認された建築物の解体の際には、飛散しないよう適正な対策の徹底に努めましょう。		●

■ 数値目標

指標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)	役割分担		
			市	市民	事業者
水質環境基準（BOD） 達成率 [6地点※、岡山県実施]	100% (令和元年度)	100%	●	●	●
汚水処理人口普及率	80.9%	85.0%	●	●	●

※P28～29に掲載している環境基準の類型が指定されている高梁川・有漢川・成羽川における6地点を示します。

(2) 快適な生活環境の形成

■市の取組

①地域特性を活かした景観形成

- 本市固有の歴史的町並みや自然等の景観が継承されつつ、これらと調和した魅力ある景観を創っていくため、「高梁市景観条例」及び「高梁市景観計画」、その他関係法令に基づき、自然・歴史・文化と調和した快適で魅力ある景観の保全・形成に努めます。
- 「高梁市歴史的風致維持向上計画（第2期）」に基づき、歴史的建造物や伝統的活動で形成された歴史的風致を維持向上させる事業に取り組みます。
- 城下町としての面影を残す歴史的町並み保存地区整備事業を、地域住民の理解と協力を得て引き続き推進します。
- 高梁市吹屋伝統的建造物群保存地区については、計画的な町並みの保全に努めます。
- 市が管理する土地等の不法占有に対する指導、電線類の地中化・美装化など、周辺環境と調和のとれた景観づくりを行います。
- 放置自転車に対する警察と連携した取締りを強化するとともに、屋外広告物に対する岡山県と連携したパトロールに努めます。

②歴史・文化財の保護・継承

- 歴史・文化財の適切な保存・管理に努め、調査・研究を継続的に行い、活用を図ります。
- 市民の文化への関心と学習意欲に corres 応えるため文化講座等を開催するとともに、貴重な文化財等にふれる機会を提供します。
- まちづくり団体、文化団体、保存会等の各種団体と連携し、案内・説明看板の設置や散策地図、パンフレットの作成など、文化財の積極的な活用を図ります。
- 吹屋地域の日本遺産ストーリーや地域の歴史的文化的遺産の存在を、市内外に積極的に情報発信を行います。

③公園・緑地の整備・維持管理

- 身近で自然とふれあえる緑豊かな公園の整備に努めます。
- 市民誰もが利用できるようにユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施設整備に努めます。
- 災害時や地域活動に活用できるように機能の充実を図り、老朽化している施設の修繕や更新など適切な管理を行い、安心・安全な公園を維持します。
- 緑の募金活動を通じて緑化運動をPRしていくとともに、市の花「さくら」やツツジなどの苗木を公共施設等へ配付して緑化に努めます。
- 建築物の壁面や屋上への緑化を啓発・推進します。

④人と環境にやさしい交通体系の構築

- 「第2次高梁市地域公共交通網形成計画」に基づき、路線バスや生活福祉バスの運行路線の見直し、乗合タクシーの運行方法の見直しなど、より利用しやすい公共交通の整備を推進することによって、持続可能な公共交通体系の構築を図ります。
- 誰もが安心して生活できる交通環境を確保するため、歩道の拡幅、歩車道の分離、ガードレールの整備、歩道のバリアフリー化など、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた人にやさしい道路整備を推進します。
- 歩行者等の危険を回避するため、国・県道の歩道の整備や通行が困難な狭小区間の幅員の拡張を要望します。
- 交流人口の増加による地域活性化や物流の安定化のため、国・県道や公共施設へのスムーズなアクセスが可能となる計画的な道路改良を図ります。
- 生活道の安全確保のため、市民と行政の連携・協働による市道管理を推進します。
- 少子高齢化社会における交通弱者擁護のため、緊急車両の通行や公共交通の維持・確保ができる市道改良を実施します。

⑤空き家等の適正管理・利活用

- 「高梁市空き家等対策計画」に基づき、空き家や空き地の発生抑制や適正管理、利活用に向けた取組を推進します。
- 空き家や空き地の所有者に対して、適切な管理や必要な措置を講じるよう指導を行うとともに、発生予防に努めます。
- 空き家情報バンク制度の普及促進を図り、空き家の利活用を推進します。
- 周辺環境に悪影響を及ぼすおそれがある管理不全な老朽危険空き家の解体撤去に対する補助制度を継続します。

■ 市民・事業者の取組

	市民	事業者
住宅や事業所などの建設・改築等の際には、周辺の景観との調和に配慮しましょう。	●	●
屋外広告物の設置にあたっては、色、高さ、屋外照明の明るさなど、周辺の景観に配慮しましょう。		●
自転車の放置や違反広告物の設置はやめましょう。	●	●
放置自転車、違反広告物の監視・情報提供に協力しましょう。	●	●
家の庭やベランダなどへの植栽や鉢植え、生垣の設置など、緑化に努めましょう。	●	
事業所の敷地内の緑化に努めましょう。		●
公園や緑地、道路、学校等の樹木や草花を大切にしましょう。	●	
距離や時間に応じて、自動車の利用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関を利用して移動しましょう。	●	●
近隣に迷惑がかからないよう、所有する建物や土地の適切な維持管理に努めましょう。	●	●
自己管理できない住宅については、空き家バンク等を活用して有効利用に努めましょう。	●	●

■ 数値目標

指標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)	役割分担		
			市	市民	事業者
空き家情報バンク成約件数	48件	50件	●	●	●
歴史的町並み保存地区整備事業実施件数 (累計)	68件	80件	●		

基本目標 5【市民協働】 みんなが参画・協働し、 持続可能なまちを創ります

(1) 環境学習・教育の推進

■市の取組

①地域特性を活かした環境学習・教育の推進

- 地域の恵まれた環境を次世代に継承していくために、市民団体等と連携し、子どもから大人まで幅広い世代が楽しく、気軽に参加することができる環境イベント等の開催・充実を図り、市民の環境意識の高揚を図ります。
- 次世代を担う子どもたちの環境意識の高揚を図るため、森林や河川等の豊かな自然を生きた教材として活用した自然観察会等の学習プログラムの検討を行い、魅力ある環境学習・教育を推進します。



「エコチルドレン育成教室」
の実施状況

②学校における環境学習・教育の推進

- 環境学習・教育に積極的に取り組む学校を支援するとともに、学校等からの要望に沿った学習テーマの出前講座を実施します。
- 地域への愛着と誇りを深めるために、地域の自然や歴史、産業等の学習を推進します。
- 地域の自然に詳しい人を講師とした体験学習プログラムを設定します。
- 農林漁業者等と連携した地産地消や食育の取組を推進します。
- ごみ処理の現状を学ぶクリーンセンター見学会等の充実と参加促進を図ります。
- 総合的な学習の時間などを活用し、環境学習・リサイクルに関するカリキュラムを整備します。
- 教材や研究資料、イベント等の情報提供を行います。
- 環境学習指導員の確保や、環境学習関係者におけるネットワークづくりに取り組みます。



「環境パネル展」の実施状況

③地域における環境学習・教育の推進

- 地域等からの要望に沿った学習テーマの出前講座を実施します。
- 生涯学習活動における環境学習・教育への取組を推進し、市民の環境意識の高揚を図ります。
- 環境学習の教材や研究資料等の提供を行います。
- 環境学習指導員の確保や、環境学習関係者におけるネットワークづくりに取り組みます。

④環境情報の発信

- 多くの市民や事業者が環境情報を収集できるよう、ホームページや広報紙のほか、SNS 等も活用しながら、世代に応じた効果的な手法でわかりやすく情報提供を行います。
- 地域の環境の状況や環境基本計画の進捗状況等について情報提供を行い、本市が推進している環境施策の進捗状況を見える化します。
- 国や岡山県、市民団体等が発信する環境情報を収集し、市民や事業者に情報提供を行います。

■市民・事業者の取組

	市民	事業者
子どもたちに地域の体験学習への積極的な参加を勧めましょう。	●	
地産地消により、地域の伝統ある食文化を子どもたちに伝えていきましょう。	●	
大人と子どもが身近な自然と一緒に学ぶ体験会などに参加しましょう。	●	
子どもたちの体験学習、施設見学会の開催などに協力しましょう。		●
家庭において、環境について話し合う機会を設け、一緒に考えましょう。	●	
従業員の環境教育を実施し、環境保全に関する意識の向上に努めましょう。		●
本市が発信する環境情報を収集し、日常生活や事業活動での環境に配慮した取組の実践に役立てましょう。	●	●

■数値目標

指標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)	役割分担		
			市	市民	事業者
エコチルドレン育成教室等の環境学習の回数	6回	12回	●		

(2) 環境保全活動の推進

■ 市の取組

① 地域が連携した環境保全活動の推進

- 市民団体等が取り組む様々な環境保全活動を積極的に支援し、活動の活性化を図ります。
- 環境保全活動に取り組む主体間のネットワークを構築し、連携・協働の強化を図るとともに、連携・協働を望む主体間のコーディネートを行います。
- 地域で取り組まれている環境保全活動に関する情報提供を行うとともに、活動への参加を希望する市民等と活動者を望む主体間のコーディネートを行います。

■ 市民・事業者の取組

	市民	事業者
地域で取り組まれている環境保全活動に関する情報を収集し、関心のある活動に積極的に参加・協力しましょう。	●	●
環境保全活動を行っている主体間で情報交換を行い、連携・協働して活動を拡げていきましょう。		●

第5章 計画の推進体制と進行管理

1. 計画の推進体制

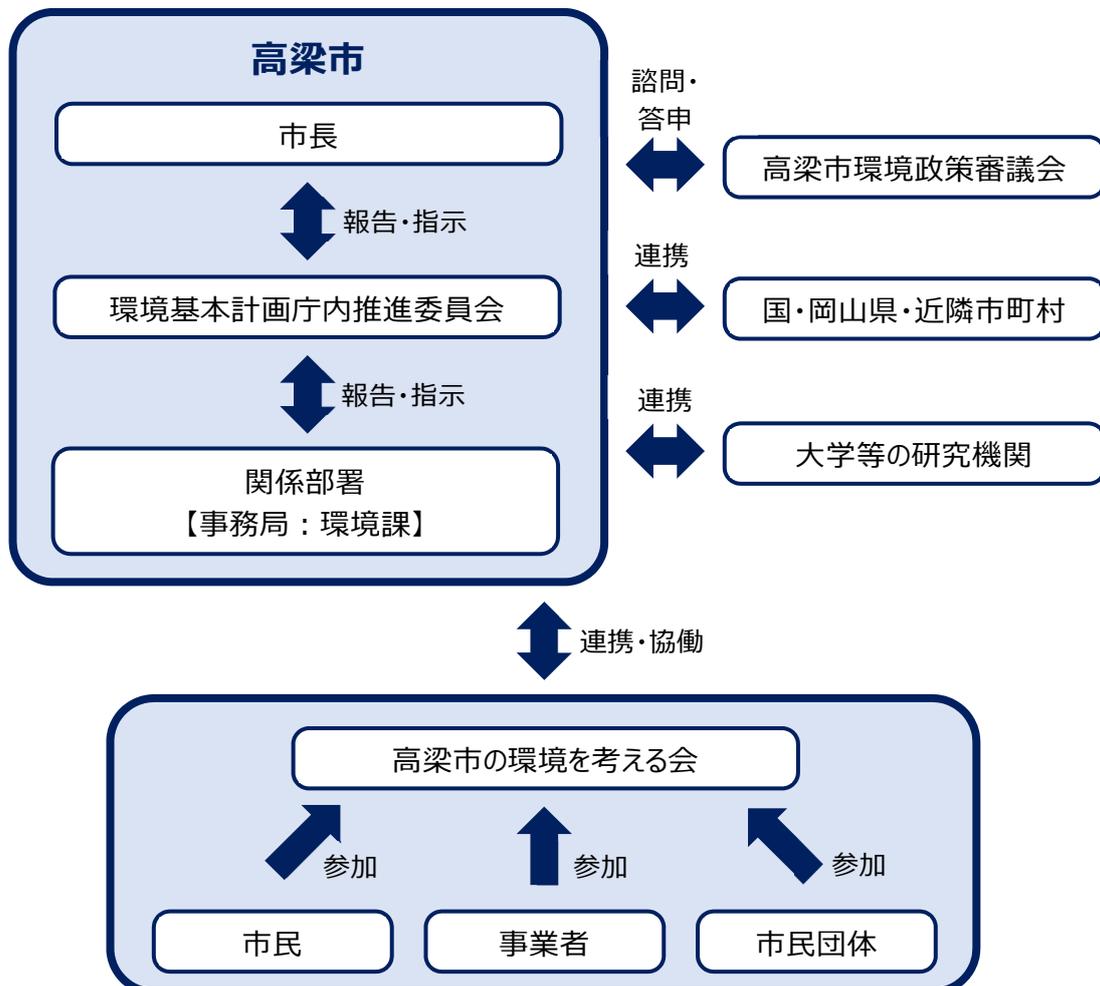
第2次計画の推進にあたっては、市・市民・事業者・市民団体がそれぞれの役割を果たしつつ、連携・協働して各種取組の推進を図っていくための体制づくりが重要です。

そのため、各主体の連携・協働を促進させるためのパートナーシップ組織である「高梁市の環境を考える会」などの場を活用して情報交流を図りつつ、持続可能なまちづくりを推進します。

また、庁内の横断的な推進組織である「環境基本計画庁内推進委員会」において環境施策の進捗状況の点検・評価を毎年度行い、その結果を「高梁市環境政策審議会」に報告することで、第2次計画の実効性を高めていきます。

さらに、地球温暖化問題や海洋プラスチックごみ問題など、広域的な対応が求められる環境課題に対しては、国・岡山県・近隣市町村や大学等の研究機関などと連携しつつ、解決に向けた各種取組の推進を図ります。

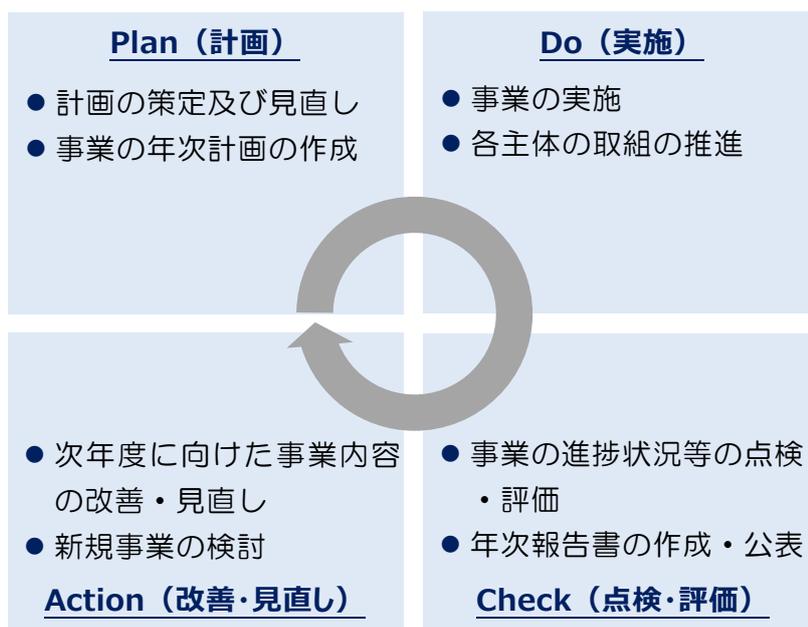
第2次計画の推進体制は、以下に示すとおりです。



2. 計画の進行管理

第2次計画の進行管理は、以下に示すPDCAサイクルに則って行います。

本市は、環境施策に基づく各種事業の進捗状況の点検・評価を毎年度行い、その結果を踏まえて事業内容の改善・見直しを図りながら、望ましい環境像の実現に向けて着実に取り組んでいきます。



資料 1. 用語説明

【あ行】

■ アイドリングストップ

自動車の駐停車時にエンジンのかけっぱなし（アイドリング）をできるだけやめようとする行動。

■ 空き家情報バンク制度

空き家の売買、賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けて登録した空き家情報を、市内への移住及び定住等を目的として空き家の利用を希望する者に対して提供する制度。

■ アスベスト

石綿（イシワタまたはセキメン）ともいわれ、天然に産する鉱物繊維。耐熱性、耐薬品性、絶縁性等の諸特性に優れているため、建設資材、電気製品、自動車など、多くの用途で使用されてきたが、発がん性物質であることが判明し、平成 18 年 9 月から原則全面使用禁止となった。

■ ウォームビズ

地球温暖化防止の一環として、秋冬のオフィスの暖房設定温度を省エネ温度にし、暖かい服装を着用する秋冬のビジネススタイル。

■ エコアクション 21

ISO14001 規格をベースとして環境省が策定した、中小事業者、学校などでも省エネを中心に節水や廃棄物削減等に取り組める国内認証の環境マネジメントシステム。

■ エコドライブ

二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための環境に配慮した運転方法。具体的には、アイドリングストップをする、急発進・急加速・急ブレーキをやめる、渋滞等をまねく違法駐車はしない、エアコンの使用を控えめにするなどが挙げられる。

■ 温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の 7 種類が定められている。

【か行】

■合併処理浄化槽

し尿と生活排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽。し尿のみを処理する単独浄化槽に比べて、河川等の汚濁を軽減する効果がある。

■家庭用燃料電池

都市ガスやプロパンガスから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させて電気と熱を発生させ、家庭内に供給するシステム。

■カーボンニュートラル

二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成し、温室効果ガス排出量が実質ゼロとなること。

■環境アセスメント

事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業者自らが環境の構成要素ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、その事業に係る環境の保全のための措置を検討し、その措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価すること。

■環境基準

「環境基本法」に基づいて定められた、人の健康の保護及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。

■環境基本法

平成 5 年 11 月に制定された、国の環境保全についての基本理念を示した法律。国、地方自治体、事業者、国民の責務を明らかにするとともに、環境保全に関する施策の基本事項などを定めている。

■環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続可能な農業。

■気候変動適応法

平成 30 年に 6 月に制定された、気候変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律。

■規制基準

法律又は条例に基づいて定められた公害の原因となる行為を規制するための基準。工場等はこの基準を守る義務が課せられている。

■グラスゴー気候合意

気候変動枠組条約第 26 回締約国会議 (COP26) が開催されたグラスゴーにおいて、令和 3 年に採択された成果文書。パリ協定の 1.5℃努力目標達成に向け、今世紀半ばのカーボンニュートラルの達成及びその経過点である令和 12 (2030) 年に向けて野心的な気候変動対策に取り組んでいくことが合意された。

■グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、まず購入の必要性を十分に考え、品質や価格、利便性、デザインだけでなく、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを優先すること。

■クールビズ

地球温暖化防止の一環として、夏のオフィスの冷房設定温度を省エネ温度にし、それに応じて軽装化するビジネススタイル。

■光化学オキシダント

工場や自動車等から排出される大気汚染物質が太陽の紫外線を受けて反応することにより生成されるオゾンなどの酸化性物質の総称。粘膜への刺激、呼吸器への影響といった健康影響のほか、農作物等の植物へも影響を及ぼす。

■耕作放棄地

以前耕地であったもので、過去 1 年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地。

■固定価格買取制度

再生可能エネルギー源 (太陽光・風力・水力 (3 万 kW 未満)・地熱・バイオマス) を用いて発電された電気を、一定期間、国が定める価格により電気事業者が買い取ることを義務付けた制度。電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づくもの。電気事業者が買取りに要した費用は、電気料金の一部として、国民が負担する賦課金によって賄われる。

■コンポスト容器

家庭から出る生ごみなどの有機物を微生物の働き等で発酵させ、堆肥化する容器。

【さ行】

■再生可能エネルギー

永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどが挙げられる。

■次世代自動車

大気汚染物質や温室効果ガスの排出、騒音等の発生が少なく、燃費性能が優れている自動車。ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車などが挙げられる。

■持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

平成 27 年 9 月の国連総会で採択された、持続可能な開発目標（SDGs）を中核とする平成 28 年から令和 12 年（2030 年）までの国際目標。

■持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs（エスディーゼーズ）は、Sustainable Development Goals の略称。平成 27 年 9 月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた平成 28 年から令和 12 年（2030 年）までの国際目標。17 の目標とそれらに付随する 169 のターゲットから構成されており、環境・社会・経済の 3 つの側面を統合的に解決する考え方が強調されている。

■持続可能な社会

地球環境や自然環境が適切に保全され、将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会。

■循環型社会

廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

■食品ロス

食べ残しや買いすぎによって、本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品。

■森林環境譲与税

温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、国民一人ひとりが等しく負担を分かち合って森林を支える仕組みとして創設された税。

■水源かん養機能

森林土壌が有する、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。また、雨水が森林土壌を通過することにより水質が浄化される。

■生物化学的酸素要求量（BOD）

BODは、Biochemical Oxygen Demandの略称。水中の有機物を微生物が分解する際に消費する酸素の量で、河川で環境基準値が定められている。この値が大きいほど、汚濁の程度も大きいことを意味する。

■生物多様性

生き物の豊かな個性とつながりのこと。森林・里地里山・河川・干潟などの生態系の多様性、動植物から細菌などの微生物にいたる様々な種類の生き物が存在する種の多様性、同じ種でも異なる遺伝子を持つという遺伝子の多様性の3つのレベルの多様性がある。

【た行】

■ダイオキシン類

有機塩素化合物である「ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン」、「ポリ塩化ジベンゾフラン」及び「コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）」の総称。物を燃焼する過程などで非意図的に生成する物質であり、高濃度に暴露された場合は、人に対する発がん性があるとされている。

■脱炭素社会

二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と森林等の吸収源による除去量との間の均衡が達成された社会、すなわちカーボンニュートラルが実現した社会。

■地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

地球温暖化対策計画に即して、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出抑制等を推進するための総合的な計画。

■地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出抑制等を推進するための計画。

■ 適応策

温室効果ガスの排出を抑制する緩和策に加えて、既に起こりつつある気候変動の影響による被害を回避・軽減していくための対策。

■ 電気自動車

バッテリーに蓄えた電気を利用して、モーターを回転させて走行することで、走行中に二酸化炭素を排出しない自動車。

■ 特定外来生物

海外起源の外来種で、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から「外来生物法」に基づき指定された生物。

【な行】

■ 二酸化窒素

工場等のボイラー、自動車のエンジン、家庭のストーブ等で燃料等を燃焼させると発生する気体。呼吸器疾患の原因となる。

■ 日平均値の年間 98%値

1 年間に測定された全ての日平均値を、1 年間での最低値を第 1 番目として、値の低い方から高い方に順に並べたとき、低いほうから数えて 98%目に該当する日平均値。

■ 日本遺産

文化庁により認定された、地域の歴史的魅力や特色を通じて日本の文化・伝統を語るストーリー。地域に点在する遺産を「面」として捉え、ストーリーによりパッケージ化して活用し、遺産や地域文化の保護のみならず、それを活用して地域活性化を図ることを目的としている。

【は行】

■ バイオマス

再生可能な有機性資源で化石資源を除いたもの。稲わら、もみ殻、間伐材、家畜ふん尿、食品廃棄物、下水汚泥等が挙げられる。直接燃焼して燃料として用いるほか、発酵時に発生するメタンガスを燃料として用いる場合もある。

■ ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路の防災関係施設の位置等を表示した地図。

■パリ協定

気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）が開催されたパリにおいて、平成 27 年に採択された温室効果ガス削減のための新たな国際的枠組み。温室効果ガス排出削減（緩和）の長期目標として、気温上昇を 2℃より十分下方に抑える（2℃目標）とともに 1.5℃に抑える努力を継続すること、そのために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロ（排出量と吸収量を均衡させること）とすることが掲げられている。

■微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、直径が 2.5 μm（1 μm は 1mm の 1,000 分の 1）以下のもの。浮遊粒子状物質よりも更に小さい粒子（髪の毛の太さの 30 分の 1 程度）であるため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加えて、循環器系への影響が懸念されている。

■フードドライブ

家庭で余っている食品を地域のイベントや学校、職場等に持ち寄り、それを必要としている福祉団体・施設等に寄付する活動。

■プラグインハイブリッド自動車

家庭用電源からコンセントプラグで直接充電できるハイブリッド自動車。走行中に二酸化炭素を排出しない電気自動車と遠距離走行が可能なハイブリッド自動車の利点を併せ持った自動車。

■フロン排出抑制法

平成 27 年 4 月に施行された、フロン類の製造から廃棄までライフサイクル全般に対して包括的な対策を実施することを目的とした法律。令和 2 年 4 月に改正が行われている。

■フロン類

炭化水素に塩素やフッ素等が結合した化合物。エアコンや冷蔵庫・冷凍庫の冷媒や溶剤等の用途で活用されてきましたが、オゾン層破壊物質である特定フロンや、オゾン層を破壊しないものの強力な温室効果ガスである代替フロンがあり、フロン類の排出抑制が課題となっている。

【ま行】

■マイクロプラスチック

プラスチックごみのうち、大きさが5mm以下のもの。含有・吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されている。

■マイ・タイムライン

住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの。

【や行】

■ユニバーサルデザイン

障害、年齢、性別、言語、文化などそれぞれの違いを超えて、すべての人に対して、できる限り利用可能であるように、製品、建造物、生活空間などをデザインすること。

【ら行】

■レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生動植物種に関するデータ集。岡山県では、平成15年に岡山県版のレッドデータブックを発刊し、改訂版として、平成22年には岡山県版レッドデータブック2009、令和2年には岡山県版レッドデータブック2020を発刊している。

【数字・アルファベット】

■3010（さんまるいちまる）運動

食品ロス削減に向けた取組の一つで、会食時の最初の30分、最後の10分は料理を楽しみ、食べ残しを減らす運動のこと。

■3R

廃棄物のリデュース（Reduce：減量）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）の3つの頭文字をとったもの。

■75%値

1年間に測定された全ての日平均値を、1年間での最低値を第1番目として、値の低い方から高い方に順に並べたとき、低いほうから数えて75%目に該当する日平均値。

■ BEMS

BEMS（ベムス）は、Building Energy Management System の略称。HEMS と同様の考え方で、ビルの省エネルギーをトータルで実現するためのエネルギー管理システム。

■ COOL CHOICE（クールチョイス）

脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。

■ dB

dB（デシベル）は、騒音レベルや振動レベルの単位。d（デシ）は 10 分の 1 を意味する。

■ HEMS

HEMS（へムス）は、Home Energy Management System の略称。住宅内のエネルギー消費機器や発電設備を情報ネットワークでつなぎ、各機器の運転を最適な状態に制御して、省エネルギーをトータルで実現するためのエネルギー管理システム。

■ ISO14001

ISO（国際標準化機構）の環境マネジメントシステム規格。PDCA サイクルを回すことによって継続的な環境改善を図る。

■ PDCA サイクル

PDCA は、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字をとったもので、P→D→C→A のサイクルを繰り返し行うこと。目標を達成するために業務を継続的に改善する手法として使われる。

■ ppm

ppm（ピーピーエム）は微量物質の濃度の単位。1m³の大気中に 1cm³の汚染物質が存在する場合の濃度が 1ppm となる。

■ SNS

Social Networking Service の略称。人と人とのつながりを促進・支援するコミュニティ型の Web サイト及びネットサービス。

■ t-CO₂

t-CO₂（トンシーオーツー）は温室効果ガス排出量の単位。地球温暖化係数の異なる 6 種類の温室効果ガスを CO₂ 基準で換算して重量で表したものの。

■TJ

TJ（テラジュール）は、エネルギー、仕事、熱量、電力量の単位。T（テラ）は、10の12乗を意味する。

■ZEB

ZEB（ゼブ）は、Net Zero Energy Building の略称。ZEHと同様の考え方で、年間の一次消費エネルギー量（空調、給湯、照明、換気）の収支を実質ゼロとする建物。

■ZEH

ZEH（ゼッチ）は、Net Zero Energy House の略称。建物の断熱性・省エネ性能を上げ、太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、年間の一次消費エネルギー量（空調、給湯、照明、換気）の収支を実質ゼロとする住宅。

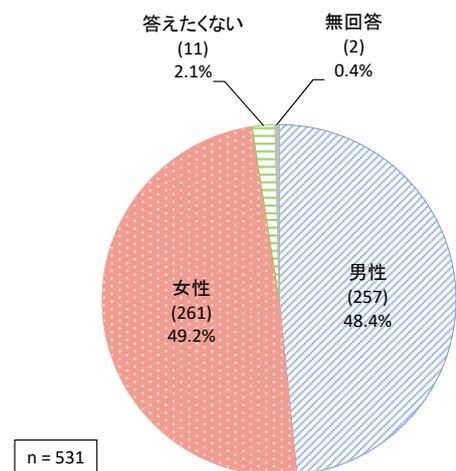
資料 2. 市民アンケート調査結果

調査概要	調査対象	市内在住の18歳以上の男女1,000人（住民基本台帳から無作為抽出）
	調査方法	郵送配布・郵送回収
	調査期間	令和2年10月5日～10月30日（11月6日まで延長）
	回収結果	有効配布数：1,000件 有効回収数：531件 有効回収率：53.1%

問 1 あなたご自身のことについてお聞きます。（あてはまるものにそれぞれ1つだけ○）

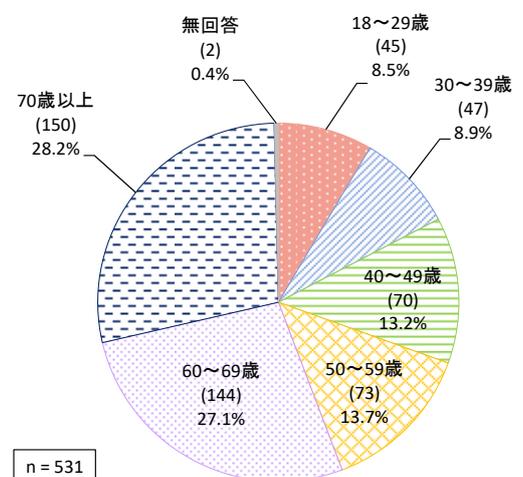
（1）性別

回答者の割合は、「女性」が49.2%で、「男性」が48.4%となっています。



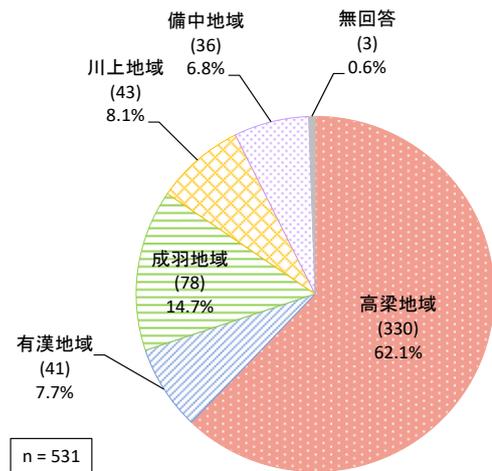
（2）年齢

回答者の割合は、「70歳以上」が28.2%で最も高く、次いで「60～69歳」の27.1%、「50～59歳」の13.7%などとなっています。



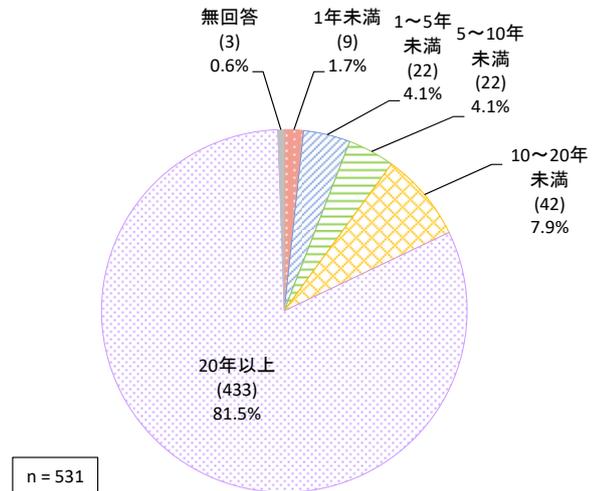
(3) お住まいの地域

回答者の割合は、「高梁地域」が62.1%で最も高く、次いで「成羽地域」の14.7%、「川上地域」の8.1%などとなっています。



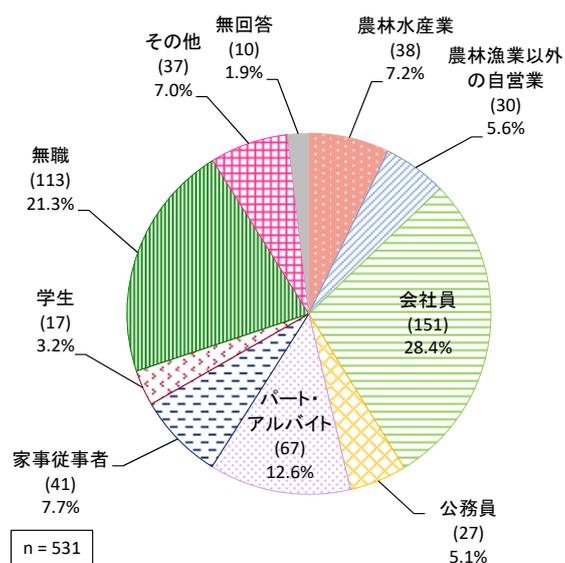
(4) 高梁市での居住年数

回答者の割合は、「20年以上」が81.5%で最も高く、次いで「10～20年未満」の7.9%、「1～5年未満」及び「5～10年未満」の4.1%などとなっています。



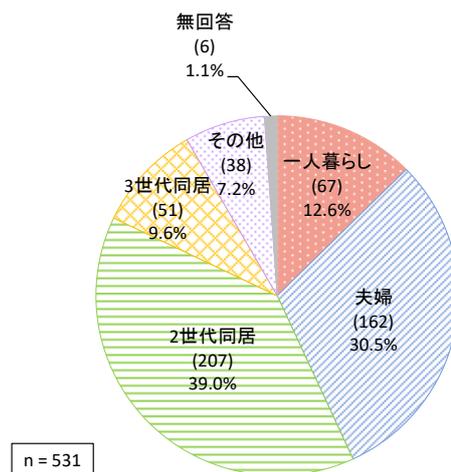
(5) 職業

回答者の割合は、「会社員」が28.4%で最も高く、次いで「無職」の21.3%、「パート・アルバイト」の12.6%などとなっています。



(6) 家族構成

回答者の割合は、「2世代同居」が39.0%で最も高く、次いで「夫婦」の30.5%、「一人暮らし」の12.6%などとなっています。



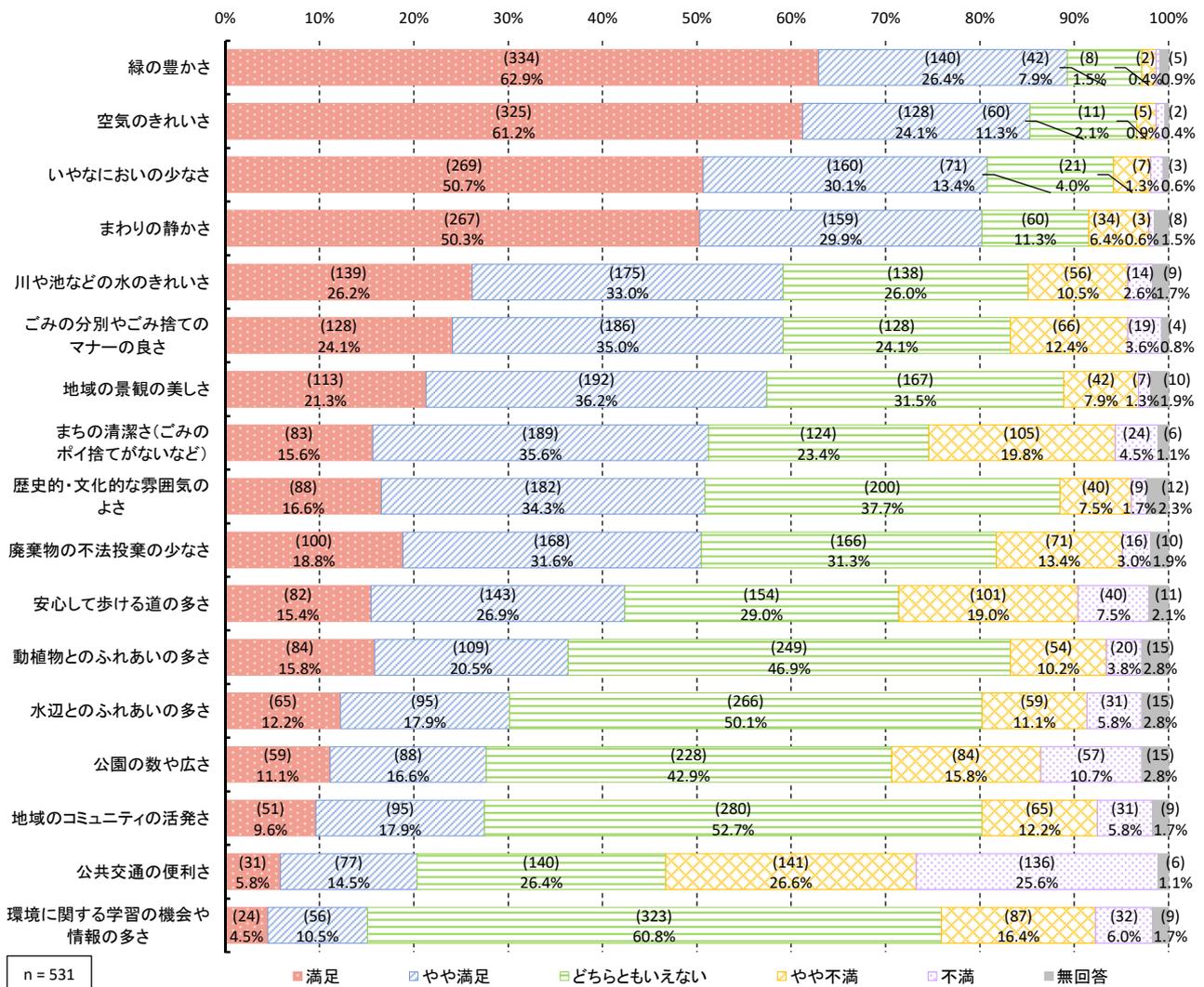
問 2

現在、あなたが住んでいる地域周辺の環境に関する下記の項目について、どの程度満足されていますか。また、将来の高梁市全体の環境にとって、どの程度重要だと思いますか。
 (「満足度」、「重要度」の両方であてはまるものにそれぞれ1つだけ○)

「満足」及び「やや満足」と回答した者の割合は、「緑の豊かさ」が89.3%で最も高く、次いで「空気のきれいさ」の85.3%、「いやなにおいの少なさ」の80.8%などとなっています。

一方で、「不満」及び「やや不満」と回答した者の割合は、「公共交通の便利さ」が52.2%で最も高く、次いで「安心して歩ける道の多さ」及び「公園の数や広さ」の26.5%、「まちの清潔さ(ごみのポイ捨てがないなど)」の24.3%などとなっています。

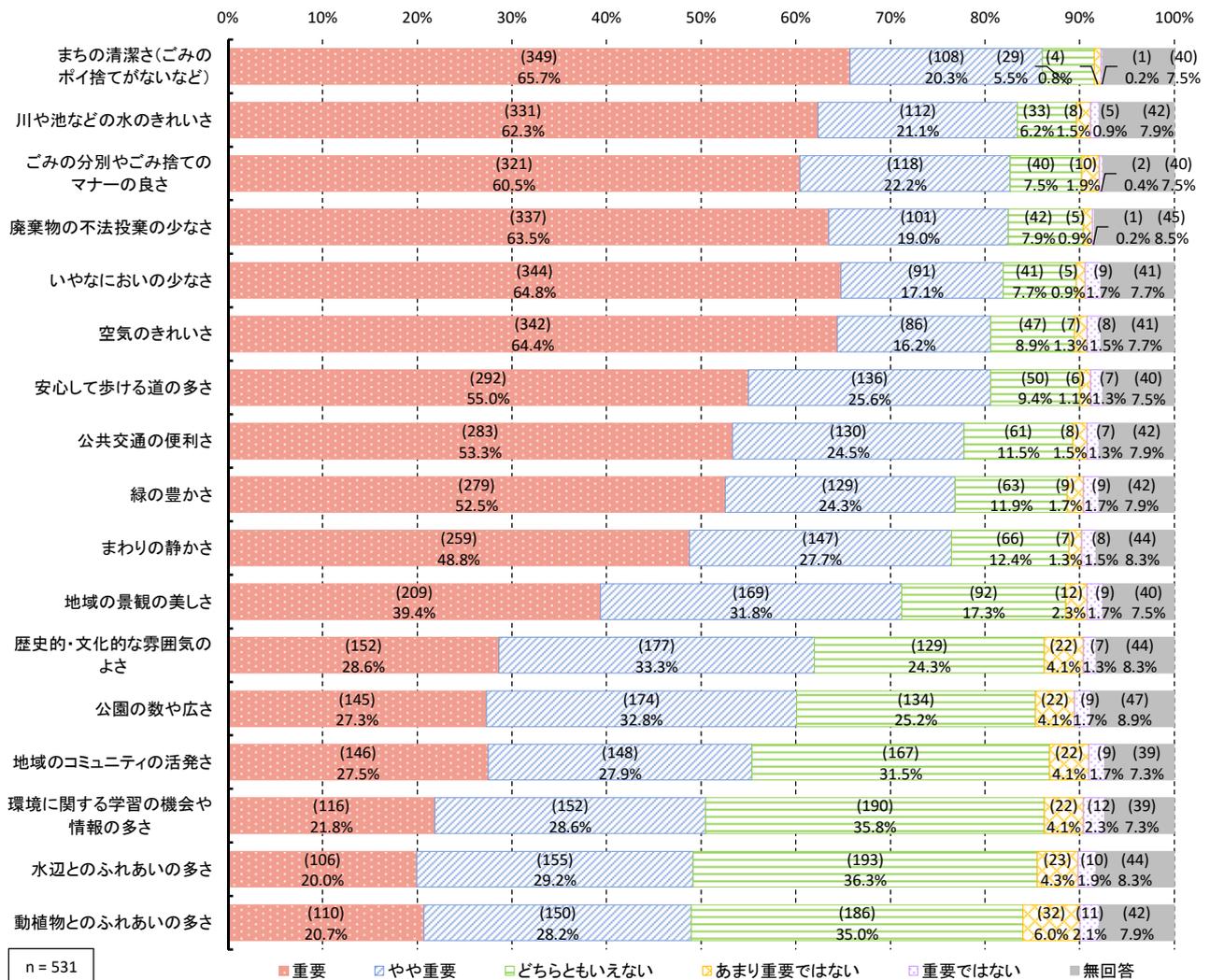
満足度



次に、「重要」及び「やや重要」と回答した者の割合は、「まちの清潔さ（ごみのポイ捨てがないなど）」が86.0%で最も高く、次いで「川や池などの水のきれいさ」の83.4%、「ごみの分別やごみ捨てのマナーの良さ」の82.7%などとなっています。

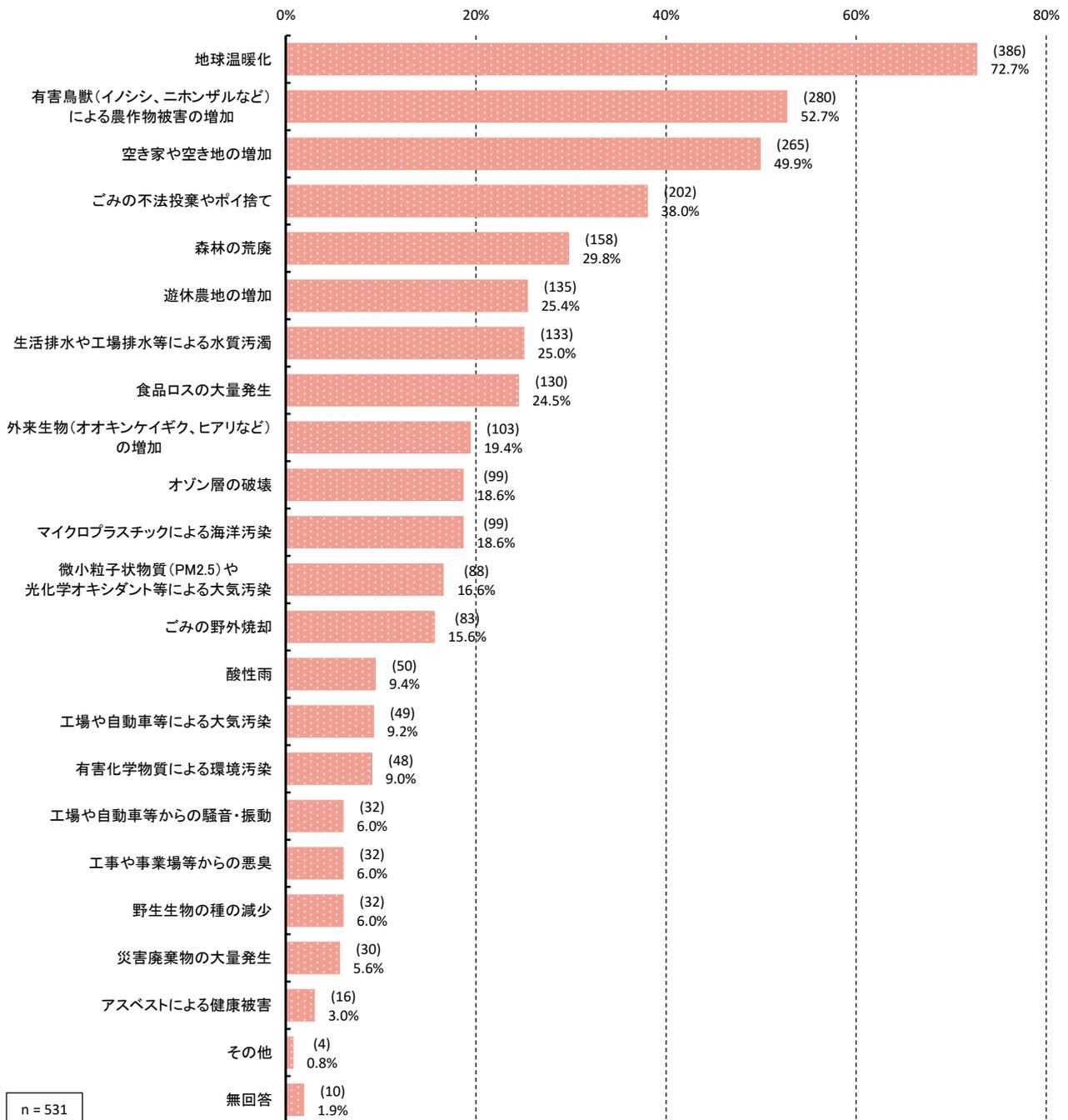
一方で、「動植物とのふれあいの多さ」が48.9%で最も低く、次いで「水辺とのふれあいの多さ」の49.2%、「環境に関する学習の機会や情報の多さ」の50.4%などとなっています。

重要度



問3 あなたは、どのような環境問題に関心がありますか。(あてはまるものに5つまで○)

回答者の割合は、「地球温暖化」が72.7%で最も高く、次いで「有害鳥獣（イノシシ、ニホンザルなど）による農作物被害の増加」の52.7%、「空き家や空き地の増加」の49.9%などとなっています。

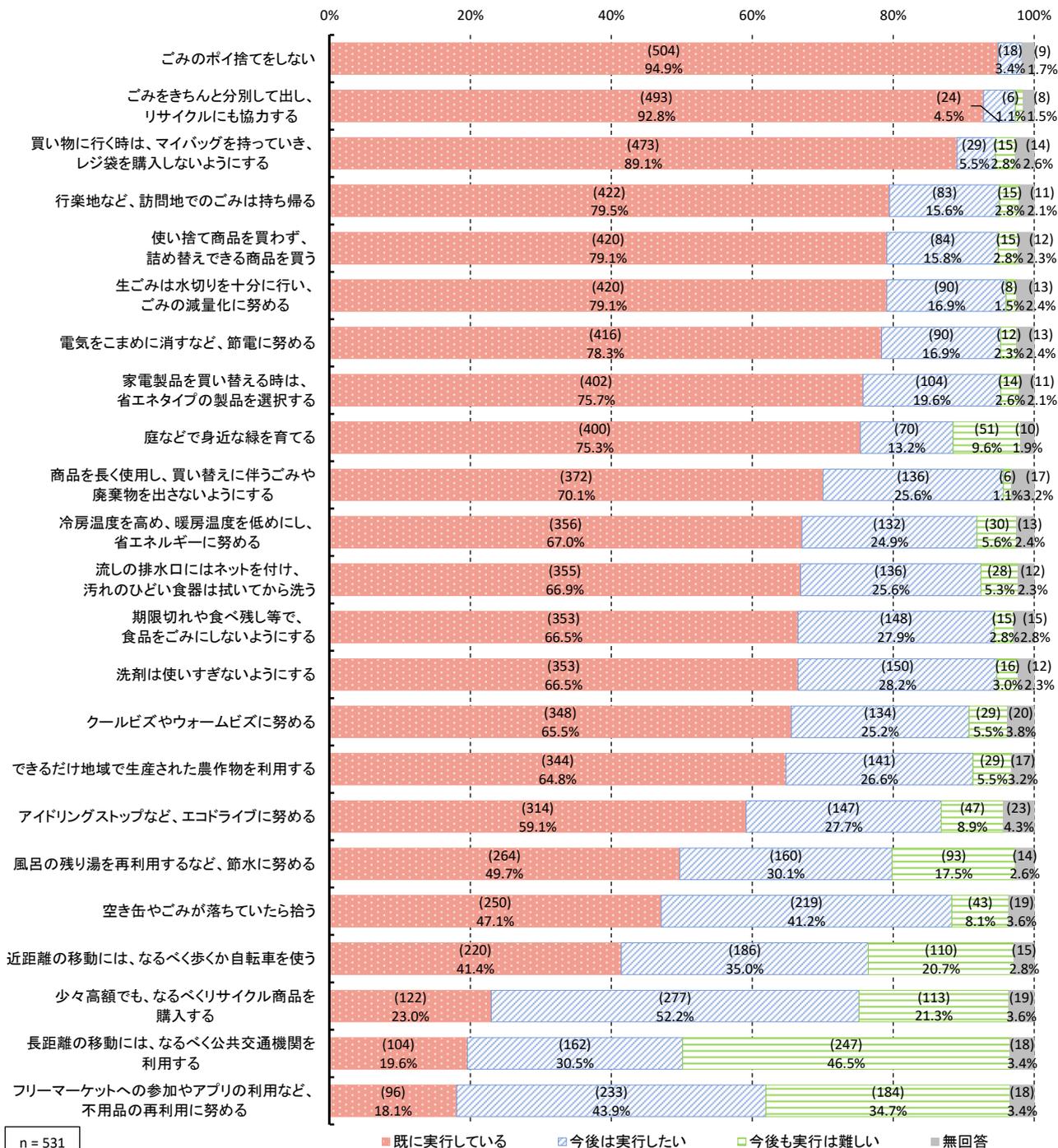


問 4

あなたのご家庭では、環境にやさしい行動を日常生活でどの程度実行していますか。（あてはまるものにそれぞれ1つだけ○）

「既に行っている」と回答した者の割合は、「ごみのポイ捨てをしない」が94.9%で最も高く、次いで「ごみをきちんと分別して出し、リサイクルにも協力する」の92.8%、「買い物に行く時は、マイバッグを持っていき、レジ袋を購入しないようにする」の89.1%などとなっています。

一方で、「今後も実行は難しい」と回答した者の割合は、「長距離の移動には、なるべく公共交通期間を利用する」が46.5%で最も高く、次いで「フリーマーケットへの参加やアプリの利用など、不用品の再利用に努める」の34.7%などとなっています。



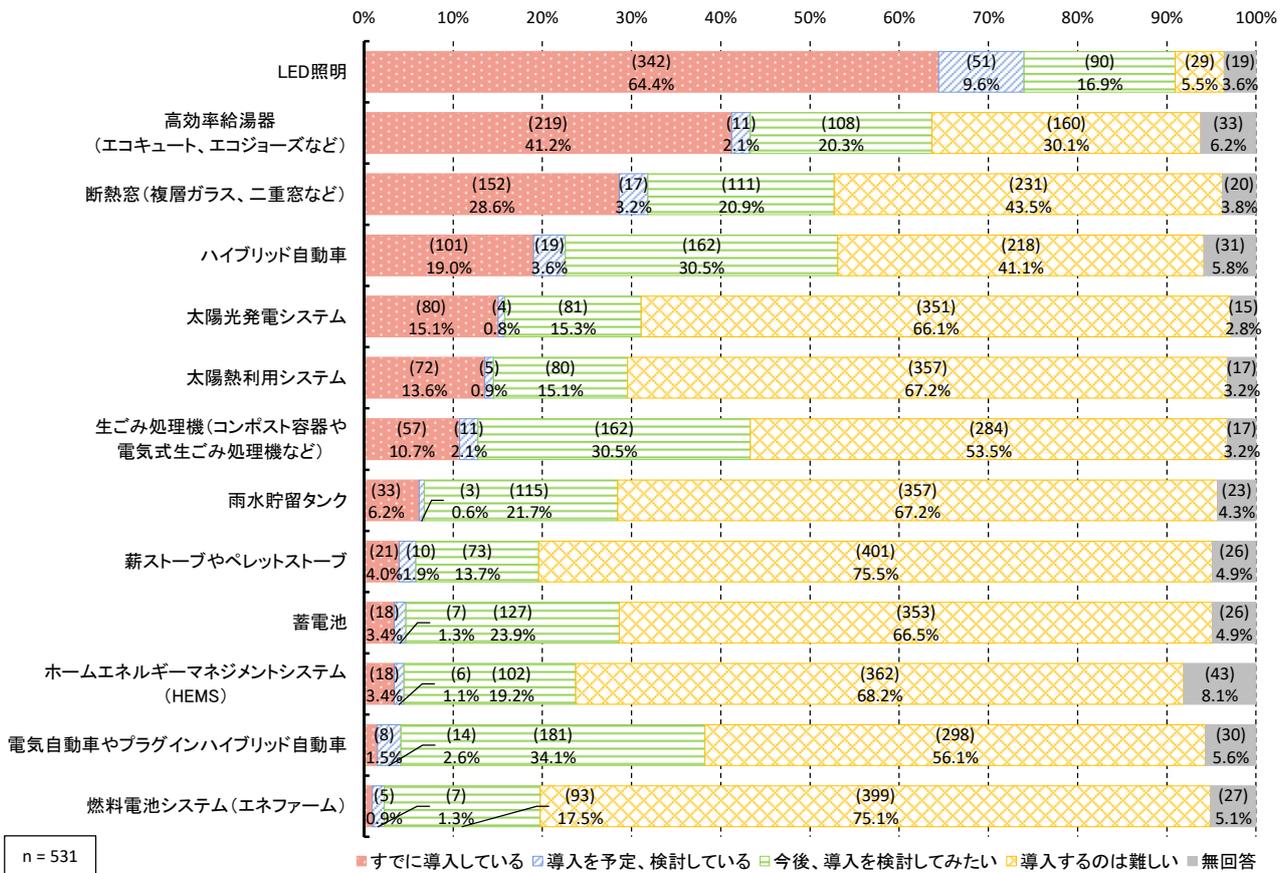
n = 531

問 5

あなたのご家庭では、再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備など、環境保全に関する設備を導入していますか。(あてはまるものにそれぞれ1つだけ○)

「すでに導入している」と回答した者の割合は、「LED照明」が64.4%で最も高く、次いで「高効率給湯器(エコキュート、エコジョーズなど)」の41.2%、「断熱窓(複層ガラス、二重窓など)」の28.6%などとなっています。

また、「今後、導入を検討してみたい」と回答した者の割合は、「電気自動車やプラグインハイブリッド自動車」が34.1%で最も高く、次いで「ハイブリッド自動車」及び「生ごみ処理機(コンポスト容器や電気式生ごみ処理機など)」の30.5%、「蓄電池」の23.9%などとなっています。

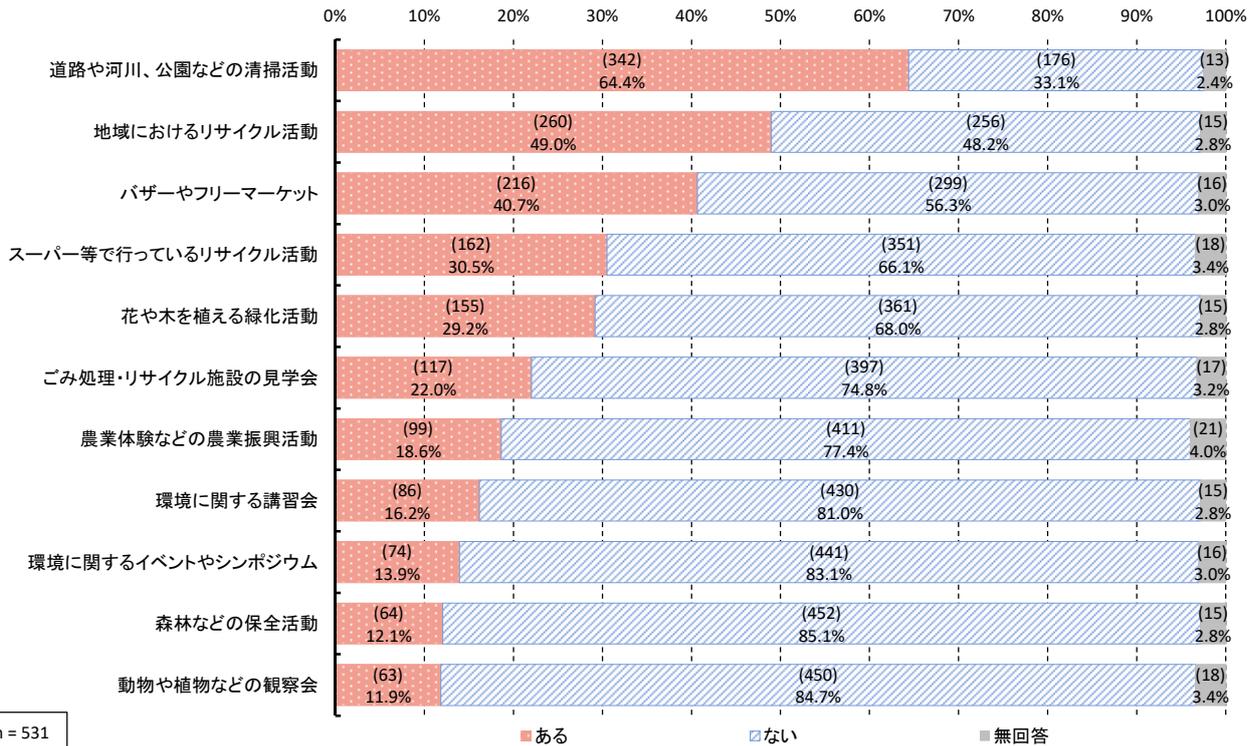


問 6

あなたは、地域の環境保全活動や環境学習などに参加したことがありますか。また、今後参加したいと思いますか。（「参加経験」、「今後の参加意向」の両方であてはまるものにそれぞれ1つだけ○）

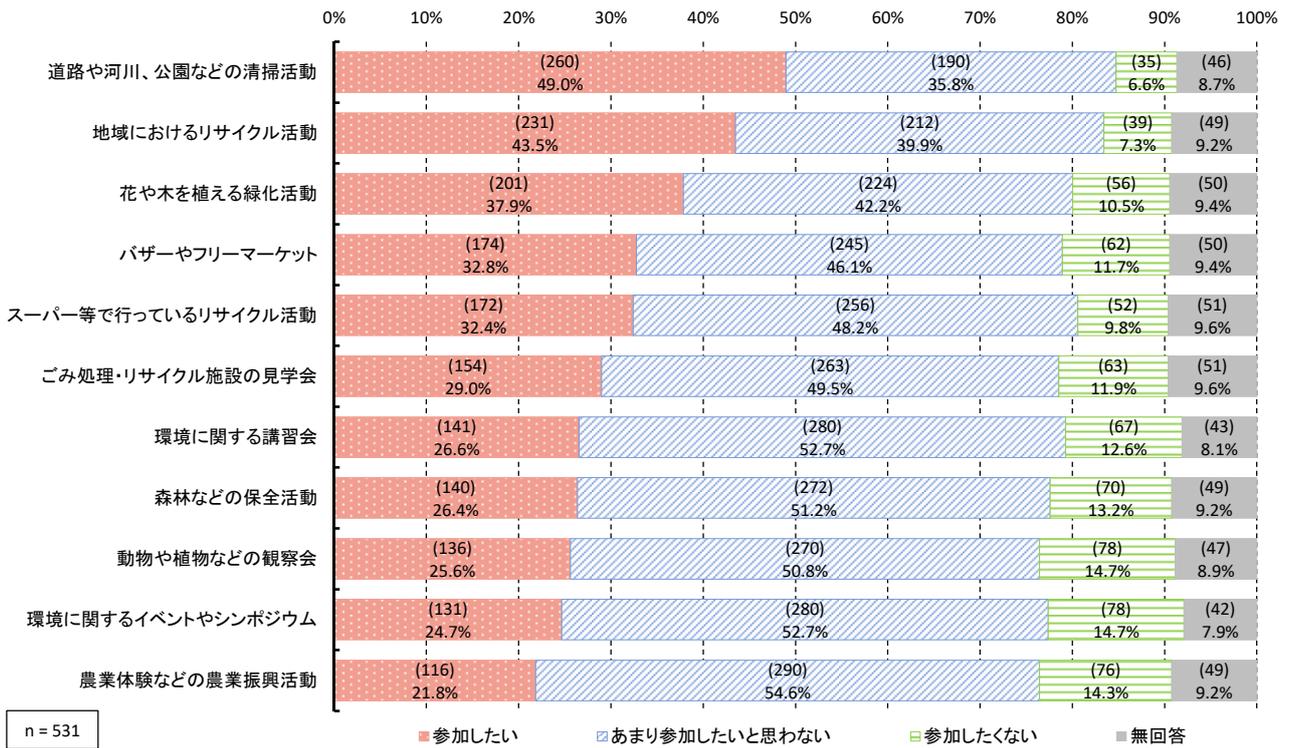
「ある」と回答した者の割合は、「道路や河川、公園などの清掃活動」が64.4%で最も高く、次いで「地域におけるリサイクル活動」の49.0%、「バザーやフリーマーケット」の40.7%などとなっています。

参加経験



次に、「参加したい」と回答した者の割合は、「道路や河川、公園などの清掃活動」が49.0%で最も高く、次いで「地域におけるリサイクル活動」の43.5%、「花や木を植える緑化活動」の37.9%などとなっています。

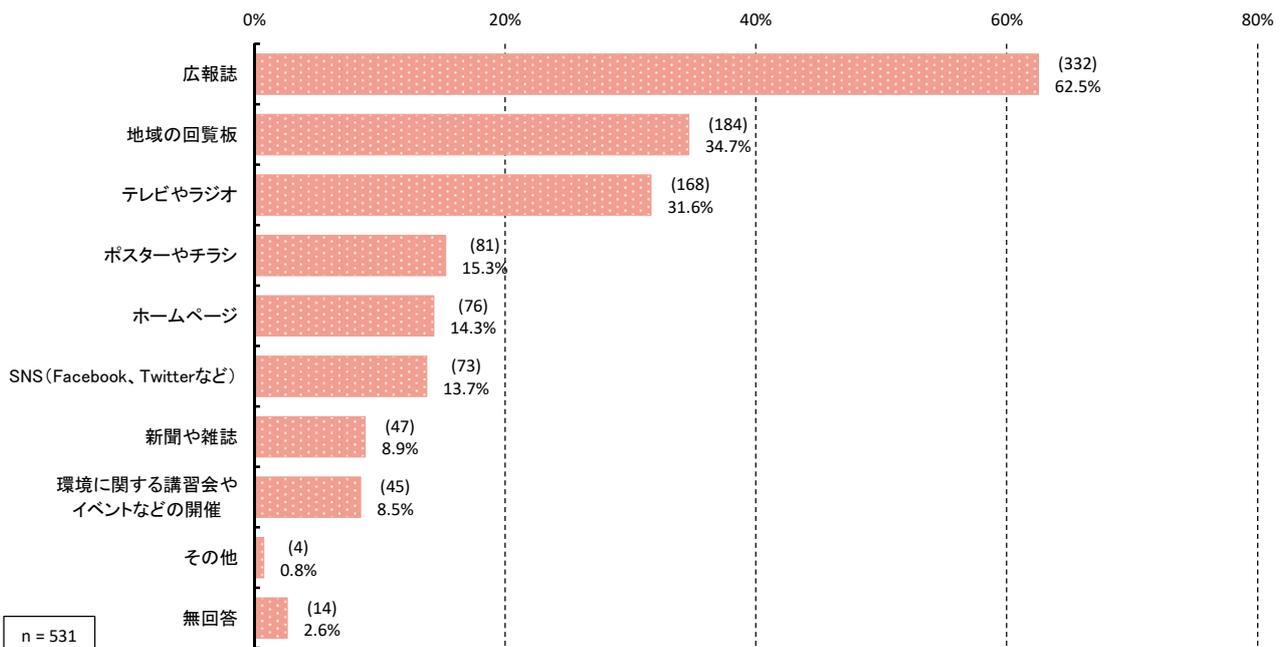
今後の参加意向



問7

あなたは、高梁市が行う環境関連の情報発信方法として、どれが有効だと思いますか。(あてはまるものに2つまで○)

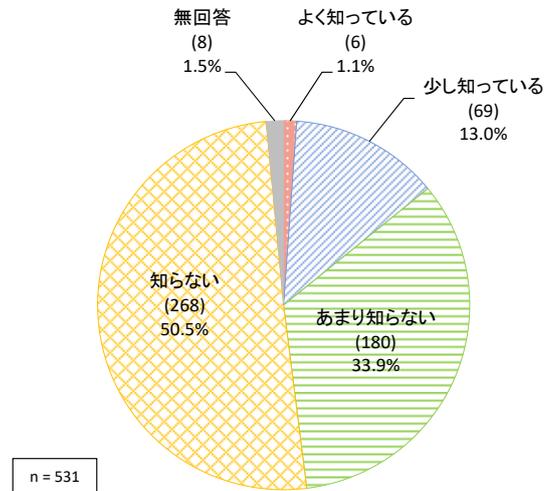
回答者の割合は、「広報誌」が62.5%で最も高く、次いで「地域の回覧板」の34.7%、「テレビやラジオ」の31.6%などとなっています。



問 8

高梁市では、平成 24 年 7 月に「高梁市環境基本計画」を策定し、環境施策の推進を図っています。あなたは、「高梁市環境基本計画」を知っていますか。（あてはまるものに 1 つだけ○）

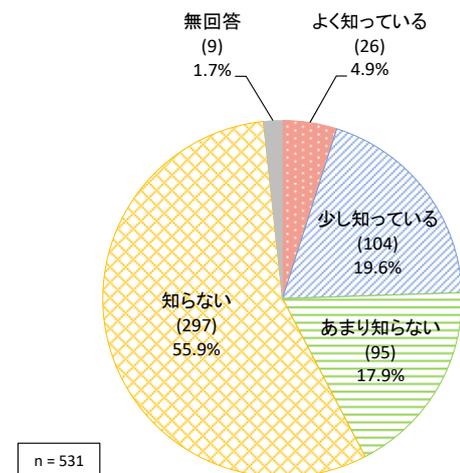
「よく知っている」と回答した者の割合は 1.1% と非常に低く、「少し知っている」と回答した者の割合を合わせても 2 割以下となっています。



問 9

あなたは、「SDGs」という言葉を知っていますか。（あてはまるものに 1 つだけ○）

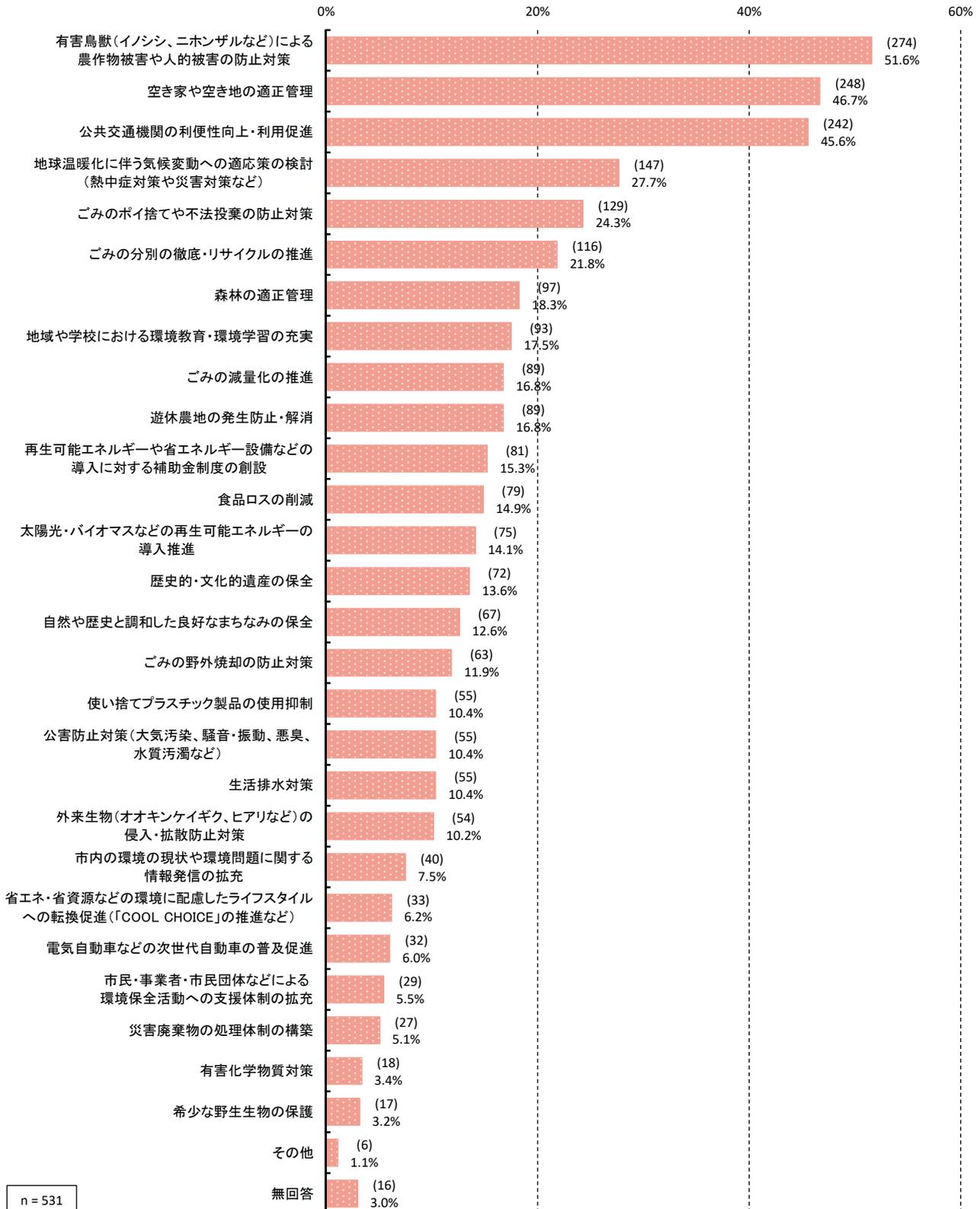
「よく知っている」と回答した者の割合は 4.9% と非常に低く、「少し知っている」と回答した者の割合を合わせても 3 割以下となっています。



問 10

あなたは、高梁市が重点的に今後進めるべき取り組みはどれだと思いますか。（あてはまるものに5つまで○）

回答者の割合は、「有害鳥獣（イノシシ、ニホンザルなど）による農作物被害や人的被害の防止対策」が51.6%で最も高く、次いで「空き家や空き地の適正管理」の46.7%、「公共交通機関の利便性向上・利用促進」の45.6%などとなっています。



資料3. 事業者アンケート調査結果

調査概要	調査対象	市内で事業活動を行っている100事業者（無作為抽出）
	調査方法	郵送配布・郵送回収
	調査期間	令和2年10月8日～10月30日（11月6日まで延長）
	回収結果	有効配布数：100件 有効回収数：62件 有効回収率：62.0%

問1 貴事業所のことについてお聞きます。（あてはまるものにそれぞれ1つだけ○）

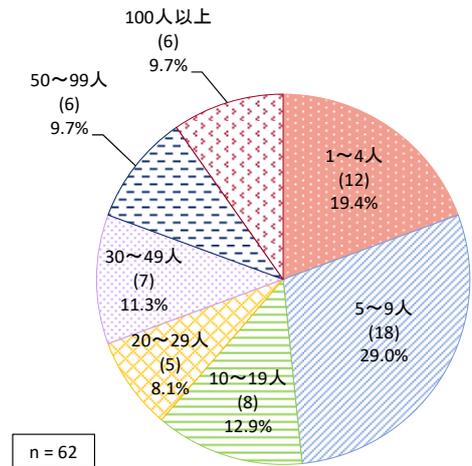
（1）業種

回答事業所の割合は、「製造業」が19.4%で最も高く、次いで「建設業」及び「医療・福祉」の16.1%、「サービス業（他に分類されない業種）」の12.9%などとなっています。

業種	回答件数	回答割合
農業、林業	1	1.6%
漁業	0	0.0%
鉱業、採石業、砂利採取業	2	3.2%
建設業	10	16.1%
製造業	12	19.4%
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1.6%
情報通信業	1	1.6%
運輸業、郵便業	5	8.1%
卸売業、小売業	3	4.8%
金融業、保険業	0	0.0%
不動産業、物品賃貸業	2	3.2%
学術研究、専門・技術サービス業	0	0.0%
宿泊業、飲食サービス業	6	9.7%
生活関連サービス業、娯楽業	0	0.0%
教育・学習支援業	0	0.0%
医療・福祉	10	16.1%
複合サービス	0	0%
サービス業（他に分類されない業種）	8	12.9%
無回答	1	1.6%
合計	62	100%

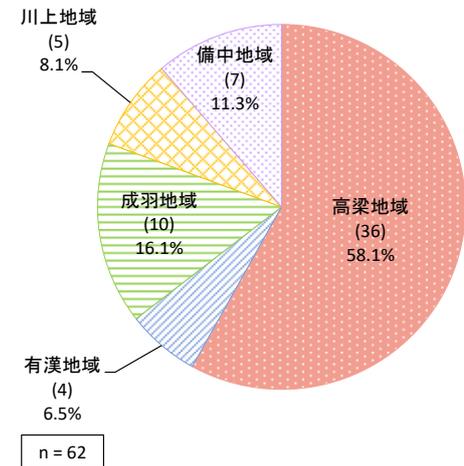
(2) 従業員数

回答事業所の割合は、「5～9人」が29.0%で最も高く、次いで「1～4人」の19.4%、「10～19人」の12.9%などとなっています。



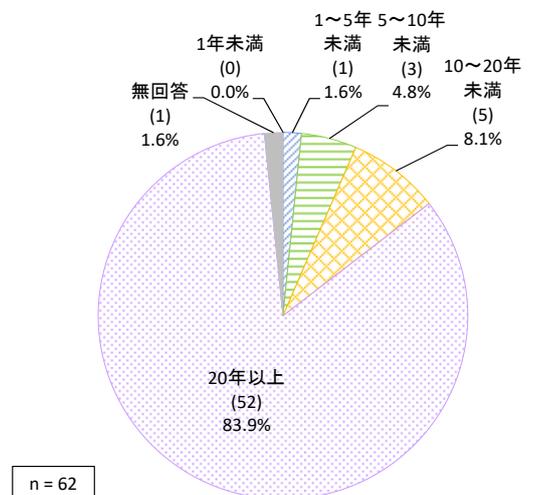
(3) 所在地域

回答事業所の割合は、「高梁地域」が58.1%で最も高く、次いで「成羽地域」の16.1%、「備中地域」の11.3%などとなっています。



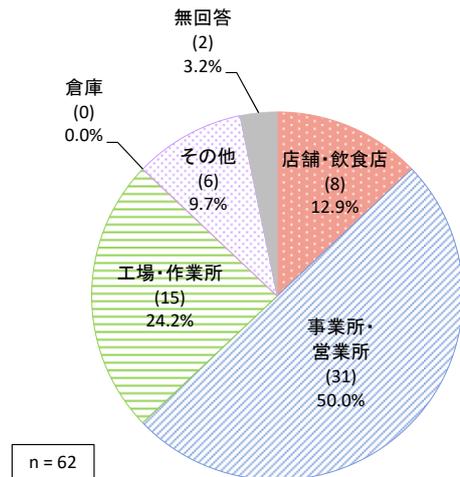
(4) 事業年数

回答事業所の割合は、「20年以上」が83.9%で最も高く、次いで「10～20年未満」の8.1%、「5～10年未満」の4.8%などとなっています。



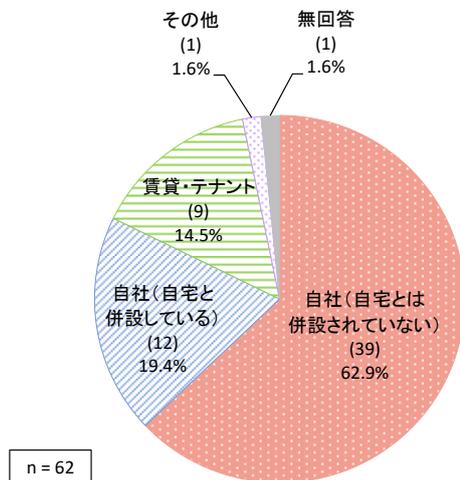
(5) 事業所形態

回答事業所の割合は、「事業所・営業所」が50.0%で最も高く、次いで「工場・作業所」の24.2%、「店舗・飲食店」の12.9%などとなっています。



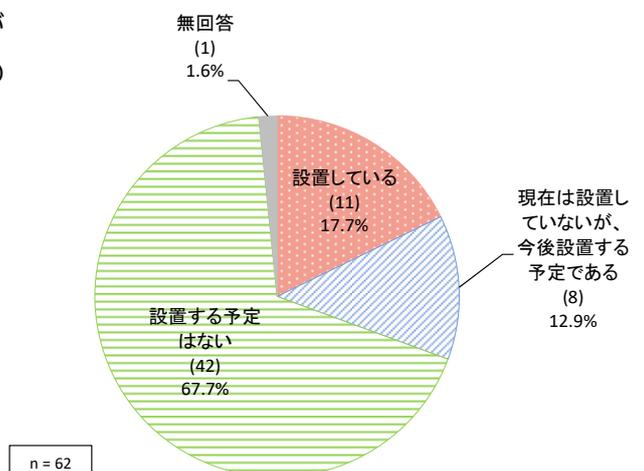
(6) 所有形態

回答事業所の割合は、「自社（自宅とは併設されていない）」が62.9%で最も高く、次いで「自社（自宅と併設している）」の19.4%、「賃貸・テナント」の14.5%などとなっています。



問2 貴事業所では、環境問題を担当する部署や担当者を設置していますか。（あてはまるものに1つだけ○）

回答事業所の割合は、「設置する予定はない」が67.7%で最も高く、次いで「設置している」の17.7%などとなっています。

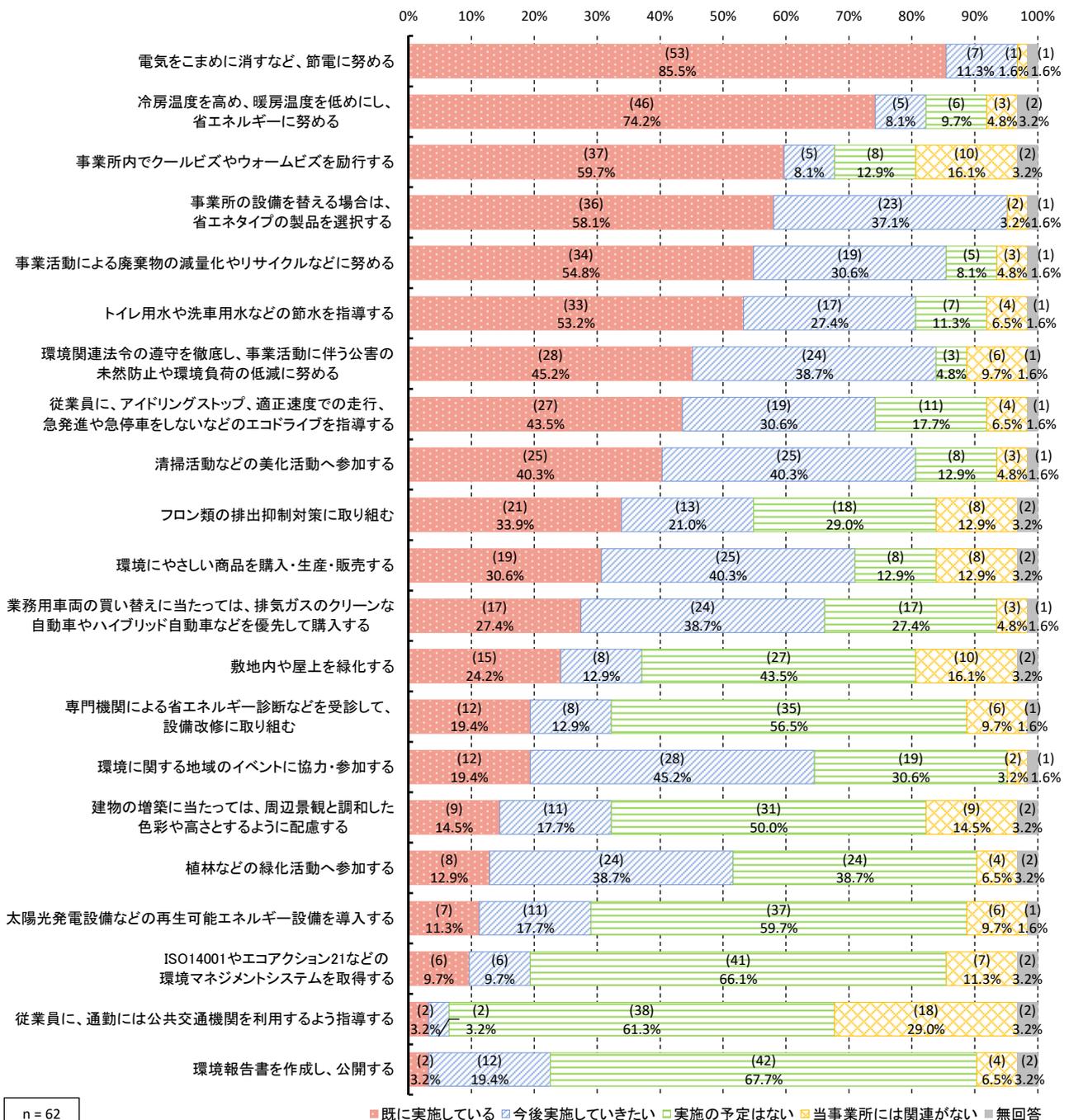


問3

貴事業所では、環境保全のためにどのような取り組みを実施していますか。（あてはまるものにそれぞれ1つだけ○）

「既の実施している」と回答した事業所の割合は、「電気をこまめに消すなど、節電に努める」が85.5%で最も高く、次いで「冷房温度を高め、暖房温度を低めにし、省エネルギーに努める」の74.2%、「事業所内でクールビズやウォームビズを励行する」の59.7%などとなっています。

一方で、「実施の予定はない」と回答した事業所の割合は、「環境報告書を作成し、公開する」が67.7%で最も高く、次いで「ISO14001 やエコアクション21 などの環境マネジメントシステムを取得する」の66.1%、「従業員に、通勤には公共交通機関を利用するよう指導する」の61.3%などとなっています。



n = 62

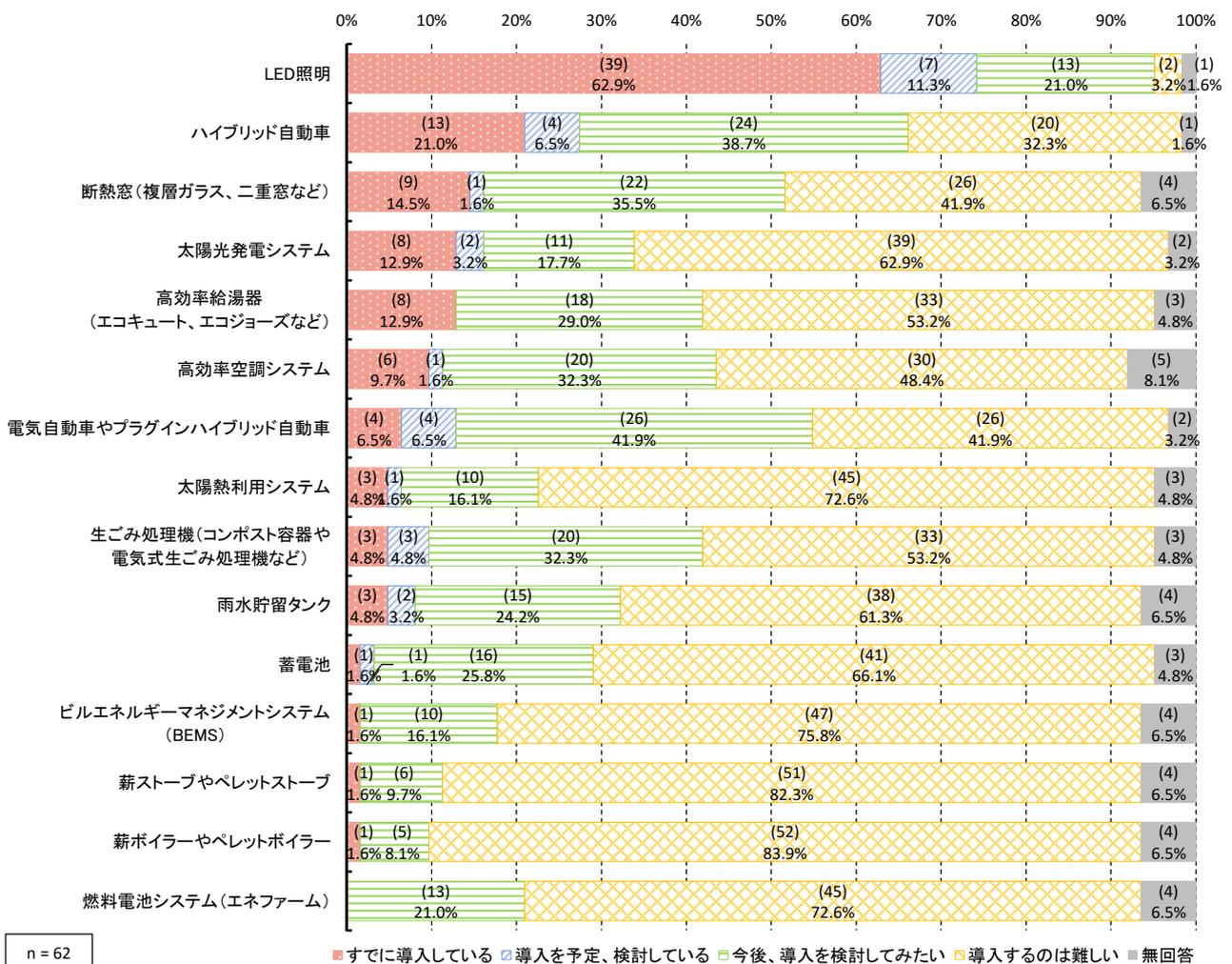
■ 既の実施している ■ 今後実施していきたい ■ 実施の予定はない ■ 当事業所には関連がない ■ 無回答

問 4

貴事業所では、再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備など、環境保全に関する設備を利用していますか。(あてはまるものにそれぞれ1つだけ○)

「すでに導入している」と回答した事業所の割合は、「LED 照明」が 62.9%で最も高く、次いで「ハイブリッド自動車」の 21.0%、「断熱窓（複層ガラス、二重窓など）」の 14.5%、「太陽光発電システム」及び「高効率給湯器（エコキュート、エコジョーズなど）」の 12.9%などとなっています。

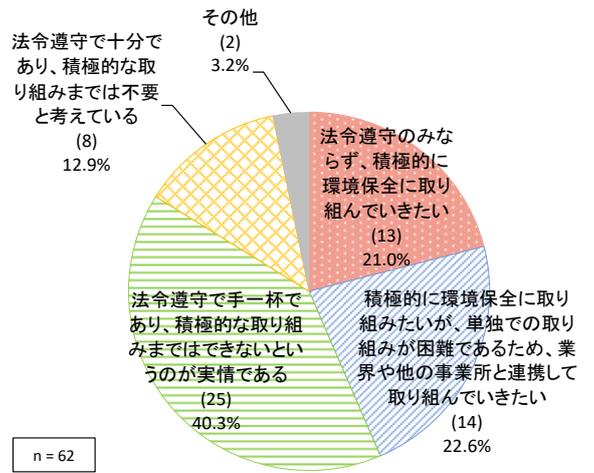
また、「今後、導入を検討してみたい」と回答した事業所の割合は、「電気自動車やプラグインハイブリッド自動車」が 41.9%で最も高く、次いで「ハイブリッド自動車」の 38.7%、「断熱窓（複層ガラス、二重窓など）」の 35.5%、「高効率空調システム」及び「生ごみ処理機（コンポスト容器や電気式生ごみ処理機など）」の 32.3%などとなっています。



問 5

貴事業所では、環境保全に取り組むことについて、どのようにお考えですか。（あてはまるものに1つだけ○）

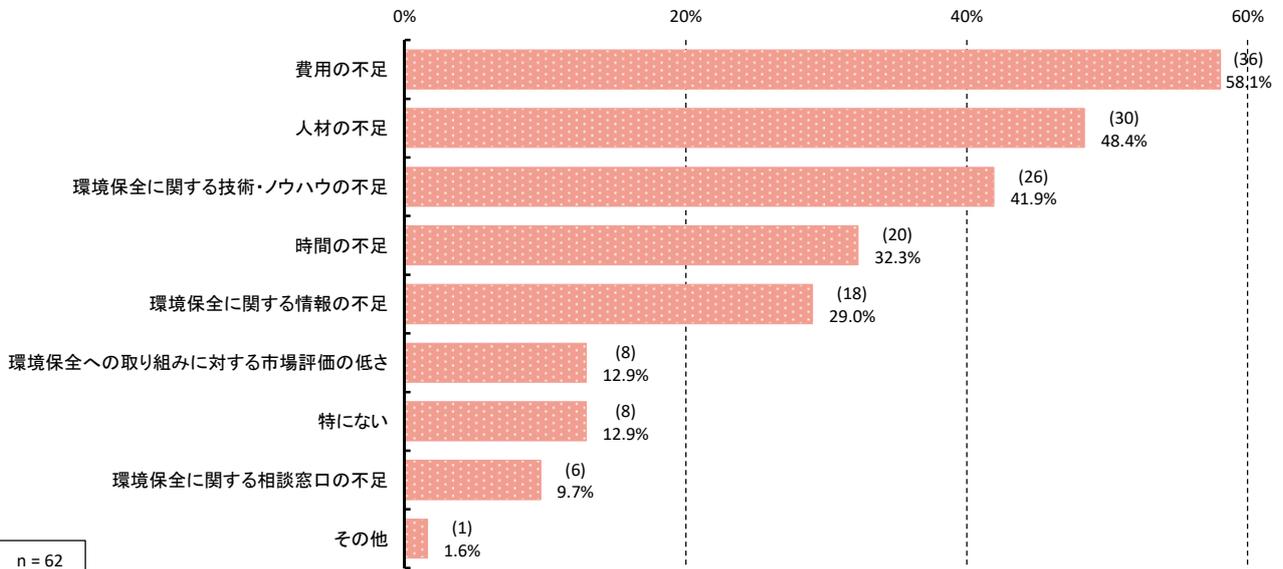
回答事業所の割合は、「法令遵守で手一杯であり、積極的な取り組みまではできないというのが実情である」が40.3%で最も高く、次いで「積極的に環境保全に取り組みたいが、単独での取り組みが困難であるため、業界や他の事業所と連携して取り組んでいきたい」の22.6%、「法令遵守のみならず、積極的に環境保全に取り組んでいきたい」の21.0%などとなっています。



問 6

貴事業所が、環境保全に取り組む上で、どのようなことが課題になっていますか。（あてはまるものにすべて○）

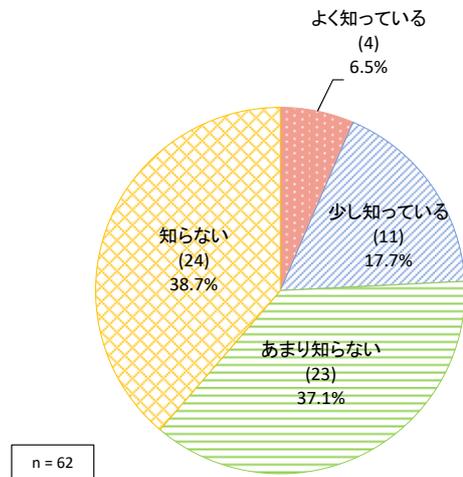
回答事業所の割合は、「費用の不足」が58.1%で最も高く、次いで「人材の不足」の48.4%、「環境保全に関する技術・ノウハウの不足」の41.9%などとなっています。



問 7

高梁市では、平成 24 年 7 月に「高梁市環境基本計画」を策定し、環境施策の推進を図っています。貴事業所は、「高梁市環境基本計画」を知っていますか。（あてはまるものに 1 つだけ○）

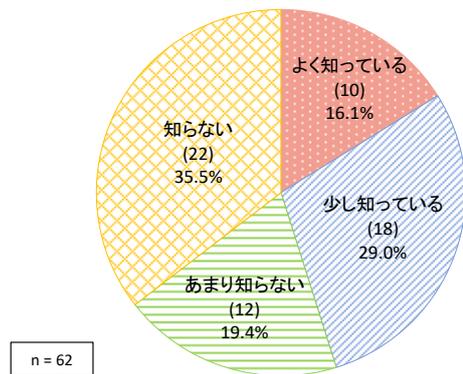
「よく知っている」と回答した事業所の割合は 6.5%と低く、「少し知っている」と回答した事業所の割合を合わせても 3 割以下となっています。



問 8

貴事業所は、「SDGs」という言葉を知っていますか。（あてはまるものに 1 つだけ○）

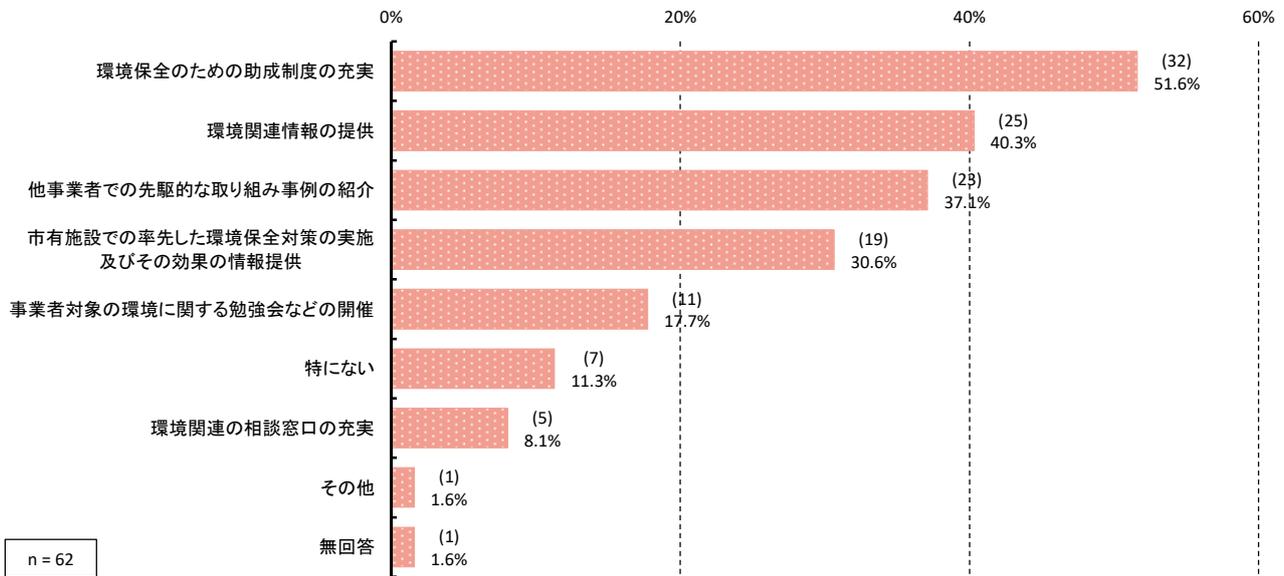
「よく知っている」と回答した事業所の割合は 16.1%と低く、「少し知っている」と回答した事業所の割合を合わせても 5 割以下となっています。



問 9

貴事業所が、環境保全に取り組んでいくために、高梁市に今後期待する支援等がありますか。(あてはまるものに3つまで○)

回答事業所の割合は、「環境保全のための助成制度の充実」が51.6%で最も高く、次いで「環境関連情報の提供」の40.3%、「他事業者での先駆的な取り組み事例の紹介」の37.1%などとなっています。



資料 4. 高梁市環境基本条例

高梁市環境基本条例

平成24年3月23日

条例第14号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等（第10条—第11条）

第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第12条—第18条）

第4章 施策の推進体制等（第19条—第20条）

第5章 雑則（第21条）

附則

前文

私たちのまち高梁は、吉備高原の自然豊かな地域にあり、豊かな森林と清らかな水、澄んだ空気など良好な環境の下に、個性ある歴史や文化を育みながら発展を続けてきた。

それらは、先人の努力により大切に守られ、誇るべき財産として引き継がれている。

しかしながら、近年、私たちが求めてきた物質的な豊かさと生活の利便を求めるくらしは、大量の資源やエネルギーを消費し、さまざまな形で環境への負荷をもたらすこととなり、それは、地域の環境のみならず地球環境を脅かすまでに至っている。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営むために、良好で快適な環境の恵みを受ける権利を有するとともに、このかけがえのない良好な環境を保全及び創造し、将来の世代へ引き継いでいく役割を担っている。

私たちは、このような自覚のもと、環境への負荷が少ない持続可能な地域社会を構築するため、市、事業者、市民及び市民団体の各々の役割を明確化するとともに、互いの協働により、豊かで良好な環境の保全及び創造に関する取組を積極的に推進することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、高梁市の良好な環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び市民団体の役割を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 市民の健康を維持し、安心かつ安全で文化的な生活を営むことができる生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）、自然環境及び歴史文化環境をいう。

- (2) 市民団体 主として市民又は事業者により組織された団体をいう。
- (3) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (4) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (5) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (6) 環境保全活動 環境を良好な状態に保つこと、又はより良い環境を創り出すことを主たる目的として自主的に行われる活動をいう。

（基本理念）

第3条 良好な環境の保全及び創造は、市民の健康で文化的な生活を営むことができる健全で恵み豊かな環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを旨として、適切に行われなければならない。

2 良好な環境の保全及び創造は、健全な経済活動の維持を図りながら、環境への負荷の少ない持続可能な社会が構築されることを旨として、市、事業者、市民及び市民団体のそれぞれの役割分担の下、自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 良好な環境の保全及び創造は、地域における多様な生態系を健全な状態で確保するとともに、人と自然との豊かなふれあいを保つことにより、人と自然が共生できるように、適切に行われなければならない。

4 地球環境の保全は、市、事業者、市民及び市民団体が人類共通の課題であることを認識し、それぞれの事業活動並びに日常生活及び環境保全活動において積極的に推進されなければならない。

（市の役割）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市域の自然的、歴史的、文化的及び社会的条件に応じた良好な環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、基本理念にのっとり、自らの施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減及び影響に配慮し、良好な環境の保全及び創造に努めなければならない。

（事業者の役割）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために自らの負担と責任において必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずるとともに、その事業活動に係

る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めなければならない。

- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用し、又は提供するように自ら積極的に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めなければならない。

(市民の役割)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において環境への負荷の低減に資する製品、役務等の利用及び資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等に努めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全及び創造に取り組むように努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めなければならない。

(市民団体の役割)

第7条 市民団体は、基本理念にのっとり、環境への負荷の低減その他の環境保全活動に取り組むように努めるとともに、その活動において市民の先導的な役割を担うべく市民が参画できる体制の整備、情報の提供及び環境保全活動の機会の充実又は学習の機会の提供に努めるものとする。

(各主体の協働)

第8条 市、事業者、市民及び市民団体は、第4条から前条までに規定するそれぞれの役割を果たすため、基本理念にのっとり、相互に連携し、協働して良好な環境の保全及び創造に関する施策及び環境保全活動を推進しなければならない。

(滞在者等の協力)

第9条 通勤、通学及び観光等で市内に滞在する者(市内を通過する者を含む。)は、第6条に規定する市民の役割に準じて良好な環境の保全及び創造に協力するように努めるものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等

(施策の策定等に係る基本指針)

第10条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 人の健康が保護され、生活環境及び自然環境が適正に保全及び創造されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全及び創造されること。
- (3) 人と自然が豊かにふれあうとともに、共生することができる恵み豊かな環境が確保されること。
- (4) 歴史的文化的遺産を保存し、その活用を図るとともに、地域の特性を生かした美しい景観の形成が図られることにより、快適な生活環境が確保されること。

(5) 資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用の促進、廃棄物の減量が促進されること。

(6) 地球環境の保全に資する取組がされること。

(環境基本計画)

第11条 市長は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、高梁市環境基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 良好な環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ事業者、市民及び市民団体（以下「市民等」という。）の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ高梁市附属機関条例（平成17年高梁市条例第2号）に規定する高梁市環境政策審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の策定及び実施における環境配慮)

第12条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本計画との整合性を確保するとともに、良好な環境の保全及び創造について十分配慮しなければならない。

(活動促進の措置)

第13条 市は、市民等が行う環境への負荷の低減その他の良好な環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育等の推進)

第14条 市は、市民等が自ら良好な環境の保全及び創造についての理解と関心を深めることにより、良好な環境の保全及び創造に関する活動が促進されるようにするため、環境に関する教育及び学習の推進並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第15条 市は、市民等の自発的な活動の促進に資するため、環境の状況その他の良好な環境の保全及び創造に関する必要な情報を収集し、市民等に適切に提供するように努めるものとする。

(市民環境月間)

第16条 市民等に広く良好な環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、積極的に良好な環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲を高めるため、高梁市民環境月間を設ける。

2 高梁市民環境月間は、毎年10月とする。

3 市は、高梁市民環境月間の趣旨にふさわしい事業の実施に努めるものとする。

(調査及び監視等の体制の整備)

第17条 市は、環境の状況の把握、環境の変化の予測その他良好な環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び適正に実施するために必要な事項の調査に努めるものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、良好な環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査を行う体制の整備に努めるものとする。

(地球環境の保全に関する施策の推進)

第18条 市は、すべての事業活動並びに日常生活及び環境保全活動において、地球環境の保全が積極的に推進されるように、施策の推進に努めるものとする。

第4章 施策の推進体制等

(推進体制の整備)

第19条 市は、市民等と市が協働し、良好な環境の保全及び創造に関する施策を積極的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第20条 市は、良好な環境の保全及び創造を図るため広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

第 2 次 高 梁 市 環 境 基 本 計 画

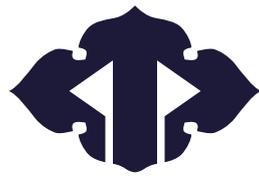
発行年月 令和 4 年 3 月

発行・編集 高梁市 市民生活部 環境課

〒716-8501 岡山県高梁市松原通 2043 番地

TEL : (0866)21-0259 FAX : (0866)21-0423

URL : <https://www.city.takahashi.lg.jp/>



高 梁 市



市の花 さくら



市の鳥 ヤマセミ



市の木 あかまつ